

熊本市公報

第 1390 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局総務厚生課

発行日 毎月 15 日・末日

目 次

条 例

○熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 69 号）	1756
○熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 70 号）	1766
○熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 71 号）	1767
○熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 72 号）	1768
○熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 73 号）	1769
○熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 74 号）	1771

規 則

○熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業清算事務取扱規則（規則第 94 号）	1783
○熊本市火災予防規則の一部を改正する規則（規則第 95 号）	1806
○保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則（規則第 96 号）	1811
○熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第 97 号）	1814
○熊本市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 98 号）	1820
○熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則（規則第 99 号）	1842

訓 令

○熊本市消防表彰に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 15 号）	1844
------------------------------------	------

告 示

○放置自転車の売却等（告示第 789 号）	1845
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 791 号）	1845
○熊本都市計画道路 3・5・45 号 上熊本弓削線の修正告示（告示第 792 号）	1846
○国道の供用開始（告示第 794 号）	1846
○市道の区域変更（告示第 795 号）	1846
○市道の供用開始（告示第 796 号）	1847
○市議会の臨時会の招集（告示第 798 号）	1847
○放置自転車の移動及び返還（告示第 799 号）	1848
○放置自転車の移動及び返還（告示第 800 号）	1848
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 801 号）	1849

○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 802 号）	1849
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 803 号）	1850
○平成 26 年第一回臨時会の付議事件の追加（告示第 805 号）	1850
○放置自転車の売却等（告示第 806 号）	1850
○熊本市の財政状況の公表（告示第 807 号）	1851
○市税督促状の公示送達（告示第 808 号）	1851
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 809 号）	1851
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 810 号）	1852
○生活保護法による指定介護機関の休止（告示第 811 号）	1853
○市道の区域変更（告示第 812 号）	1853
○市道の供用開始（告示第 813 号）	1853

公 告

○都市公園の供用開始（公告第 797 号）	1854
○開発行為に関する工事の完了（公告第 798 号）	1854
○開発行為に関する工事の完了（公告第 799 号）	1854
○開発行為に関する工事の完了（公告第 800 号）	1855
○開発行為に関する工事の完了（公告第 802 号）	1855
○大規模小売店舗立地法による新設届出（公告第 803 号）	1855
○開発行為に関する工事の完了（公告第 804 号）	1856
○開発行為に関する工事の完了（公告第 805 号）	1857
○開発行為に関する工事の完了（公告第 808 号）	1857
○開発行為に関する工事の完了（公告第 809 号）	1857
○開発行為に関する工事の完了（公告第 810 号）	1857
○開発行為に関する工事の完了（公告第 811 号）	1858
○開発行為に関する工事の完了（公告第 812 号）	1858
○開発行為に関する工事の完了（公告第 813 号）	1858
○開発行為に関する工事の完了（公告第 814 号）	1858
○大規模小売店舗立地法による変更届（公告第 815 号）	1859
○開発行為に関する工事の完了（公告第 816 号）	1863

中 央 区

○住民票の職権消除（中央区告示第 25 号）	1863
------------------------	------

交 通 局

○熊本市交通局文書規程の一部を改正する規定（交通局規程第 19 号）	1863
○熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規定（交通局規程第 20 号）	1864

上下水道局

○熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 16 号）	1871
--	------

○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 82 号）	1878
○給水装置工事の事業の休止（上下水道局告示第 83 号）	1879
○指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止（上下水道局告示第 84 号）	1879
○排水設備指定工事店の指定の取消し（上下水道局告示第 85 号）	1879

病 院 局

○熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局規程第 11 号）	1880
○平成 27・28 年度熊本市病院局競争入札（見積）参加資格者募集（病院局公告第 33 号）	1899

監 査

○住民監査請求による監査に基づく監査結果の公表（監委公告第 16 号）	1900
---	------

選挙管理委員会

○熊本市長選挙における当選人の住所及び氏名（選管告示第 28 号）	1906
---	------

条 例

条 例 第 6 9 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「2 1 6, 0 0 0 円」を「3 0 7, 0 0 0 円」に改める。

第 3 1 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 6 7. 5」を「1 0 0 分の 8 2. 5」に、
「1 0 0 分の 8 7. 5」を「1 0 0 分の 1 0 2. 5」に改め、同項第 2 号中
「1 0 0 分の 3 2. 5」を「1 0 0 分の 3 7. 5」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	138,100	188,200	225,200	264,100	291,300	322,600	368,100	414,800	466,300
	2	139,200	190,000	227,100	266,200	293,600	324,900	370,600	417,200	469,400
	3	140,400	191,800	229,000	268,200	295,900	327,200	373,100	419,600	472,500
	4	141,500	193,600	230,800	270,300	298,200	329,500	375,600	422,000	475,600
	5	142,600	195,200	232,500	272,400	300,300	331,700	377,900	423,900	478,600
	6	143,700	197,000	234,400	274,500	302,600	333,800	380,400	426,100	481,700
	7	144,800	198,800	236,300	276,600	304,900	336,000	382,900	428,300	484,800
	8	145,900	200,600	238,100	278,700	307,200	338,200	385,400	430,500	487,900
	9	147,000	202,400	239,800	280,700	309,400	340,500	388,000	432,600	490,800
	10	148,400	204,100	241,700	282,800	311,700	342,700	390,700	434,700	493,900
	11	149,700	205,900	243,500	284,900	314,000	344,900	393,400	436,800	497,000
	12	151,000	207,700	245,400	287,000	316,300	347,100	396,100	438,900	500,100
	13	152,300	209,300	247,200	289,100	318,500	349,100	398,700	440,800	502,900
	14	153,800	211,200	249,100	291,200	320,700	351,200	401,000	442,700	505,300
	15	155,300	213,100	250,900	293,300	322,900	353,300	403,300	444,700	507,700
	16	156,900	215,000	252,600	295,400	325,100	355,400	405,700	446,700	510,000
	17	158,200	216,900	254,400	297,500	327,200	357,400	407,600	448,600	512,300
	18	159,700	218,800	256,400	299,600	329,300	359,400	409,600	450,400	513,800
	19	161,200	220,700	258,400	301,700	331,400	361,400	411,500	452,200	515,200
	20	162,700	222,600	260,400	303,800	333,400	363,300	413,400	454,000	516,600
	21	164,100	224,300	262,300	305,900	335,500	365,300	415,300	455,800	517,800
	22	166,800	226,200	264,200	308,000	337,600	367,200	417,100	457,300	519,200
	23	169,400	228,000	266,100	310,100	339,700	369,200	419,000	458,800	520,600
	24	172,000	229,900	267,900	312,200	341,800	371,200	421,000	460,300	522,000
	25	174,700	231,500	269,900	314,200	343,500	373,300	422,900	461,800	523,200
	26	176,400	233,300	271,800	316,300	345,500	375,300	424,400	463,200	524,300
	27	178,100	235,000	273,700	318,400	347,500	377,300	426,000	464,600	525,500
	28	179,800	236,800	275,600	320,500	349,500	379,300	427,600	465,900	526,700
	29	181,300	238,300	277,500	322,500	351,300	380,900	429,200	466,900	527,900
	30	183,100	239,800	279,400	324,600	353,200	382,700	430,500	467,700	528,800
	31	184,800	241,300	281,300	326,700	355,100	384,400	431,800	468,500	529,700
	32	186,500	242,800	283,200	328,800	357,000	386,100	433,100	469,300	530,600
	33	188,100	244,300	284,900	330,500	358,900	387,800	434,300	470,000	531,400
	34	189,600	245,800	286,800	332,500	360,700	389,200	435,600	470,800	532,100
	35	191,100	247,300	288,700	334,600	362,500	390,800	436,900	471,500	532,800
	36	192,600	248,900	290,600	336,600	364,200	392,400	438,100	472,300	533,500
	37	193,900	250,200	292,300	338,500	365,700	394,000	439,400	473,100	534,200
	38	195,200	251,800	294,100	340,500	367,000	395,200	440,300	473,800	535,000
	39	196,500	253,400	295,900	342,500	368,400	396,400	441,200	474,600	535,900
	40	197,800	255,000	297,700	344,500	369,800	397,600	442,000	475,400	536,800
	41	199,100	256,400	299,500	346,400	371,300	398,700	442,600	476,200	537,700
	42	200,400	257,800	301,200	348,300	372,200	399,900	443,300	476,900	
	43	201,700	259,200	302,900	350,200	373,300	401,100	444,000	477,700	
	44	203,000	260,600	304,600	352,100	374,400	402,300	444,700	478,400	
	45	204,200	261,800	306,300	353,600	375,300	403,000	445,500	479,200	
	46	205,500	263,200	308,000	355,100	376,200	403,700	446,300		
	47	206,800	264,600	309,700	356,600	377,100	404,400	447,100		
	48	208,100	266,000	311,400	358,100	378,000	405,000	447,800		
	49	209,300	267,300	312,700	359,800	379,000	405,600	448,400		
	50	210,400	268,500	314,300	360,700	379,800	406,200	449,200		
51	211,500	269,800	315,900	361,900	380,600	406,900	450,000			

52	212,600	271,100	317,500	362,900	381,400	407,600	450,800
53	213,800	272,200	319,200	363,800	382,100	408,400	451,400
54	214,800	273,400	320,800	364,900	382,800	409,100	452,200
55	215,800	274,700	322,400	365,900	383,500	409,800	453,000
56	216,800	276,000	324,000	367,000	384,200	410,500	453,700
57	217,600	277,200	325,500	367,900	384,800	411,100	454,300
58	218,600	278,300	326,700	368,600	385,400	411,800	455,100
59	219,500	279,400	327,900	369,300	386,100	412,500	455,900
60	220,400	280,500	329,100	370,000	386,800	413,200	456,600
61	221,300	281,700	329,900	370,500	387,300	413,800	457,200
62	222,300	282,700	330,800	371,100	388,000	414,500	
63	223,300	283,700	331,600	371,800	388,600	415,200	
64	224,200	284,700	332,400	372,400	389,200	415,900	
65	225,000	285,500	333,200	372,800	389,700	416,200	
66	226,000	286,400	333,700	373,500	390,300	416,700	
67	227,000	287,300	334,500	374,200	390,900	417,300	
68	228,100	288,200	335,300	374,900	391,500	417,900	
69	228,900	289,100	336,100	375,400	391,900	418,400	
70	229,700	289,900	336,800	376,000	392,500	419,100	
71	230,500	290,700	337,500	376,600	393,200	419,800	
72	231,300	291,500	338,200	377,200	393,800	420,500	
73	232,100	292,300	338,700	377,700	394,100	421,000	
74	232,800	292,800	339,300	378,300	394,700	421,700	
75	233,500	293,200	339,900	378,900	395,400	422,400	
76	234,200	293,500	340,500	379,500	396,000	423,100	
77	234,900	293,900	340,800	379,900	396,400	423,600	
78	235,700	294,300	341,300	380,500	397,100		
79	236,500	294,600	341,800	381,100	397,800		
80	237,300	295,000	342,200	381,600	398,500		
81	238,000	295,300	342,600	382,100	399,000		
82	238,700	295,600	343,100	382,700	399,700		
83	239,400	295,900	343,600	383,200	400,400		
84	240,100	296,200	344,100	383,700	401,100		
85	240,800	296,500	344,500	384,300	401,600		
86	241,500	296,800	344,900	384,900			
87	242,200	297,100	345,400	385,500			
88	242,900	297,400	345,900	386,100			
89	243,600	297,700	346,200	386,800			
90	244,100	298,000	346,600	387,400			
91	244,600	298,300	347,000	388,000			
92	245,100	298,600	347,400	388,600			
93	245,400	298,900	347,800	389,300			
94		299,200	348,200				
95		299,500	348,600				
96		299,900	349,000				
97		300,300	349,300				
98		300,600	349,600				
99		301,000	350,100				
100		301,400	350,500				
101		301,700	350,800				
102		302,000	351,200				
103		302,300	351,600				
104		302,600	352,000				
105		302,900	352,500				
106		303,200	352,900				
107		303,500	353,300				
108		303,800	353,700				
109		304,100	354,200				

	110		304,400	354,600						
	111		304,700	355,000						
	112		305,000	355,300						
	113		305,300	355,800						
	114		305,600							
	115		305,900							
	116		306,200							
	117		306,500							
	118		306,800							
	119		307,100							
	120		307,400							
	121		307,700							
	122		308,000							
	123		308,300							
	124		308,600							
	125		308,900							
再任用職員		187,000	214,100	258,300	278,500	293,900	319,800	362,300	396,100	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2 (第 3 条関係)

消防職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	138,100	188,200	225,200	264,100	291,300	322,600	368,100	414,800	466,300	
2	139,200	190,000	227,100	266,200	293,600	324,900	370,600	417,200	469,400	
3	140,400	191,800	229,000	268,200	295,900	327,200	373,100	419,600	472,500	
4	141,500	193,600	230,800	270,300	298,200	329,500	375,600	422,000	475,600	
5	142,600	195,200	232,500	272,400	300,300	331,700	377,900	423,900	478,600	
6	143,700	197,000	234,400	274,500	302,600	333,800	380,400	426,100	481,700	
7	144,800	198,800	236,300	276,600	304,900	336,000	382,900	428,300	484,800	
8	145,900	200,600	238,100	278,700	307,200	338,200	385,400	430,500	487,900	
9	147,000	202,400	239,800	280,700	309,400	340,500	388,000	432,600	490,800	
10	148,400	204,100	241,700	282,800	311,700	342,700	390,700	434,700	493,900	
11	149,700	205,900	243,500	284,900	314,000	344,900	393,400	436,800	497,000	
12	151,000	207,700	245,400	287,000	316,300	347,100	396,100	438,900	500,100	
13	152,300	209,300	247,200	289,100	318,500	349,100	398,700	440,800	502,900	
14	153,800	211,200	249,100	291,200	320,700	351,200	401,000	442,700	505,300	
15	155,300	213,100	250,900	293,300	322,900	353,300	403,300	444,700	507,700	
16	156,900	215,000	252,600	295,400	325,100	355,400	405,700	446,700	510,000	
17	158,200	216,900	254,400	297,500	327,200	357,400	407,600	448,600	512,300	
18	159,700	218,800	256,400	299,600	329,300	359,400	409,600	450,400	513,800	
19	161,200	220,700	258,400	301,700	331,400	361,400	411,500	452,200	515,200	
20	162,700	222,600	260,400	303,800	333,400	363,300	413,400	454,000	516,600	
21	164,100	224,300	262,300	305,900	335,500	365,300	415,300	455,800	517,800	
22	166,800	226,200	264,200	308,000	337,600	367,200	417,100	457,300	519,200	
23	169,400	228,000	266,100	310,100	339,700	369,200	419,000	458,800	520,600	
24	172,000	229,900	267,900	312,200	341,800	371,200	421,000	460,300	522,000	
25	174,700	231,500	269,900	314,200	343,500	373,300	422,900	461,800	523,200	
26	176,400	233,300	271,800	316,300	345,500	375,300	424,400	463,200	524,300	
27	178,100	235,000	273,700	318,400	347,500	377,300	426,000	464,600	525,500	
28	179,800	236,800	275,600	320,500	349,500	379,300	427,600	465,900	526,700	
29	181,300	238,300	277,500	322,500	351,300	380,900	429,200	466,900	527,900	
30	183,100	239,800	279,400	324,600	353,200	382,700	430,500	467,700	528,800	
31	184,800	241,300	281,300	326,700	355,100	384,400	431,800	468,500	529,700	
32	186,500	242,800	283,200	328,800	357,000	386,100	433,100	469,300	530,600	
33	188,100	244,300	284,900	330,500	358,900	387,800	434,300	470,000	531,400	
34	189,600	245,800	286,800	332,500	360,700	389,200	435,600	470,800	532,100	
35	191,100	247,300	288,700	334,600	362,500	390,800	436,900	471,500	532,800	
36	192,600	248,900	290,600	336,600	364,200	392,400	438,100	472,300	533,500	
37	193,900	250,200	292,300	338,500	365,700	394,000	439,400	473,100	534,200	
38	195,200	251,800	294,100	340,500	367,000	395,200	440,300	473,800	535,000	
39	196,500	253,400	295,900	342,500	368,400	396,400	441,200	474,600	535,900	
40	197,800	255,000	297,700	344,500	369,800	397,600	442,000	475,400	536,800	
41	199,100	256,400	299,500	346,400	371,300	398,700	442,600	476,200	537,700	
42	200,400	257,800	301,200	348,300	372,200	399,900	443,300	476,900		
43	201,700	259,200	302,900	350,200	373,300	401,100	444,000	477,700		
44	203,000	260,600	304,600	352,100	374,400	402,300	444,700	478,400		
45	204,200	261,800	306,300	353,600	375,300	403,000	445,500	479,200		
46	205,500	263,200	308,000	355,100	376,200	403,700	446,300			
47	206,800	264,600	309,700	356,600	377,100	404,400	447,100			
48	208,100	266,000	311,400	358,100	378,000	405,000	447,800			
49	209,300	267,300	312,700	359,800	379,000	405,600	448,400			
50	210,400	268,500	314,300	360,700	379,800	406,200	449,200			
51	211,500	269,800	315,900	361,900	380,600	406,900	450,000			

52	212, 600	271, 100	317, 500	362, 900	381, 400	407, 600	450, 800
53	213, 800	272, 200	319, 200	363, 800	382, 100	408, 400	451, 400
54	214, 800	273, 400	320, 800	364, 900	382, 800	409, 100	452, 200
55	215, 800	274, 700	322, 400	365, 900	383, 500	409, 800	453, 000
56	216, 800	276, 000	324, 000	367, 000	384, 200	410, 500	453, 700
57	217, 600	277, 200	325, 500	367, 900	384, 800	411, 100	454, 300
58	218, 600	278, 300	326, 700	368, 600	385, 400	411, 800	455, 100
59	219, 500	279, 400	327, 900	369, 300	386, 100	412, 500	455, 900
60	220, 400	280, 500	329, 100	370, 000	386, 800	413, 200	456, 600
61	221, 300	281, 700	329, 900	370, 500	387, 300	413, 800	457, 200
62	222, 300	282, 700	330, 800	371, 100	388, 000	414, 500	
63	223, 300	283, 700	331, 600	371, 800	388, 600	415, 200	
64	224, 200	284, 700	332, 400	372, 400	389, 200	415, 900	
65	225, 000	285, 500	333, 200	372, 800	389, 700	416, 200	
66	226, 000	286, 400	333, 700	373, 500	390, 300	416, 700	
67	227, 000	287, 300	334, 500	374, 200	390, 900	417, 300	
68	228, 100	288, 200	335, 300	374, 900	391, 500	417, 900	
69	228, 900	289, 100	336, 100	375, 400	391, 900	418, 400	
70	229, 700	289, 900	336, 800	376, 000	392, 500	419, 100	
71	230, 500	290, 700	337, 500	376, 600	393, 200	419, 800	
72	231, 300	291, 500	338, 200	377, 200	393, 800	420, 500	
73	232, 100	292, 300	338, 700	377, 700	394, 100	421, 000	
74	232, 800	292, 800	339, 300	378, 300	394, 700	421, 700	
75	233, 500	293, 200	339, 900	378, 900	395, 400	422, 400	
76	234, 200	293, 500	340, 500	379, 500	396, 000	423, 100	
77	234, 900	293, 900	340, 800	379, 900	396, 400	423, 600	
78	235, 700	294, 300	341, 300	380, 500	397, 100		
79	236, 500	294, 600	341, 800	381, 100	397, 800		
80	237, 300	295, 000	342, 200	381, 600	398, 500		
81	238, 000	295, 300	342, 600	382, 100	399, 000		
82	238, 700	295, 600	343, 100	382, 700	399, 700		
83	239, 400	295, 900	343, 600	383, 200	400, 400		
84	240, 100	296, 200	344, 100	383, 700	401, 100		
85	240, 800	296, 500	344, 500	384, 300	401, 600		
86	241, 500	296, 800	344, 900	384, 900			
87	242, 200	297, 100	345, 400	385, 500			
88	242, 900	297, 400	345, 900	386, 100			
89	243, 600	297, 700	346, 200	386, 800			
90	244, 100	298, 000	346, 600	387, 400			
91	244, 600	298, 300	347, 000	388, 000			
92	245, 100	298, 600	347, 400	388, 600			
93	245, 400	298, 900	347, 800	389, 300			
94		299, 200	348, 200				
95		299, 500	348, 600				
96		299, 900	349, 000				
97		300, 300	349, 300				
98		300, 600	349, 600				
99		301, 000	350, 100				
100		301, 400	350, 500				
101		301, 700	350, 800				
102		302, 000	351, 200				
103		302, 300	351, 600				
104		302, 600	352, 000				
105		302, 900	352, 500				
106		303, 200	352, 900				
107		303, 500	353, 300				
108		303, 800	353, 700				
109		304, 100	354, 200				

	110		304,400	354,600						
	111		304,700	355,000						
	112		305,000	355,300						
	113		305,300	355,800						
	114		305,600							
	115		305,900							
	116		306,200							
	117		306,500							
	118		306,800							
	119		307,100							
	120		307,400							
	121		307,700							
	122		308,000							
	123		308,300							
	124		308,600							
	125		308,900							
再任 用職 員		187,000	214,100	258,300	278,500	293,900	319,800	362,300	396,100	447,500

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第 3 (第 3 条関係)

医療職員給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600	564,000
	2	242,600	328,800	395,500	470,900	567,100
	3	245,100	331,900	398,400	473,200	570,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500	573,300
	5	249,900	337,800	404,000	477,800	576,200
	6	253,700	341,100	406,800	480,000	578,600
	7	257,500	344,400	409,600	482,200	581,000
	8	261,300	347,700	412,400	484,400	583,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500	585,600
	10	268,900	353,900	417,700	488,600	587,100
	11	272,900	357,100	420,400	490,700	588,600
	12	276,900	360,300	423,100	492,800	590,100
	13	280,700	363,400	425,600	494,900	591,600
	14	284,700	367,100	428,100	497,000	592,700
	15	288,700	370,700	430,500	499,100	593,800
	16	292,700	374,400	433,000	501,200	594,700
	17	296,500	378,000	435,200	503,300	595,900
	18	300,100	380,700	437,600	505,300	596,900
	19	303,700	383,500	440,000	507,300	597,900
	20	307,300	386,300	442,400	509,300	598,900
	21	311,000	389,200	444,500	511,100	599,900
	22	314,800	391,800	446,900	512,900	
	23	318,500	394,400	449,300	514,800	
	24	322,200	397,000	451,600	516,700	
	25	325,800	399,400	453,800	518,400	
	26	328,600	401,700	456,100	520,200	
	27	331,400	404,000	458,400	522,000	
	28	334,200	406,300	460,700	523,800	
	29	337,000	408,700	462,900	525,700	
	30	339,400	410,800	465,200	527,500	
	31	341,800	412,800	467,500	529,300	
	32	344,200	414,900	469,800	531,100	
	33	346,600	417,000	471,800	532,700	
	34	349,100	419,000	473,900	534,500	
	35	351,500	421,000	476,000	536,200	
	36	354,000	423,000	478,100	538,000	
	37	356,400	425,100	480,200	539,600	
	38	358,800	427,100	482,000	541,200	
	39	361,200	429,100	483,800	542,600	
	40	363,600	431,100	485,600	544,200	
	41	365,900	433,100	487,300	545,700	
	42	367,400	434,900	489,100	547,100	
	43	368,900	436,700	490,900	548,500	
	44	370,400	438,500	492,700	549,800	
	45	371,900	440,400	494,300	551,000	
	46	373,300	442,200	496,000	552,000	
	47	374,800	444,000	497,800	553,000	
	48	376,300	445,800	499,600	554,000	
	49	377,600	447,600	501,200	555,000	
	50	378,600	449,300	502,500	555,900	
	51	379,600	451,100	503,800	556,800	

	52	380,600	452,900	505,100	557,700	
	53	381,600	454,800	506,400	558,500	
	54	382,500	456,000	507,700	559,400	
	55	383,400	457,200	509,000	560,300	
	56	384,300	458,400	510,300	561,200	
	57	385,300	459,600	511,300	562,100	
	58	386,200	460,600	512,100	563,000	
	59	387,000	461,600	512,900	563,900	
	60	387,900	462,600	513,700	564,600	
	61	388,700	463,400	514,600	565,500	
	62	389,200	464,100	515,400	566,400	
	63	389,700	464,800	516,300	567,300	
	64	390,200	465,500	517,100	568,200	
	65	390,500	466,200	518,000	569,100	
	66		466,900	518,900		
	67		467,600	519,600		
	68		468,300	520,500		
	69		468,800	521,400		
	70		469,500	522,200		
	71		470,200	523,100		
	72		470,900	524,000		
	73		471,300	524,800		
	74		471,900	525,700		
	75		472,600	526,600		
	76		473,300	527,300		
	77		473,700	528,100		
	78		474,300	529,000		
	79		474,900	529,900		
	80		475,400	530,800		
	81		476,000	531,600		
	82		476,500	532,500		
	83		477,000	533,400		
	84		477,500	534,300		
	85		477,900	535,100		
	86		478,500	536,000		
	87		478,900	536,900		
	88		479,400	537,800		
	89		479,900	538,600		
	90		480,500			
	91		481,100			
	92		481,500			
	93		482,000			
	94		482,600			
	95		483,200			
	96		483,800			
	97		484,300			
再任 用職 員		293,800	336,200	390,600	463,700	563,600

備考 この表は、保健所等の医師及び歯科医師に適用する。

第 2 条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項第 1 号中「100 分の 82.5」を「100 分の 75」に、
「100 分の 102.5」を「100 分の 95」に改め、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分の 35」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中熊本市一般職の職員の給与に関する条例第 31 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正規定 平成 26 年 12 月 1 日

(2) 第 2 条の規定 平成 27 年 4 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第 14 条第 1 項及び別表第 1 から別表第 3 までの規定は、平成 26 年 4 月 1 日（次項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

条 例 第 7 0 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市長等の給与に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 5 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

第 2 条 熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 4 0」を「1 0 0 分の 1 4 7 . 5」に、
「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 2 6 年 1 2 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 7 1 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和 4 1 年条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 5 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

第 7 条第 3 項中「3 0 6, 0 0 0 円」を「3 0 7, 0 0 0 円」に改める。

第 2 条 熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 4 0」を「1 0 0 分の 1 4 7. 5」に、
「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 6 2. 5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 2 6 年 1 2 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 7 2 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市教育長の給与等に関する条例（平成 1 0 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 5 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

第 2 条 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 4 0」を「1 0 0 分の 1 4 7 . 5」に、
「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 2 6 年 1 2 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 73 号

平成 26 年 11 月 28 日

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項及び第 11 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 170」に改める。

別表中「375, 000」を「377, 000」に、「424, 000」を「426, 000」に、「477, 000」を「479, 000」に、「541, 000」を「542, 000」に、「617, 000」を「618, 000」に、「721, 000」を「722, 000」に、「844, 000」を「845, 000」に改める。

第 2 条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項及び第 11 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 170」を「100 分の 140」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 155」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 9 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の改正規定 平成 26 年 12 月 1 日
 - (2) 第 2 条の規定 平成 27 年 4 月 1 日
- 2 第 1 条の規定による改正後の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- （給与の内払）
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

条 例 第 74 号

平成 26 年 11 月 28 日

熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）

の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 1 号中「100 分の 67.5」を「100 分の 82.5」に改め、
同項第 2 号中「100 分の 32.5」を「100 分の 37.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	151,337	195,665	333,263	424,326
	2	152,841	197,370	335,570	426,132
	3	154,346	198,975	337,877	427,937
	4	155,850	200,680	340,183	429,742
	5	157,555	202,485	342,490	431,347
	6	159,461	204,190	344,797	432,951
	7	161,266	205,895	347,103	434,857
	8	163,071	207,500	349,410	436,762
	9	164,876	209,305	351,616	438,568
	10	166,982	211,210	353,823	440,373
	11	168,988	213,116	356,029	442,278
	12	170,994	215,021	358,235	444,184
	13	173,000	216,726	360,442	445,889
	14	175,206	218,732	362,448	447,794
	15	177,413	220,738	364,453	449,700
	16	179,619	222,744	366,559	451,605
	17	181,926	224,649	368,465	453,310
	18	184,533	227,357	370,471	455,116
	19	187,040	230,065	372,477	456,921
	20	189,548	232,773	374,482	458,726
	21	192,055	235,581	376,488	460,331
	22	193,760	238,489	378,494	462,136
	23	195,465	241,398	380,500	464,041
	24	197,170	244,206	382,405	465,746
	25	198,674	246,913	383,910	467,451
	26	200,379	249,722	385,815	469,156
	27	202,084	252,530	387,721	470,761
	28	203,688	255,338	389,626	472,466
	29	205,193	258,146	391,532	474,271
	30	206,898	260,754	393,537	475,876
	31	208,603	263,361	395,543	477,480
	32	210,308	265,969	397,549	479,185
	33	211,912	268,376	399,354	480,890
	34	213,717	270,983	401,059	481,893

	35	215, 523	273, 490	402, 764	482, 896
	36	217, 328	275, 998	404, 569	483, 698
	37	218, 933	278, 505	405, 773	484, 801
	38	220, 738	281, 012	407, 277	
	39	222, 543	283, 620	408, 681	
	40	224, 348	286, 227	410, 186	
	41	226, 254	288, 734	411, 891	
	42	228, 059	291, 342	413, 295	
	43	229, 864	293, 849	414, 699	
	44	231, 569	296, 356	416, 303	
	45	233, 374	298, 663	417, 908	
	46	235, 079	301, 271	419, 212	
	47	236, 784	303, 878	420, 816	
	48	238, 489	306, 586	422, 421	
	49	240, 094	309, 093	424, 126	
	50	241, 799	311, 601	425, 530	
	51	243, 504	314, 108	427, 135	
	52	245, 209	316, 615	428, 739	
	53	246, 613	319, 022	430, 444	
	54	248, 217	321, 228	431, 949	
	55	249, 822	323, 435	433, 553	
	56	251, 527	325, 641	435, 158	
	57	253, 031	327, 948	436, 662	
	58	254, 536	330, 154	438, 167	
	59	256, 140	332, 361	439, 571	
	60	257, 745	334, 467	441, 075	
	61	259, 249	336, 673	442, 680	
	62	260, 854	338, 879	444, 184	
	63	262, 458	341, 086	445, 688	
	64	263, 963	343, 292	447, 193	
	65	265, 467	345, 298	448, 898	
	66	267, 172	347, 504	450, 402	
	67	268, 777	349, 711	451, 906	
	68	270, 482	351, 917	453, 511	
	69	271, 986	353, 923	455, 116	
	70	273, 490	356, 029	456, 620	
	71	274, 995	358, 135	458, 225	
	72	276, 499	360, 241	459, 829	
	73	277, 703	362, 046	461, 334	
	74	279, 107	363, 952	462, 336	
	75	280, 511	365, 958	463, 339	

	76	281, 915	367, 863	464, 142	
	77	283, 319	369, 869	464, 944	
	78	284, 522	371, 574		
	79	285, 726	373, 279		
	80	286, 929	374, 984		
	81	288, 233	376, 488		
	82	289, 436	377, 993		
	83	290, 640	379, 497		
	84	291, 843	381, 001		
	85	293, 047	382, 104		
	86	294, 250	383, 508		
	87	295, 454	384, 913		
	88	296, 657	386, 317		
	89	297, 861	387, 620		
	90	299, 064	388, 924		
	91	300, 268	390, 228		
	92	301, 471	391, 532		
	93	302, 274	392, 835		
	94	303, 377	394, 039		
	95	304, 580	395, 343		
	96	305, 784	396, 646		
	97	306, 787	398, 051		
	98	307, 890	399, 053		
	99	308, 993	400, 157		
	100	310, 096	401, 260		
	101	310, 999	402, 162		
	102	312, 102	403, 165		
	103	313, 205	404, 268		
	104	314, 308	405, 372		
	105	314, 910	406, 074		
	106	315, 813	407, 077		
	107	316, 615	408, 080		
	108	317, 417	409, 082		
	109	318, 320	409, 885		
	110	318, 721	410, 787		
	111	319, 223	411, 690		
	112	319, 724	412, 492		
	113	320, 326	413, 094		
	114	320, 727	413, 796		
	115	321, 228	414, 498		
	116	321, 730	415, 200		

	117	322, 332	415, 902		
	118	322, 833	416, 704		
	119	323, 334	417, 306		
	120	323, 836	418, 109		
	121	324, 337	418, 710		
	122	324, 739	419, 111		
	123	325, 240	419, 613		
	124	325, 741	419, 914		
	125	326, 343	420, 315		
	126	326, 644	420, 816		
	127	326, 945	421, 318		
	128	327, 246	421, 819		
	129	327, 547	422, 220		
	130	327, 848	422, 722		
	131	328, 148	423, 223		
	132	328, 449	423, 725		
	133	328, 650	424, 126		
	134	328, 850	424, 627		
	135	329, 051	425, 129		
	136	329, 352	425, 630		
	137	329, 653	426, 031		
	138	329, 853			
	139	330, 154			
	140	330, 455			
	141	330, 656			
	142	330, 856			
	143	331, 157			
	144	331, 358			
	145	331, 659			
	146	331, 859			
	147	332, 160			
	148	332, 461			
	149	332, 661			
	150	332, 862			
	151	333, 163			
	152	333, 464			
	153	333, 664			
再任用 職員		234, 678	278, 304	336, 372	422, 421

備考

1 この表は、市立高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助

教諭、講師及び実習助手並びに市立総合ビジネス専門学校の校長、教頭及び教員に適用する。

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7, 7 2 2 円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	151,337	167,183	288,534
	2	152,841	169,289	291,643
	3	154,346	171,395	294,752
	4	155,850	173,601	297,861
	5	157,555	175,607	300,569
	6	159,461	177,814	303,477
	7	161,266	180,020	306,586
	8	163,071	182,226	309,695
	9	164,876	184,533	312,704
	10	166,982	187,341	315,612
	11	168,988	190,049	318,521
	12	170,994	192,757	321,429
	13	173,000	195,665	324,137
	14	175,206	197,370	326,443
	15	177,413	198,975	328,650
	16	179,619	200,680	330,957
	17	181,926	202,485	333,263
	18	184,533	204,190	335,570
	19	187,040	205,895	337,877
	20	189,548	207,500	340,183
	21	192,055	209,305	342,490
	22	193,760	211,210	344,797
	23	195,465	213,116	347,103
	24	197,170	215,021	349,410
	25	198,674	216,726	351,616
	26	200,279	218,732	353,522
	27	201,883	220,738	355,427
	28	203,388	222,744	357,333
	29	205,093	224,649	359,238
	30	206,797	227,357	361,144
	31	208,502	230,065	362,849
	32	210,207	232,773	364,754
	33	211,712	235,581	366,559
	34	213,417	238,489	368,264
	35	215,122	241,398	370,070

	36	216, 826	244, 206	371, 875
	37	218, 331	246, 913	373, 780
	38	220, 036	249, 722	375, 385
	39	221, 741	252, 530	376, 990
	40	223, 446	255, 338	378, 594
	41	225, 251	258, 146	379, 898
	42	227, 056	260, 754	381, 402
	43	228, 861	263, 361	382, 907
	44	230, 566	265, 969	384, 411
	45	232, 472	268, 376	386, 016
	46	234, 177	270, 983	387, 620
	47	235, 882	273, 490	389, 225
	48	237, 587	275, 998	390, 830
	49	239, 291	278, 505	392, 234
	50	240, 996	281, 012	393, 738
	51	242, 701	283, 620	395, 242
	52	244, 306	286, 227	396, 747
	53	245, 610	288, 734	397, 950
	54	247, 315	291, 342	399, 254
	55	248, 919	293, 849	400, 357
	56	250, 624	296, 356	401, 561
	57	252, 028	298, 663	403, 065
	58	253, 533	301, 271	404, 268
	59	255, 037	303, 878	405, 572
	60	256, 541	306, 586	406, 876
	61	258, 046	309, 093	408, 180
	62	259, 550	311, 601	409, 183
	63	261, 054	314, 108	410, 587
	64	262, 458	316, 615	411, 991
	65	263, 762	319, 022	413, 194
	66	265, 367	321, 228	414, 297
	67	266, 971	323, 435	415, 501
	68	268, 476	325, 641	416, 704
	69	270, 181	327, 948	417, 707
	70	271, 685	330, 154	418, 911
	71	273, 189	332, 361	420, 114
	72	274, 694	334, 467	421, 318
	73	275, 897	336, 673	422, 120
	74	277, 201	338, 879	422, 922
	75	278, 505	341, 086	423, 725
	76	279, 809	343, 292	424, 527

	77	281, 213	345, 198	425, 129
	78	282, 416	347, 103	425, 931
	79	283, 620	349, 009	426, 633
	80	284, 823	350, 914	427, 335
	81	286, 127	352, 719	428, 138
	82	287, 230	354, 525	428, 739
	83	288, 434	356, 330	429, 241
	84	289, 637	358, 135	429, 943
	85	290, 640	359, 539	430, 645
	86	291, 643	361, 244	431, 146
	87	292, 646	362, 949	431, 748
	88	293, 649	364, 554	432, 450
	89	294, 752	366, 058	433, 152
	90	295, 654	367, 362	433, 754
	91	296, 557	368, 766	434, 456
	92	297, 460	370, 170	434, 957
	93	297, 961	371, 674	435, 459
	94	298, 763	372, 978	
	95	299, 566	374, 282	
	96	300, 368	375, 586	
	97	301, 170	376, 588	
	98	301, 973	377, 591	
	99	302, 775	378, 594	
	100	303, 577	379, 597	
	101	304, 480	380, 700	
	102	304, 981	381, 703	
	103	305, 483	382, 706	
	104	305, 984	383, 709	
	105	306, 185	384, 511	
	106	306, 586	385, 414	
	107	306, 887	386, 317	
	108	307, 188	387, 319	
	109	307, 388	388, 222	
	110	307, 589	389, 225	
	111	307, 890	390, 228	
	112	308, 191	391, 231	
	113	308, 391	391, 833	
	114	308, 592	392, 735	
	115	308, 792	393, 638	
	116	309, 093	394, 540	
	117	309, 394	395, 343	

	118	309,695	396,145	
	119	309,996	396,947	
	120	310,297	397,750	
	121	310,397	398,351	
	122	310,598	399,154	
	123	310,899	399,856	
	124	311,199	400,558	
	125	311,400	401,260	
	126		401,962	
	127		402,463	
	128		403,065	
	129		403,767	
	130		404,369	
	131		405,071	
	132		405,673	
	133		405,973	
	134		406,575	
	135		407,177	
	136		407,578	
	137		407,979	
	138		408,581	
	139		409,183	
	140		409,784	
	141		410,186	
	142		410,787	
	143		411,389	
	144		411,991	
	145		412,392	
	146		412,994	
	147		413,595	
	148		414,197	
	149		414,598	
再任用 職員		225,853	274,995	329,552

備考

- この表は、市立幼稚園の園長、教諭、助教諭及び講師並びに市立小学校及び市立中学校の講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に 7, 5 2 1 円をそれぞれ

れ加算した額とする。

第 2 条 熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 1 号中「100 分の 82.5」を「100 分の 75」に改め、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分の 35」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正規定 平成 26 年 12 月 1 日

(2) 第 2 条の規定 平成 27 年 4 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日（次項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

規 則

規 則 第 94 号

平成 26 年 11 月 17 日

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業清算事務取扱規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業清算事務取扱規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 項の規定により熊本市（以下「施行者」という。）が施行する熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付事務に関し、法、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）及び熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行条例（平成 13 年条例第 45 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 清算金 条例第 22 条及び第 23 条の規定により算定された清算金をいう。
- (2) 徴収清算金 徴収すべき清算金(条例第 26 条第 2 項に規定する清算金を分割徴収する場合に付す利子を含む。)をいう。
- (3) 交付清算金 交付すべき清算金(条例第 26 条第 2 項に規定する清算金を分割交付する場合に付す利子を含む。)をいう。
- (4) 納入義務者 徴収清算金を納付すべき者をいう。
- (5) 受取人 交付清算金の交付を受けるべき者をいう。

(清算金の決定)

第 3 条 施行者は、清算金について、宅地の所有権又は宅地に存する所有権以外の権利を有する者ごとに、各権利に対する清算金の合算又は相殺を行い、徴収し、又は

交付すべき清算金を決定する。

2 共有又は準共有に係る権利がある場合は、共有者又は準共有者のそれぞれの持分に応じて清算金を分割した後、前項の規定により合算又は相殺を行う。

3 清算金について、相続人が数人ある場合は、前項の規定を準用する。

(清算金の通知)

第 4 条 施行者は、前条の規定により徴収し、又は交付すべき清算金の額が決定したときは、条例第 25 条の規定に基づき、清算金通知書（様式第 1 号）により、徴収清算金については納入義務者に、交付清算金については関係権利者（受取人及び受取人に対し当該交付清算金に係る債権について先取特権、質権又は抵当権を有する者をいう。）に通知する。

(分割納付の利率)

第 5 条 条例第 26 条第 2 項の規定により市長が定める利率は、法第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告の日の翌日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和 49 年大蔵省令第 42 号）第 15 条第 2 項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付利率のうち最も低い貸付利率（当該貸付利率が年 6 パーセントを超えるときは、年 6 パーセント）とする。

(分割納付の申請)

第 6 条 条例第 27 条第 1 項の規定により分割納付を申し出る場合は、徴収清算金分割納付申請書（様式第 2 号）を施行者に提出しなければならない。

(分割納付の許可)

第 7 条 施行者は、前条の申請書を審査し、当該分割納付を許可したときは、徴収清算金分割納付許可書（様式第 3 号）により分割納付を申し出た者に通知する。

(納入の通知)

第 8 条 施行者は、徴収清算金を徴収しようとするときは、納付期限の 14 日前までに熊本市会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）に定める納入通知書により納入義務者に通知する。

(繰上納付の申出)

第 9 条 条例第 26 条第 6 項の規定により徴収清算金の残額の全部又は一部を繰り上げて納付しようとする者は、徴収清算金繰上納付申出書（様式第 4 号）を施行者に提出しなければならない。

(繰上納付額の通知)

第 10 条 施行者は、前条の規定による申出があったときは、徴収清算金繰上納付額通知書（様式第 5 号）により、繰上納付をしようとする者に対し、その納付すべき額を通知する。

(分割納付の取消し)

第 11 条 施行者は、条例第 26 条第 8 項の規定により未納の清算金の全部又は一部につき納付期限を繰り上げて徴収するときは、徴収清算金分割納付許可取消通知書（様式第 6 号）により納入義務者に通知する。

(清算金債務の引受け)

第 12 条 徴収清算金に係る債務を引き受けようとする者（以下「債務引受人」という。）は、納入義務者及び債務引受人が連署押印した重畳的債務引受の申出書（様式第 7 号）を施行者に提出しなければならない。

2 施行者は、前項の規定による申出を承諾したときは、重畳的債務引受の承諾書（様式第 8 号）を申出者に送付する。

(清算金債務の相続)

第 13 条 徴収清算金に係る債務の納入義務者について相続があった場合は、相続によりその債務を承継した者（以下「相続債務承継人」という。）は、清算金債務の承継届（様式第 9 号）により施行者に届け出なければならない。ただし、清算金債務の承継届に代えて相続債務承継人の全員の氏名及び住所並びにこれらの相続債務承継人の相続分を確認するに足る資料の提出をする場合は、この限りでない。

2 施行者は、徴収清算金に係る債務の納入義務者について相続があったことを知った場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める相続分について、相続債務承継人に対し、清算金債務承継通知書（様式第 10 号）により通知する。

(1) 前項の規定によりなされた届出又は資料の提出により相続債務承継人の相続分が判明する場合 届出又は資料により判明した相続分

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 法定相続分

(交付の通知等)

第 14 条 施行者は、交付清算金を一括して交付しようとするときは交付清算金交付通知書（様式第 11 号）により、分割して交付しようとするときは交付清算金分割交付通知書（様式第 12 号）により受取人に通知する。ただし、法第 112 条第 1

項本文の規定により交付清算金の供託を行う場合は、この限りでない。

- 2 前項の通知を受けた者は、施行者が定める期日までに交付清算金請求書（様式第 13 号）を施行者に提出しなければならない。

（清算金債権の譲渡）

第 15 条 交付清算金に係る債権を譲渡しようとする者は、署名押印した債権譲渡の通知（様式第 14 号）を施行者に提出しなければならない。

- 2 前項の通知は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条第 2 項に規定する確定日付のある証書をもって行わなければならない。

（清算金債権の相続）

第 16 条 交付清算金に係る債権を相続により承継した者（以下「相続債権承継人」という。）は、清算金債権の承継届（様式第 15 号）により施行者に届け出なければならない。ただし、清算金債権の承継届に代えて相続債権承継人の全員の氏名及び住所並びにこれらの相続債権承継人の相続分を確認するに足る資料の提出をする場合は、この限りでない。

- 2 施行者は、交付清算金に係る債権の受取人について相続があったことを知った場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める相続分について、相続債権承継人に対し、当該交付清算金を交付する。

(1) 前項の規定によりなされた届出又は資料の提出により相続債権承継人の相続分が判明する場合 届出又は資料により判明した相続分

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 法定相続分

（督促状）

第 17 条 施行者は、徴収清算金を納付期限までに納付しない者があるときは、納付期限後 30 日以内に督促状（様式第 16 号）を発するものとする。

- 2 前項の督促状に指定すべき期限は、当該督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日とする。

（清算金徴収職員証）

第 18 条 法第 110 条第 5 項の規定により徴収清算金及び延滞金を徴収する職員は、清算金徴収職員証（様式第 17 号）を携帯し、関係者から請求があったときはこれを提示しなければならない。

（交付清算金の供託）

第 19 条 施行者は、交付清算金を交付する場合において、法第 112 条第 1 項本文に定める場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、当該交付清算金を供託する。

- (1) 受取人が交付清算金の受領を拒んだとき。
- (2) 受取人の所在が不明のとき。
- (3) 受取人を確知することができないとき（当該確知できないことについて、施行者に過失があるときを除く。）。

（供託不要の申出）

第 20 条 法第 112 条第 1 項ただし書の規定により供託しなくてもよい旨の申出をしようとする者は、施行者が定める期限までに清算金供託不要申出書（様式第 18 号）を施行者に提出しなければならない。

（雑則）

第 21 条 この規則に定めるもののほか、清算金の徴収及び交付事務について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

清算金通知書

第 年 月 日 号

様

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長

印

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行地区内の土地に係るあなたの清算金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

徴収清算金額	円
交付清算金額	円
うち供託する金額	円

(注意)

- 1 徴収清算金と交付清算金があるときは、これを相殺した金額を記載しています。
- 2 共有又は準共有に係る宅地又は権利に関する清算金は、各々の持分に応じて清算金を計算しています。
- 3 供託する金額は、交付清算金について従前の土地が、先取特権、質権又は抵当権の目的となっている場合に、その債権者から清算金供託不要の申出がないため供託するものです。
- 4 徴収清算金額が 5 万円を超える場合は、分割して納付することができます。ただし、分割する場合は、年 パーセントの利率で利子が加算されます。希望する方は、この通知を受けた日から 14 日以内に「徴収清算金分割納付申請書」を提出してください。
- 5 徴収清算金の納付時期及び場所については、「納入通知書」により通知します。
- 6 交付清算金の交付時期及び場所については、「交付清算金交付通知書」又は「交付清算金分割交付通知書」により通知します。

様式第 2 号（第 6 条関係）

徴収清算金分割納付申請書

年 月 日

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長 (宛)

住所
申請者

氏名 印

年 月 日付けで通知を受けた私の所有地の徴収清算金を、下記のとおり分割納付したいので申請します。

記

徴収清算金額（円）	分割納付		摘要
	期間	回数	

様式第 3 号（第 7 条関係）

徴収清算金分割納付許可書

第 号
年 月 日

様

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長

印

あなたから 年 月 日付けで申請のあった徴収清算金の分割納付については、下記のとおり許可します。

記

回数	納付金額（円）			納付期限	摘要
	元金（円）	利子（円）	計（円）		
計					

（注意）

- 1 納付金額を納付期限までに納付しない場合は、督促状の納付期限の翌日から督促額に年 10.75 パーセントの割合で算定した延滞金が加算されます。
- 2 分割納付を許可された徴収清算金を繰上納付しようとするときは、「徴収清算金繰上納付申出書」を提出してください。
- 3 納付金額を納付期限までに納付しないときは、分割納付の許可決定を取り消すことがあります。

様式第 4 号（第 9 条関係）

徴収清算金繰上納付申出書

年 月 日

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長

(宛)

住所

申出者

氏名

印

年 月 日付けで許可された徴収清算金の分割納付について、下記のとおり繰上納付をしたいので申し出ます。

記

回数	分割納付許可済		繰上納付		摘要
	元金（円）	利子（円）	元金（円）	利子（円）	
計					

様式第 5 号（第 10 条関係）

徴収清算金繰上納付額通知書

第 号
年 月 日

様

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長

印

年 月 日付けで申出のあった徴収清算金の繰上納付の額について、下記のとおりに通知します。

記

回数	納付金額（円）			納付期限	摘要
	元金（円）	利子（円）	計（円）		
計					

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

徴収清算金分割納付許可取消通知書

第 年 月 日 号

様

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長

印

あなたは 年 月 日付け 第 号で分割納付を許可した徴収清算金について、第 回分から納付期限内に納付していないので、分割納付の許可を取り消します。

なお、未納の徴収清算金の納付期限を下記のとおり指定します。

記

種別	金額	摘要
分割納付を取り消された徴収清算金額	円	
利子	円	
計	円	
指定納付期限	年 月 日	

(教示)

様式第 7 号（第 1 2 条第 1 項関係）

重疊的債務引受の申出書

年 月 日

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長 (宛)

住所
甲（債務者）

氏名 印

住所
乙（債務引受人）

氏名 印

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の換地処分に伴い、甲が熊本市に対して負担する次の清算金債務を乙は重疊的に引き受け、甲と連帯してその債務を履行しますので、承諾されたく申し出ます。

清算金債務の額 円（ 年 月 日付け通知）

（注意）

印は、実印を押印し、印鑑登録証明書（3 箇月以内に交付されたもの）を必ず添付してください。また、法人の場合は、代表者の資格を証する書面（3 箇月以内に交付されたもの）も併せて添付してください。

様式第 8 号（第 1 2 条第 2 項関係）

重疊的債務引受の承諾書

第 年 月 日

甲（債務者） 住所

氏名

様

乙（債務引受人） 住所

氏名

様

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長

印

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業の換地処分に伴い、甲が熊本市に対して負担する次の清算金債務を乙は重疊的に引き受け、甲乙連帯してその債務を履行することを約した 年 月 日付けの申出について、これを承諾します。

清算金債務の額

円（ 年 月 日付け通知）

様式第 9 号（第 13 条第 1 項関係）

年 月 日

清算金債務の承継届

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長 (宛)

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業の換地処分により確定した亡
名義の次の徴収清算金については、下記のとおり承継したので届けます。

徴収清算金の額 円(年 月 日付け通知)

記

住所	氏名	印	続柄	承継額（円）

(注意)

- 1 相続債務承継人の全員の氏名及び住所を確認するに足る書類（戸籍謄本、住民票等）並びに印鑑登録証明書（3 箇月以内に交付されたもの）を添付してください。
- 2 印の欄には、実印を押印してください。

様式第 10 号（第 13 条第 2 項関係）

清算金債務承継通知書

第 号
年 月 日

様

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長

印

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業の施行に伴い、下記 1 の徴収清算金を被
相続人 の相続人である 様 外 名より、（ 相続承継分（※）

・ 法定相続分 ）に基づき徴収することとなりました。

つきましては、あなたの清算金債務承継額は、下記 2 のとおりとなりましたので通知
します。

記

1 相続される清算金額

清算元金 円

利子 円

合計 円

2 あなたの清算金債務承継額

回数	納付金額（円）			納付期限	摘要
	元金（円）	利子（円）	計（円）		
計					

※ 「相続承継分」とは、「清算金債務の承継届」又は相続債務承継人の全員の氏名
及び住所並びにこれらの相続債務承継人の相続分を確認するに足る資料により判
明した相続分をいう。

様式第 1 1 号（第 1 4 条第 1 項関係）

交付清算金交付通知書

第 号
年 月 日

様

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長

印

あなたの所有地の交付清算金を次のとおり交付しますので、別紙添付の請求書に所定事項を記入し、記名押印の上 年 月 日までに提出してください。

交付金額	交付年月日	交付場所
円	年 月 日	請求書に記載された金融機関

様式第 1 2 号（第 1 4 条第 1 項関係）

交付清算金分割交付通知書

第 号
年 月 日

様

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長

印

あなたの所有地の交付清算金については、下記のとおり年 6 パーセントの利子を付して分割交付することに決定したので、別紙添付の請求書に所定事項を記入し、記名押印の上 年 月 日までに提出してください。

記

回数	交付金額			交付年月日	交付場所	摘要
	元金（円）	利子（円）	計（円）			
					請求書に 記載された 金融機関	
計						

様式第 1 3 号（第 1 4 条第 2 項関係）

年 月 日

交付清算金請求書

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長 (宛)

	千	百	十	万	千	百	十	円
金額								

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業の交付清算金として、上記の金額を請求しますので、下記の口座にお振り込みください。

住所

氏名

印

記

振込先	金融機関名	銀行			支店
	預金種目	1 普通	2 当座	3 その他	口座番号
	フリガナ				
	口座名義人				

様式第 1 4 号（第 1 5 条関係）

債権譲渡の通知

年 月 日

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長 (宛)

住所

譲渡人

氏名

印

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の換地処分に伴い、熊本市に対して有する次の清算金債権を、下記の者に譲渡しましたので、民法第 4 6 7 条第 1 項の規定に基づき通知します。

清算金債権の額 円 (年 月 日付け通知)

記

住所

譲受人

氏名

印

(注意)

印は、実印を押印し、印鑑登録証明書（3 箇月以内に交付されたもの）を必ず添付してください。また、法人の場合は、代表者の資格を証する書面（3 箇月以内に交付されたもの）も併せて添付してください。

様式第 15 号（第 16 条関係）

年 月 日

清算金債権の承継届

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長 (宛)

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の換地処分により確定した
亡 名義の次の交付清算金については、下記のとおり承継したので届け
ます。

交付清算金の額 円(年 月 日付け通知)

記

住所	氏名	印	続柄	承継額（円）

(注意)

- 1 相続債権承継人の全員の氏名及び住所を確認するに足る書類（戸籍謄本、住民票等）並びに印鑑登録証明書（3 箇月以内に交付されたもの）を添付してください。
- 2 印の欄には、実印を押印してください。

様式第 16 号（第 17 条関係）

督促状

第 号
年 月 日

様

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長

印

次の金額を、指定納付期限までに納入通知書を御持参の上、市指定金融機関又は収納代理金融機関に納めてください。

年度	熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業 第 回 徴収清算金							
収入番号		指定納付期限			年 月 日			
徴収清算金		千	百	十	万	千	百	十 円
利子								
計								

(注意)

- 1 本状の指定納付期限までに上記金額を完納されない場合は、指定納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納金の額に年 10.75 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収します。ただし、延滞金の額が 10 円未満の場合は徴収しません。
- 2 本状の指定納付期限までに完納されないときは、国税滞納処分の例により、財産の差押えを受けることになります。
- 3 本状が届く前に納付された場合は行き違いですので御了承ください。

(教示)

様式第 17 号（第 18 条関係）

（表）

清算金徴収職員証	
写真	所属
	職及び氏名
	生年月日
	年 月 日交付
熊本市長 印	

（裏）

- 1 この職員証は、熊本都市計画事業熊本駅西土地
区画整理事業に係る徴収清算金及びその延滞金を
徴収するとき、滞納処分執行のため財産差押えを
行うとき又は財産差押えに関する調査のため質問
し、若しくは検査を行うときに携帯する。
- 2 この職員証は、関係者からの請求があったとき
は、これを提示しなければならない。

様式第 18 号（第 20 条関係）

清算金供託不要申出書

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業
施行者 熊本市
代表者 熊本市長

(宛)

年 月 日

先取特権者 住所
質権者
申出者 抵当権者 氏名
印

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の施行により交付される下記の土地についての清算金は、供託しないで下記の権利者に交付されるよう願います。

記

権利者の住所氏名	権利の種類	従前の土地		換地			交付される 清算金の額(円)	担保権の種類 順位番号 取扱支店名
		町名	地番	地積 (m ²)	町名	地番	地積 (m ²)	

(注意)

- この申出書の提出期限は、年 月 日ですので遅れないように提出してください。期限内に申出がないときは、土地区画整理法第 112 条第 1 項の規定により供託します。
- 先取特権者、質権者又は抵当権者のうち該当するものを○で囲んでください。
- 印は、実印を押印し、印鑑登録証明書（3箇月以内に交付されたもの）を必ず添付してください。また、法人の場合は、代表者の資格を証する書面（3箇月以内に交付されたもの）も併せて添付してください。
- 「権利者の住所氏名」欄は、清算金の交付を受ける権利者を記載し、「権利の種類」欄には所有権、地上権、永小作権又は賃借権の別を記載してください。

規 則 第 95 号

平成 26 年 11 月 17 日

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則

熊本市火災予防規則（昭和 63 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 6 及び第 6 条の 9 中「の各号」を削る。

第 12 条の 3 の次に次の 3 条を加える。

（指定の通知）

第 12 条の 4 条例第 42 条の 3 第 3 項の規定による通知は、指定催しの指定通知書（様式第 5 号の 6）によるものとする。

（指定の公示の方法及び内容）

第 12 条の 5 条例第 42 条の 3 第 3 項の規定による公示は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 公報への掲載
- (2) 消防本部及び消防署の掲示板への掲示
- (3) 市のホームページへの掲載

2 条例第 42 条の 3 第 3 項の規定により公示する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定催しの名称
- (2) 指定催しの開催場所
- (3) 指定催しの開催期間
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、消防署長が必要と認める事項

（火災予防上必要な業務に関する計画の提出）

第 12 条の 6 条例第 42 条の 4 第 2 項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、火災予防上必要な業務に関する計画届出書（様式第 5 号の 7）によ

るものとする。

様式第 5 号の 5 の次に次の 2 様式を加える。

様式第 5 号の 6（第 1 2 条の 4 関係）

指令 第 号
年 月 日

指定催しの指定通知書

住 所

氏 名 様

熊本市 消防署長 印

熊本市火災予防条例第 4 2 条の 3 第 1 項の規定により、下記の催しを指定催しとして
指定したので通知します。

記

催しの名称	
催しの開催場所	
催しの開催期間	

(教示)

様式第 5 号の 7（第 1 2 条の 6 関係）

年 月 日

火災予防上必要な業務に関する計画届出書

(宛)			
届出者			
住所		(電話)	
氏名			
防火担当者			
住所		(電話)	
氏名			
熊本市火災予防条例第 4 2 条の 4 第 2 項の規定により、別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画を提出します。			
催しの名称			
催しの開催場所			
催しの開催期間		催しの開催時間	
一日当たりの 人出予想人員		露店等の数	
使用火気等	☐ こんろ等の火を使用する器具 ☐ ガソリン等の危険物 ☐ その他 ()		
その他必要事項			
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ☐ 印のある欄には、該当する ☐ 印にレを付けること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

規 則 第 96 号

平成 26 年 11 月 19 日

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

保健衛生事務に関する権限委任規則（平成 11 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 25 号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号エ中「第 3 条第 3 号」を「第 3 条」に改め、(ク)を削り、(リ)を(ク)とし、(セ)を(リ)とし、(ス)を(セ)とし、同号エ(シ)中「製造販売業の総括製造販売責任者又は製造業の管理者」を「医薬品等総括製造販売責任者又は医薬品製造管理者」に改め、同号エ中(シ)を(ス)とし、(ク)から(サ)までを(ク)から(シ)までとし、(キ)の次に次のように加える。

(ク) 法第 68 条の 11 の規定による製造販売業者の回収の報告の受理に関すること。

第 2 条第 25 号中ノからホまでを削り、ネをホとし、ヌをへとし、同号ニ中「薬局開設又は」を削り、同号ニを同号フとし、同号ナ中「薬局開設又は」を削り、同号ナを同号ヒとし、同号ト中「薬局開設又は」を削り、同号トを同号ハとし、同号テ中「薬局開設又は」を削り、同号テを同号ノとし、同号ツ中「薬局開設又は」を削り、同号ツを同号ネとし、同号チ中「薬局開設又は」を削り、同号チを同号ヌとし、同号タを同号ニとし、同号ソの次に次のように加える。

タ 法施行令第 1 条の 4 の規定による薬局開設の許可証の交付に関すること。

チ 法施行令第 1 条の 5 第 1 項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付に関すること。

ツ 法施行令第 1 条の 6 第 1 項の規定による薬局開設の許可証の再交付に関すること。

ること。

テ 法施行令第 1 条の 6 第 3 項の規定により返納される薬局開設の許可証の受理に関すること。

ト 法施行令第 1 条の 7 の規定により返納される薬局開設の許可証の受理に関すること。

ナ 法施行令第 1 条の 8 に規定する薬局開設の許可台帳に関すること。

第 2 条第 2 5 号マを次のように改め、同号ミからエまでを削る。

マ 薬事法の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 6 9 号）附則第 1 4 条の規定により従前の例により業務を行うことができることとされた同法による改正前の法（以下このマにおいて「旧法」という。）第 3 5 条の特例販売業（以下このマにおいて「特例販売業」という。）に関する次に掲げる事項

(ア) 旧法第 3 5 条の規定による特例販売業の許可及び品目の指定に関すること。

(イ) 旧法第 3 8 条の規定において準用する旧法第 1 0 条の規定による特例販売業の休廃止等の届出の受理に関すること。

(ウ) 旧法第 6 9 条第 2 項及び第 3 項の規定による特例販売業者に対する報告の徴収、立入検査及び収去に関すること。

(エ) 旧法第 7 0 条第 1 項及び第 2 項の規定による特例販売業における医薬品等の廃棄等に関すること。

(オ) 旧法第 7 2 条第 4 項の規定による特例販売業者への構造設備の改善命令等に関すること。

(カ) 旧法第 7 2 条の 4 の規定による特例販売業者への改善命令及び是正命令に関すること。

(キ) 旧法第 7 5 条第 1 項の規定による特例販売業の許可の取消し又は業務停止の命令に関すること。

(ク) 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 2 1 年政令第 2 号）第 1 条の規定による改正前の法施行令（以下このマにおいて「旧法施行令」という。）第 4 4 条第 1 項の規定による特例販売業の許可証の交付に関すること。

(ケ) 旧法施行令第 4 5 条第 1 項の規定による特例販売業の許可証の書換え交

付に關すること。

- (コ) 旧法施行令第 4 6 条第 1 項の規定による特例販売業の許可証の再交付に關すること。
- (サ) 旧法施行令第 4 6 条第 3 項の規定により返納される特例販売業の許可証の受理に關すること。
- (シ) 旧法施行令第 4 7 条の規定により返納される特例販売業の許可証の受理に關すること。
- (ス) 旧法施行令第 4 8 条に規定する特例販売業の許可台帳に關すること。
- (セ) 旧法施行令第 4 9 条第 2 項の規定による特例販売業に係る申請又は届出を受理した旨の熊本県知事への通知に關すること。
- (ソ) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 1 年厚生労働省令第 1 0 号）第 1 条の規定による改正前の法施行規則第 1 5 9 条の規定による特例販売業に係る指定した品目の変更又は品目の指定の追加の申請の受理に關すること。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

規 則 第 97 号

平成 26 年 11 月 28 日

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市業務職員の給与に関する規則（平成 19 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

業務職員給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	126,500	177,500	199,400	252,200	284,100
	2	127,400	179,000	200,800	253,600	286,000
	3	128,400	180,500	202,200	255,000	287,900
	4	129,300	182,000	203,600	256,400	289,800
	5	130,300	183,400	205,000	257,600	291,700
	6	131,300	184,900	206,500	258,900	293,600
	7	132,300	186,400	208,000	260,200	295,500
	8	133,300	187,900	209,500	261,500	297,400
	9	134,100	189,400	211,000	262,600	299,100
	10	135,100	190,600	212,600	263,900	300,900
	11	136,100	191,900	214,200	265,200	302,700

12	137, 200	193, 200	215, 800	266, 500	304, 500
13	138, 000	194, 600	217, 200	267, 600	306, 100
14	139, 000	195, 700	218, 900	268, 800	307, 800
15	140, 000	196, 900	220, 600	270, 000	309, 500
16	141, 000	198, 100	222, 300	271, 100	311, 200
17	142, 100	199, 300	223, 800	272, 300	312, 800
18	143, 300	200, 500	225, 000	273, 500	314, 500
19	144, 500	201, 600	226, 200	274, 700	316, 200
20	145, 700	202, 700	227, 400	275, 900	317, 900
21	146, 800	203, 700	228, 700	276, 900	319, 200
22	148, 000	204, 900	230, 300	278, 000	320, 600
23	149, 200	206, 100	231, 900	279, 100	322, 000
24	150, 400	207, 300	233, 500	280, 200	323, 500
25	151, 600	208, 500	235, 200	281, 300	325, 100
26	153, 100	209, 800	236, 700	282, 400	326, 600
27	154, 600	211, 100	238, 200	283, 500	328, 100
28	156, 100	212, 400	239, 700	284, 600	329, 600
29	157, 500	213, 700	241, 100	285, 700	331, 200
30	159, 000	215, 000	242, 500	286, 800	332, 500
31	160, 500	216, 300	243, 900	287, 900	333, 800
32	162, 000	217, 600	245, 300	289, 000	335, 000
33	163, 500	218, 500	246, 600	289, 900	336, 100
34	165, 300	219, 900	248, 000	291, 000	337, 200
35	167, 100	221, 200	249, 400	292, 100	338, 300
36	168, 900	222, 600	250, 800	293, 200	339, 500
37	170, 700	223, 700	252, 100	293, 900	340, 700
38	172, 400	225, 000	253, 500	294, 800	341, 900
39	174, 100	226, 300	254, 900	295, 700	343, 100
40	175, 800	227, 600	256, 300	296, 700	344, 300
41	177, 400	228, 700	257, 500	297, 600	345, 400

42	178,800	229,900	258,800	298,600	346,600
43	180,200	231,100	260,100	299,600	347,800
44	181,600	232,300	261,400	300,600	349,000
45	183,100	233,500	262,500	301,400	350,000
46	184,500	234,700	263,700	302,300	351,100
47	185,900	235,900	264,900	303,200	352,200
48	187,300	237,100	266,100	304,100	353,300
49	188,600	238,300	267,400	304,800	354,400
50	189,800	239,500	268,600	305,600	355,400
51	191,000	240,700	269,800	306,400	356,400
52	192,200	241,900	270,900	307,200	357,400
53	193,300	243,100	272,000	307,800	358,300
54	194,400	244,100	273,200	308,600	359,200
55	195,500	245,100	274,400	309,300	360,100
56	196,600	246,100	275,600	310,000	361,000
57	197,700	247,200	276,600	310,700	361,800
58	198,800	248,200	277,700	311,500	362,700
59	199,900	249,200	278,800	312,300	363,600
60	201,000	250,200	279,900	313,100	364,500
61	202,100	251,200	281,000	313,700	365,300
62	203,000	252,100	282,100	314,400	366,200
63	203,900	253,000	283,200	315,100	367,100
64	204,800	253,900	284,300	315,800	368,000
65	205,500	254,900	285,200	316,300	368,600
66	206,300	255,700	286,000	316,900	369,200
67	207,100	256,500	286,800	317,500	369,800
68	207,900	257,300	287,700	318,100	370,400
69	208,500	258,100	288,600	318,700	370,800
70	209,100	258,700	289,400	319,200	
71	209,600	259,300	290,200	319,700	

	72	210, 200	259, 900	291, 000	320, 200	
	73	210, 800	260, 200	291, 900	320, 500	
	74	211, 500	260, 600	292, 700	321, 000	
	75	212, 200	261, 100	293, 500	321, 500	
	76	213, 000	261, 600	294, 300	322, 000	
	77	213, 400	262, 200	294, 900	322, 200	
	78	214, 100	262, 700	295, 500	322, 600	
	79	214, 800	263, 200	296, 000	323, 000	
	80	215, 500	263, 700	296, 400	323, 400	
	81	216, 200	264, 100	296, 900	323, 900	
	82	216, 900	264, 400	297, 400	324, 300	
	83	217, 600	264, 700	297, 900	324, 700	
	84	218, 300	265, 000	298, 400	325, 100	
	85	219, 000	265, 200	298, 800	325, 400	
	86	219, 700	265, 600	299, 400	325, 800	
	87	220, 400	265, 900	300, 000	326, 200	
	88	221, 100	266, 200	300, 600	326, 600	
	89	221, 700	266, 400	300, 900	326, 900	
	90	222, 300	266, 600	301, 400	327, 300	
	91	222, 900	267, 000	301, 900	327, 700	
	92	223, 500	267, 200	302, 400	328, 100	
	93	224, 000	267, 500	302, 800	328, 300	
	94	224, 500	267, 900	303, 300	328, 700	
	95	225, 000	268, 300	303, 800	329, 100	
	96	225, 500	268, 700	304, 300	329, 500	
	97	226, 100	268, 900	304, 600	329, 800	
	98	226, 600	269, 200	305, 100	330, 200	
	99	227, 100	269, 400	305, 600	330, 600	
	100	227, 600	269, 700	306, 100	331, 000	
	101	228, 200	270, 000	306, 500	331, 300	

102	228, 800	270, 200	306, 900
103	229, 400	270, 500	307, 300
104	230, 000	270, 800	307, 700
105	230, 400	271, 000	308, 000
106	230, 900	271, 300	308, 400
107	231, 400	271, 600	308, 800
108	231, 900	271, 900	309, 200
109	232, 100	272, 200	309, 600
110	232, 500	272, 500	310, 000
111	233, 000	272, 800	310, 400
112	233, 500	273, 100	310, 800
113	234, 000	273, 300	311, 000
114	234, 500	273, 600	311, 400
115	235, 000	273, 900	311, 800
116	235, 500	274, 200	312, 200
117	235, 900	274, 500	312, 500
118	236, 300	274, 800	312, 900
119	236, 700	275, 100	313, 300
120	237, 100	275, 400	313, 700
121	237, 500	275, 500	313, 900
122		275, 800	314, 300
123		276, 100	314, 700
124		276, 400	315, 100
125		276, 500	315, 300
126		276, 800	315, 700
127		277, 100	316, 100
128		277, 400	316, 500
129		277, 500	316, 700
130		277, 800	317, 100
131		278, 100	317, 500

	132		278,400	317,900		
	133		278,500	318,100		
	134		278,800			
	135		279,100			
	136		279,400			
	137		279,500			
再 任 用 職 員		195,700	206,500	228,500	249,700	281,400

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の熊本市業務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の熊本市業務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

規 則 第 98 号

平成 26 年 11 月 28 日

熊本市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成 22 年規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「規定による排水設備」の次に「（条例第 3 条第 3 号に規定する排水設備をいう。以下同じ。）」を加える。

第 3 条の見出し中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同条第 1 項中「排水設備の」を「排水設備等（条例第 5 条第 2 号に規定する排水設備等をいう。以下同じ。）の」に、「排水設備新設等（変更）確認申請書」を「排水設備等新設等（変更）確認申請書」に改め、同項第 2 号ア及びウ中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同条第 2 項中「排水設備新設等（変更）確認通知書」を「排水設備等新設等（変更）確認通知書」に改める。

第 10 条を第 18 条とする。

第 9 条中「様式第 10 号」を「様式第 11 号」に改め、同条を第 14 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（排除汚水量の申告）

第 15 条 使用水量が排除汚水量と著しく異なる場合において条例第 18 条第 3 項の規定による申告をしようとする者は、使用水量が排除汚水量と著しく異なることとなった期間の排除汚水量に係る市長からの通知を受けた日から起算して 7 日以内に、排除汚水量及びその算出の根拠を記載した書面に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（立入調査等をする職員の身分証明書）

第 16 条 条例第 19 条の 3 第 2 項に規定する職員の身分を示す証明書は、農業集落排水立入調査職員証（様式第 12 号）とする。

（督促）

第 17 条 市長は、使用料を納期限までに納付しない使用者があるときは、当該納期限の日の翌日から起算して 20 日以内に督促状を発するものとする。

2 前項の督促状に指定すべき納期限は、その発した日から起算して 10 日以内とする。

第 8 条第 1 項中「農業集落排水処理施設使用料減免申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない」を「市長が別に定めるところにより市長に減免の申請をしなければならない」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 13 条とする。

第 7 条中「農業集落排水処理施設使用（開始・再開・休止・廃止）届（様式第 7 号）」を「農業集落排水処理施設使用（開始・変更・再開・休止・廃止）届（様式第 9 号）」に改め、同条を第 10 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（届出に基づく一般家庭の水道水以外の水の使用水量の認定）

第 11 条 条例第 18 条第 2 項の規定による届出に基づく同条第 1 項第 2 号イの規定による水道水以外の水の使用水量の認定は、別表第 1 に定めるところによる。

2 条例第 18 条第 2 項の規定による届出に基づく同条第 1 項第 3 号イの規定による水道水以外の水の使用水量の認定は、別表第 2 に定めるところによる。

（一般家庭の水道水以外の水の使用水量を認定するための届出）

第 12 条 条例第 18 条第 2 項の規定による届出は、使用人数等（変更）届（様式第 10 号）により行うものとする。

第 6 条第 1 項中「様式第 5 号」を「様式第 7 号」に、同条第 2 項中「様式第 6 号」を「様式第 8 号」に改め、同条を第 9 条とする。

第 5 条中「様式第 4 号」を「様式第 6 号」に改め、同条を第 8 条とする。

第 4 条の見出し中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同条中「排水設備工事完了届（様式第 3 号）」を「排水設備等工事完了届（様式第 5 号）」に改め、同条を第 7 条とし、同条の前に次の 3 条を加える。

（給水設備の届出）

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、排水設備等工事関係給水設備（変更）届（様式第 3 号）により行うものとする。

(給水設備の確認)

第 5 条 条例第 7 条第 2 項の規定による確認は、同項に規定する設備の設置場所において、当該設備の構造等について行うものとする。

(給水設備工事の完了の届出)

第 6 条 条例第 7 条第 3 項の規定による届出は、給水設備工事完了届（様式第 4 号）により行うものとする。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 11 条第 1 項関係）

使用人数	水量
1 人	18 立方メートル
2 人	30 立方メートル
3 人	40 立方メートル
4 人以上	40 立方メートルに、3 人を超えて 1 人増えるごとに 8 立方メートルを加算した水量

備考

- 1 定例日間（条例第 17 条第 2 項に規定する定例日間をいう。以下同じ。）の水道水以外の水の使用水量は、この表の左欄に掲げる使用人数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める水量（以下「基準水量」という。）とする。ただし、定例日間に農業集落排水処理施設の使用を開始し、又はやめた場合（当該定例日間における使用日数が 60 日以上である場合を除く。）における当該定例日間の水道水以外の水の使用水量は、当該基準水量に、当該定例日間における使用日数を 60 で除して得た数を乗じて得た水量（その水量に 1 立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた水量）とする。
- 2 この表において「使用人数」とは、使用者及びその同居人の合計人数をいう。
- 3 定例日間に使用人数の変更があった場合にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める使用人数を当該定例日間における使用人数とみなして、この表を適用する。
 - (1) 第 3 号及び第 4 号に掲げる場合を除き、当該定例日間において、変更前の使用日数が変更後の使用日数を超えない場合 変更後の使用人数
 - (2) 次号及び第 4 号に掲げる場合を除き、当該定例日間において、変更前の使用日数が変更後の使用日数を超える場合 変更前の使用人数
 - (3) 次号に掲げる場合を除き、当該定例日間において 2 回以上変更があった場合 使用日数が最も多い使用人数
 - (4) 当該定例日間において、2 回以上変更があった場合であって、変更前の使用日数と変更後の使用日数がそれぞれ同数であるとき。 直近の使用人数

別表第 2（第 11 条第 2 項関係）

水道水以外 の水の用途 使用人数	トイレ	風呂	炊事	洗濯	洗顔その他
1 人	4 立方メー トル	4 立方メー トル	4 立方メー トル	4 立方メー トル	2 立方メー トル
2 人	8 立方メー トル	6 立方メー トル	6 立方メー トル	6 立方メー トル	4 立方メー トル
3 人	12 立方メ ートル	8 立方メー トル	8 立方メー トル	8 立方メー トル	4 立方メー トル
4 人以上	12 立方メ ートルに、 3 人を超え て 1 人増え るごとに 2 立方メート ルを加算し た水量	8 立方メー トルに、3 人を超えて 1 人増える ごとに 2 立 方メートル を加算した 水量	8 立方メー トルに、3 人を超えて 1 人増える ごとに 2 立 方メートル を加算した 水量	8 立方メー トルに、3 人を超えて 1 人増える ごとに 2 立 方メートル を加算した 水量	4 立方メー トル

備考

- 1 定例日間の水道水以外の水の使用水量は、この表に掲げる使用人数の区分に従い、同表に定める水道水以外の水の用途に応じた水量とし、水道水以外の水の用途が 2 以上ある場合は、その水量の合計水量とする。ただし、定例日間に水道水以外の水の使用による汚水の農業集落排水処理施設への排除を開始し、又はやめた場合（当該定例日間における使用日数が 60 日以上である場合を除く。）における当該定例日間の水道水以外の水の使用水量は、当該水道水以外の水の用途に応じた水量又は合計水量に、当該定例日間における使用日数を 60 で除して得た数を乗じて得た水量（その水量に 1 立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた水量）とする。
- 2 この表において「使用人数」とは、使用者及びその同居人の合計人数をいう。
- 3 この表において「洗顔その他」とは、トイレ、風呂、炊事及び洗濯以外の用

途をいう。

- 4 定例日間に使用人数又は水道水以外の水の用途の変更があった場合にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める使用人数及び水道水以外の水の用途を当該定例日間における使用人数及び水道水以外の水の用途とみなして、この表を適用する。

- (1) 第 3 号及び第 4 号に掲げる場合を除き、当該定例日間において、変更前の使用日数が変更後の使用日数を超えない場合 変更後の使用人数及び水道水以外の水の用途
- (2) 次号及び第 4 号に掲げる場合を除き、当該定例日間において、変更前の使用日数が変更後の使用日数を超える場合 変更前の使用人数及び水道水以外の水の用途
- (3) 次号に掲げる場合を除き、当該定例日間において 2 回以上変更があった場合 使用日数が最も多い使用人数及び水道水以外の水の用途
- (4) 当該定例日間において、2 回以上変更があった場合であって、変更前の使用日数と変更後の使用日数がそれぞれ同数であるとき。 直近の使用人数及び水道水以外の水の用途

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

排水設備等新設等（変更）確認申請書		
年 月 日		
熊本市長 （宛）		
住 所		
申請者 氏 名		印
連絡先		
排水設備等新設等の確認を次のとおり申請します。		
なお、この排水設備等新設等工事において、利害関係者との間に紛争又は事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。		
設置場所	熊本市 区	
他人の土地、家屋又は排水設備等を使用する場合は、その者の住所及び氏名	住 所 氏 名	印
工事の種別	新設・増設・改築・変更	
既に受けた確認 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
建物の用途	住宅・店舗・店舗兼用住宅・その他（ ）	
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
使用水の種別 （□前回と変更なし）	□水道水（水せん番号 ）	
	□井戸水	計測装置の有無 □有 □無
	□温泉水	計測装置の有無 □有 □無
	□雨水利用水	計測装置の有無 □有 □無
	□簡易水道水	計測装置の有無 □有 □無
	□その他（ ）	計測装置の有無 □有 □無
水道水以外の水の用途 （併用の場合のみ記入） （□変更なし）	□トイレ □風呂 □炊事 □洗濯 □散水 □洗顔その他（ ）	
除害施設	□無 □有（ ）	
添付書類	1 位置図 工事施行地を表示するもの	
	2 平面図 縮尺 1 0 0 分の 1 以上	
	3 縦断図 縦縮尺 5 0 分の 1 以上、横縮尺 2 0 0 分の 1 以上	
	4 構造図 縮尺 5 0 分の 1 以上	
	5 工事内訳書	
施工者	指定番号 第 号	
	住所	
	指定工事店名 印	
	担当者名	
連絡先		
分担金 納付状況	一括納付済・分割納付・未納	確認者 印

備考

- この様式において「計測装置」とは、水道水以外の水の使用水量を計測するための装置をいう。
- この様式は、1 部提出すること。

様式第 2 号中「第 3 条」を「第 3 条第 2 項」に、「排水設備新設等（変更）確認通知書」を「排水設備等新設等（変更）確認通知書」に改める。

様式第 1 0 号中「様式第 1 0 号（第 9 条関係）」を「様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）」に、「発行の日から 1 年」を「現職在任期間」に改め、同様式を様式第 1 1 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 2 号（第 1 6 条関係）

（表）

第	号		
農業集落排水立入調査職員証			
写真	所属		
	氏名		
	年	月	日生
（本証の有効期限は、現職在任期間とする。）			
年			月 日発行
熊本市長			印

← 8. 5 センチメートル →

5. 5 センチメートル

（裏）

熊本市農業集落排水処理施設条例（抜粋）

（立入調査等）

第 1 9 条の 3 市長は、農業集落排水処理施設の機能及び構造を保全するため、又は使用料（水道水の使用による汚水及び水道水以外の水の使用による一般家庭の汚水に係るものを除く。）の適正な徴収のために必要な限度において、その職員に、他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備若しくは第 7 条第 1 項の規定により届出をしなければならない設備（以下「給水設備」という。）の有無を調査させ、帳簿、書類、排水設備、給水設備その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問（以下「立入調査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 9 号を削る。

様式第 8 号を次のように改め、同様式を様式第 1 0 号とする。

様式第 10 号（第 12 条関係）

使用人数等（変更）届

年 月 日

熊本市長 （宛）

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

連 絡 先

熊本市農業集落排水処理施設条例第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	熊本市 区	
使 用 者	住 所 フリガナ 氏 名	印 ※ 届出者と使用者が異なる場合のみ記入すること。

●使用開始の場合

使 用 人 数	人
水道水以外の水の用途	
☐ トイレ ☐ 風呂 ☐ 炊事 ☐ 洗濯 ☐ 散水 ☐ 洗顔その他（ ） ※ 水道水と水道水以外の水を併用する場合のみ記入すること。	

●使用人数、水道水以外の水の用途に変更があった場合又は計測装置を設置した場合

変更等があった事項	☐ 使用人数 ☐ 水道水以外の水の用途 ☐ 計測装置の設置
変更等があった年月日	年 月 日
変更後の使用人数	人 ※ 使用人数に変更があった場合のみ記入すること。
水道水以外の水の用途（変更後）	
☐ トイレ ☐ 風呂 ☐ 炊事 ☐ 洗濯 ☐ 散水 ☐ 洗顔その他（ ） ※ 水道水と水道水以外の水を併用する場合であって、水道水以外の水の用途に変更があったときのみ記入すること。	

備考

- 1 この様式において「使用人数」とは、使用者及びその同居人の合計人数をいう。
- 2 この様式において「洗顔その他」とは、トイレ、風呂、炊事、洗濯及び散水以外の用途をいう。
- 3 水道水以外の水の用途は、使用可能なもの全てにチェックを入れること。
- 4 この様式において「計測装置」とは、水道水以外の水の使用水量を計測するための装置をいう。

様式第 7 号を次のように改め、同様式を様式第 9 号とする。

様式第 9 号（第 10 条関係）

農業集落排水処理施設使用（開始・変更・再開・休止・廃止）届			
年 月 日			
熊本市長 （宛）			
届出者 住 所 氏 名 印 連 絡 先			
熊本市農業集落排水処理施設条例第 12 条の規定により、次のとおり届け出ます。			
設 置 場 所	熊本市 区		
使 用 者	住 所 氏 名 印 ※届出者と使用者が異なる場合のみ記入すること。		
水 の 種 別	1 水道水 2 水道水以外 3 併用	水道水の場合は 水せん番号	
使 用 目 的	1 一般家庭 2 事業所等 3 公衆浴場 4 その他		
使 用 人 数	人		
使用水の種別	☐ 水道水（水せん番号） ☐ 井戸水 計測装置の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 温泉水 計測装置の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 雨水利用水 計測装置の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 簡易水道水 計測装置の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ その他（ ） 計測装置の有無 ☐ 有 ☐ 無		
水道水以外の水の用途 （併用の場合のみ記入） （□変更なし）	☐ トイレ ☐ 風呂 ☐ 炊事 ☐ 洗濯 ☐ 散水 ☐ 洗顔その他（ ）		
届 出 の 別	1 開始 2 変更 3 再開 4 休止 5 廃止		
届出事項の 発 生 日	年 月 日		
変更の内容等			

備考

- この様式において「事業所等」とは、事業所、工場、病院、学校、官公署等（一般家庭を除く。）をいう。
- この様式において「計測装置」とは、水道水以外の水の使用水量を計測するための装置をいう。
- 使用水の種別は、当てはまるもの全てについて記載すること。
- 水道水を使用する場合は、全ての水せん番号を記載すること。

様式第 6 号中「様式第 6 号（第 6 条関係）」を「様式第 8 号（第 9 条第 2 項関係）」
に、「申請者」を「届出者」に、「熊本市」を「熊本市 区」に、
「

備	考
---	---

」

を

「

備	考
---	---

備考

- 1 この様式は、工事完了後 5 日以内に提出すること。
- 2 この様式は、1 部提出すること。

」

に改め、同様式を様式第 8 号とする。

様式第 5 号中「様式第 5 号（第 6 条関係）」を「様式第 7 号（第 9 条第 1 項関係）」
に、「申請者」を「届出者」に、

「

確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	熊本市

工 事 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
備 考	

を

「

確認年月日	年 月 日
及び番号	第 号
設 置 場 所	熊本市 区
工 事 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
添 付 書 類	1 位置図 工事施行地を表示するもの 2 平面図 縮尺 1 0 0 分の 1 以上 3 縦断図 縦縮尺 5 0 分の 1 以上、横縮尺 2 0 0 分の 1 以上 4 構造図 縮尺 5 0 分の 1 以上 5 工事内訳書
備 考	

」

に改め、同様式を様式第 7 号とする。

様式第 4 号中「様式第 4 号（第 5 条関係）」を「様式第 6 号（第 8 条関係）」に改め、同様式を様式第 6 号とする。

様式第 3 号を次のように改め、同様式を様式第 5 号とする。

様式第 5 号（第 7 条関係）

排水設備等工事完了届	
年 月 日	
熊本市長 （宛）	
届出者	住 所 氏 名 連 絡 先 印
指定工事店	住 所 名 称 代表者名 連 絡 先 印
排水設備等の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。	
設置場所	熊本市 区
確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
工 事 の 種 別	新設 ・ 増設 ・ 改築
工 事 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 この様式は、工事完了後 5 日以内に提出すること。
- 2 この様式は、1 部提出すること。

様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 3 号（第 4 条関係）

排水設備等工事関係給水設備（変更）届

年 月 日

熊本市長 （宛）

届出者 住 所
フリガナ
氏 名
連 絡 先

印

排水設備等の新設等に関し、水道水以外の水を使用するための設備について、熊本市農業集落排水処理施設条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所	熊本市 区		
	建物の名称（ ）		
建物の用途	☐ 会社・事業所 ☐ 飲食店 ☐ ホテル・旅館 ☐ 学校 ☐ 病院等 ☐ 工場 ☐ その他（ ）		
給水設備	☐ 新設 ☐ 改造 ☐ 撤去 ☐ 既設		
工期（予定）	年 月 日～ 年 月 日	完工	年 月 日
建物の状況	☐ 新築 ☐ 既存建物 ☐ 増改築 ☐ 棟別新築 ☐ 仮設 ☐ その他（ ）		
使用水（種別）	☐ 井戸水 ☐ 温泉水 ☐ 雨水利用水 ☐ 簡易水道水 ☐ その他（ ）		
計測装置	☐ 無 ☐ 有（ 個： ）		
減量メーター	☐ 無 ☐ 有（ 個： ）		
免除申請	☐ 無 ☐ 有（ ）		
添付書類	1 位置図 工事施行地を表示するもの 2 平面図 縮尺 1 0 0 分の 1 以上 3 縦断図 縦縮尺 5 0 分の 1 以上、横縮尺 2 0 0 分の 1 以上 4 構造図 縮尺 5 0 分の 1 以上 5 工事内訳書		
施工者（代理人）	住所 工事店名 連絡先 担当者		
摘要			

備考

- この様式において「計測装置」とは、水道水以外の水の使用水量を計測するための装置をいう。
- この様式において「減量メーター」とは、水道水以外の水の使用水量のうち農業集落排水処理施設に排除されない水量を計測するための装置をいう。
- この様式は、1 部提出すること。

様式第 4 号（第 6 条関係）

給水設備工事完了届

年 月 日

熊本市長 （宛）

届出者 住 所
フリガナ
氏 名
連 絡 先

印

水道水以外の水を使用するための設備の新設等又は撤去の工事が完了しましたので、熊本市農業集落排水処理施設条例第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所	熊本市 区	
給水設備の 工事種別	新設・改造・撤去・その他（ ）	
使用水（種別） 及び排出先	☐ 井戸水	☐ 農業集落排水施設 ☐ その他（ ）
	☐ 温泉水	☐ 農業集落排水施設 ☐ その他（ ）
	☐ 雨水利用水	☐ 農業集落排水施設 ☐ その他（ ）
	☐ 簡易水道水	☐ 農業集落排水施設 ☐ その他（ ）
	☐ その他	☐ 農業集落排水施設 ☐ その他（ ）
工事の期間	年 月 日～ 年 月 日	
施工者 (代理人)	住所 工事店名 印 連絡先 担当者	

備考

- 1 この様式は、工事完了後 1 4 日以内に提出すること。
- 2 この様式は、1 部提出すること。
- 3 使用水（種別）及び排出先については、当てはまるもの全てにチェックを入れること。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 99 号

平成 26 年 11 月 28 日

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

熊本市重度心身障害者医療費助成規則（昭和 48 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「含む」の次に「。第 8 条の 2 第 1 項第 1 号において同じ」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（助成金の請求の特例）

第 8 条の 2 第 5 条の認定を受けた受給資格者（第 3 条第 2 項の規定により受給資格者とされたものを除く。）が死亡した場合において、その死亡した者（以下この条において「死亡受給資格者」という。）が請求できた助成金でまだ請求していなかったものがあるときは、次に掲げる者（第 3 号から第 8 号までに掲げる者にあつては、死亡受給資格者の死亡の時ににおいて死亡受給資格者と同一の世帯に属するものとして住民基本台帳に記録されていた者に限る。）は、その未請求の助成金を請求することができる。

- (1) 死亡受給資格者の配偶者
- (2) 死亡受給資格者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で主として死亡受給資格者の生計を維持するもの
- (3) 死亡受給資格者の子
- (4) 死亡受給資格者の父母
- (5) 死亡受給資格者の孫
- (6) 死亡受給資格者の祖父母

(7) 死亡受給資格者の兄弟姉妹

(8) 前各号に掲げる者以外の死亡受給資格者の三親等内の親族

2 前項の規定により助成金を請求することができる者の順位は、同項各号の順序とし、同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした助成金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

3 前条の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

第9条第1項中「前条の」を「第8条又は前条の規定による」に改め、同条第2項中「受給資格者」の次に「(前条の規定により助成金を請求することができる者を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

第11条の見出しを「(請求の制限)」に改め、同条中「第8条」の次に「及び第8条の2」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第8条の2の規定は、この規則の施行の日以後になされる請求について適用する。

訓 令

訓 令 第 1 5 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

熊本市消防表彰に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市消防表彰に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防表彰に関する訓令（昭和 4 7 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中ウを削り、エをウとする。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条第 2 項中「及び精勤賞」を削り、同条第 3 項ただし書を削り、同条を第 8 条とする。

第 1 0 条第 1 項中「第 7 条」を「第 6 条」に改め、同条第 4 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 9 条とし、第 1 1 条から第 1 5 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附則第 2 項中「及び第 6 条」を削る。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

告 示

告 示 第 7 8 9 号

平成 26 年 11 月 17 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 26 年 11 月 17 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 75 台

告 示 第 7 9 1 号

平成 26 年 11 月 18 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
11月4日	はり札等	4	麻生田	11月5日
11月6日	はり札等	5	出水・安政町	11月6日
11月7日	はり札等	2	楠野町・上通町	11月8日
11月8日	はり札等	22	近見・刈草	11月9日
	立看板等	17	白藤・城山半田	
11月10日	はり札等	18	九品寺・水前寺・保田窪・ 小山・下通・麻生田・清水 新地・清水亀井町・本山	11月11日
11月11日	はり札等	4	薬園町・黒髪・上通町・尾 ノ上	11月12日
	立看板等	4	佐土原・戸島・戸島西	
11月13日	はり札等	1	画図町重富	11月14日
11月14日	はり札等	1	佐土原	11月15日
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町 3-1）				

告 示 第 7 9 2 号

平成 26 年 11 月 18 日

平成 26 年 11 月 11 日付け告示第 782 号にて告示した熊本都市計画道路 3・5・45 号 上熊本弓削線の変更について、次のとおり修正する。

熊本市長 幸 山 政 史

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市中央区黒髪 2 丁目 黒髪 5 丁目 渡鹿 6 丁目

を

熊本市中央区黒髪 2 丁目 黒髪 5 丁目 渡鹿 5 丁目 渡鹿 6 丁目

に修正する。

告 示 第 7 9 4 号

平成 26 年 11 月 20 日

国道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
一般国道	387 号	北区鶴羽田一丁目 604 番 1 地先から 北区鶴羽田一丁目 608 番 7 地先まで	平成 26 年 11 月 20 日

告 示 第 7 9 5 号

平成 26 年 11 月 20 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
24-167	飛田町鶴羽田 町第 1 号線	北区四方寄町 61 番 1 地先から 北区四方寄町 68 番 1 地先まで	旧	4.3 ～ 11.0	107.0
		北区四方寄町 61 番 1 地先から 北区四方寄町 68 番 1 地先まで	新	4.3 ～ 9.6	90.1

告 示 第 7 9 6 号

平成 26 年 11 月 20 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
24-167	飛田町鶴羽田町 第 1 号線	北区四方寄町 61 番 1 地先から 北区四方寄町 68 番 1 地先まで	平成 26 年 11 月 20 日

告 示 第 7 9 8 号

平成 26 年 11 月 21 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 102 条の規定に基づき、市議会の臨時会を次のとおり招集する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 期 日 平成 26 年 11 月 28 日

2 場 所 熊本市役所

3 付議事件

- (1) 平成 26 年度熊本市一般会計補正予算
- (2) 平成 26 年度熊本市国民健康保険会計補正予算
- (3) 平成 26 年度熊本市介護保険会計補正予算
- (4) 平成 26 年度熊本市食肉センター会計補正予算
- (5) 平成 26 年度熊本市農業集落排水事業会計補正予算
- (6) 平成 26 年度熊本市競輪事業会計補正予算
- (7) 平成 26 年度熊本市熊本駅西土地区画整理事業会計補正予算
- (8) 平成 26 年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計補正予算
- (9) 平成 26 年度熊本市病院事業会計補正予算
- (10) 平成 26 年度熊本市水道事業会計補正予算
- (11) 平成 26 年度熊本市下水道事業会計補正予算
- (12) 平成 26 年度熊本市交通事業会計補正予算
- (13) 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- (14) 熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について
- (15) 熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について
- (16) 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- (17) 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- (18) 熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部改正について
- (19) 城南町合併特例区規則の承認について（城南町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正）
- (20) 植木町合併特例区規則の承認について（植木町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正）

(21) 専決処分 の 報告について (楠団地第 3 期 2 1 号棟 (8 0 戸) 建築工事請負契約の変更)

告 示 第 7 9 9 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例 (昭和 6 0 年条例第 3 1 号) 第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車 が 放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 2 6 年 1 1 月 4 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島
エリア、水道町エリア、中央区手取本町市庁舎正面、中央区平成駅前
駐輪場、並木坂エリア

イ 平成 2 6 年 1 1 月 5 日 中央区水前寺三丁目 1 6

ウ 平成 2 6 年 1 1 月 6 日 銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア、水道町エリア

エ 平成 2 6 年 1 1 月 7 日 銀座通りエリア、手取エリア、並木坂エリア

オ 平成 2 6 年 1 1 月 1 0 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛
島エリア、西区田崎本町 2、並木坂エリア

カ 平成 2 6 年 1 1 月 1 2 日 銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア、西区春日三丁目熊本
駅前、西区上熊本二丁目 1 8、中央区水前寺一丁目 2、中央区水前
寺一丁目水前寺駅北口、並木坂エリア

キ 平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、水道町エリア、東
区尾ノ上二丁目 2 2

ク 平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日 新水前寺駅西高架下駐輪場、新水前寺駅東高架下駐輪場

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 2 7 年 2 月 2 1 日まで

2 移動・保管台数

自転車 1 6 9 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返
還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示
等しなければならない。

5 連絡先 (返還事務を行う場所)

平成第 2 自転車保管所 (電話 0 9 6 - 3 7 0 - 5 6 0 6)

熊本市中央区平成二丁目 2 3 5 番 (平成跨線橋下)

告 示 第 8 0 0 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例 (昭和 6 0 年条例第 3 1 号) 第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成26年11月14日 新水前寺駅西高架下駐輪場
 - (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成27年2月21日まで
- 2 移動・保管台数
 - 自転車 1台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
 - 月曜日から土曜日まで
 - 午前10時から午後4時30分まで
 - 日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
 - 自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
 - 平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
 - 熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 8 0 1 号

平成26年11月25日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
4370110 860	訪問介護 サン・ケア 熊本市中央区本山一丁目6-9 白木ビル1-2	合同会社TACS コム 熊本市中央区京町二丁目14番16 アドバンス京町306 代表社員 田邊 達弥	平成26年 12月1日	訪問介護
4370110 860	訪問介護 サン・ケア 熊本市中央区本山一丁目6-9 白木ビル1-2	合同会社TACS コム 熊本市中央区京町二丁目14番16 アドバンス京町306 代表社員 田邊 達弥	平成26年 12月1日	介護予防訪問 介護

告 示 第 8 0 2 号

平成26年11月25日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
---------------	-------------	------------------------------	-------	-------------

4370110 852	ヘルパーステーション よもぎ 熊本市北区四方寄町1411番地9	医療法人松実会 熊本市北区四方寄町1411番地9 理事長 松崎 博充	平成26年 12月1日	訪問介護
4370110 852	ヘルパーステーション よもぎ 熊本市北区四方寄町1411番地9	医療法人松実会 熊本市北区四方寄町1411番地9 理事長 松崎 博充	平成26年 12月1日	介護予防 訪問介護

告 示 第 8 0 3 号

平成26年11月25日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4360190 799	訪問看護ステーション桜十字 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	医療法人桜十字 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号 理事長 西川 朋希	平成26年 11月24日	訪問看護
4360190 799	訪問看護ステーション桜十字 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	医療法人桜十字 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号 理事長 西川 朋希	平成26年 11月24日	介護予防 訪問看護

告 示 第 8 0 5 号

平成26年11月26日

平成26年11月28日招集の平成26年第一回臨時会に付議する事件を、次のとおり追加する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 専決処分の報告について（平成26年度熊本市一般会計補正予算）

告 示 第 8 0 6 号

平成26年11月27日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則（昭和61年規則第7号）第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 売却又は廃棄の年月日
平成26年11月27日
- 売却又は廃棄の台数
自転車 66台

告 示 第 8 0 7 号

平成 26 年 1 1 月 2 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び熊本市財政状況の公表に関する条例（昭和 2 3 年告示第 5 1 号）第 2 条の規定に基づき、熊本市の財政状況を次のとおり公表する。

熊本市長 幸 山 政 史

以下、登載省略

告 示 第 8 0 8 号

平成 26 年 1 1 月 2 8 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 市県民税（普通徴収） | 6 件 |
| (2) 固定資産税 | 4 4 2 件 |
| (3) 軽自動車税 | 2 件 |
| (4) 市県民税（特別徴収） | 2 3 件 |

告 示 第 8 0 9 号

平成 26 年 1 1 月 2 8 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
あすは薬局 熊本市東区月出 5-4-5 (株)あすは 代表取締役 川口 敬	居宅療養管理指導	平成 26 年 9 月 29 日
花園ファルマシア琴平通り店 熊本市中央区本荘町 7 2 0-1 株式会社 グリーンノット 代表取締役 出田 くみ子	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 26 年 10 月 8 日
ホスピタ薬局 熊本市南区御幸木部 1-2-38 株式会社 アルカス 代表取締役 石井 佳郎	居宅療養管理指導	平成 26 年 11 月 14 日
きずな株式会社 訪問介護サービス 熊本市西区松尾町上松尾 1 5 2-2 エクシート松尾 1 0 3 きずな株式会社 代表取締役 前田 伸太郎	訪問介護	平成 26 年 11 月 1 日

訪問看護ステーション 轍 熊本市南区江越一丁目 29 番 16 号 パレステージ平成 103 号 合同会社 轍 代表社員 宮本 博文	訪問看護 介護予防訪問看護	平成 26 年 10 月 20 日
医療法人社団 悠愛会 かじお温泉クリニック 熊本市北区梶尾町 1700-1 医療法人社団 悠愛会 理事長 田代 壽美	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養 介護	平成 26 年 11 月 1 日
ツクイ熊本長嶺 熊本市東区长嶺南三丁目 1-120 株式会社 ツクイ 代表取締役 津久井 宏	通所介護 介護予防通所介護	平成 26 年 11 月 1 日
介臨丸熊本営業所 熊本市東区小山二丁目 11 番 17 号 株式会社 快援隊 代表取締役 三船 善信	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具 販売	平成 26 年 11 月 1 日
さくらぎ歯科クリニック 熊本市東区錦ヶ丘 5 番 25 号 立井 雄三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導	平成 26 年 8 月 1 日
居宅介護支援事業所わかば 熊本市東区若葉六丁目 3 番 58 号 株式会社 ヘルスケアわかば 代表取締役 片山 紘子	居宅介護支援	平成 26 年 11 月 1 日

告示 第 810 号

平成 26 年 11 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から
変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
うさぎ薬局 帯山店 熊本市中央区帯山四丁目 351-35 株式会社 七草堂 代表取締役 内村 真一郎	平成 26 年 8 月 28 日	その他変更
うさぎ薬局 春日店 熊本市西区春日七丁目 16-7 株式会社 七草堂 代表取締役 内村 真一郎	平成 26 年 8 月 28 日	その他変更
けんぐん薬局 熊本市東区若葉三丁目 12-10-1 セイコーメディカルブレーン株式会社 代表取締役 岩井堂 政裕	平成 26 年 6 月 19 日	その他変更
熊本市立 植木病院 熊本市北区植木町岩野 285-29 熊本市立 植木病院 院長 内野 良仁	平成 22 年 3 月 23 日	所在地変更

東本町薬局 熊本市東区東本町 1-1 (株)タック東本町薬局 代表取締役 永井 忍	平成 26 年 11 月 1 日	その他変更
---	------------------	-------

告 示 第 8 1 1 号

平成 26 年 11 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から
休止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日
デイサービスこころ坪井公園 熊本市中央区坪井六丁目 6-20 株式会社 大成クローバー 代表取締役 近藤 加代子	平成 26 年 11 月 30 日

告 示 第 8 1 2 号

平成 26 年 11 月 28 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規
定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)
7-233	横手 3 丁目島 崎 3 丁目第 1 号線	西区島崎三丁目 699 番地先から 西区横手五丁目 251 番地先まで	旧	6.9 ～ 7.4	110.6
		西区島崎三丁目 699 番地先から 西区横手五丁目 251 番地先まで	新	7.4 ～ 11.9	110.6

告 示 第 8 1 3 号

平成 26 年 11 月 28 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき
告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	

7-233	横手3丁目島崎3丁目第1号線	西区島崎三丁目699番地先から 西区横手五丁目251番地先まで	平成26年11月28日
-------	----------------	------------------------------------	-------------

公 告

公 告 第 7 9 7 号

平成26年11月18日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・676	湖東三丁目南公園	熊本市東区画区町大字下江津字薬師堂919番4

2 供用開始の期日

平成26年11月18日

公 告 第 7 9 8 号

平成26年11月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区浜口町字下井流781番1、782番1
478.94平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区上代八丁目
氏名 登載省略

公 告 第 7 9 9 号

平成26年11月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町田底字本村1384番1
496.35平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町田底

氏名 登載省略

公 告 第 8 0 0 号

平成 26 年 11 月 18 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区佐土原二丁目 403 番 1

445.18 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県八代市田中北町

氏名 登載省略

公 告 第 8 0 2 号

平成 26 年 11 月 19 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区四方寄町字西六反割 1730 番の一部、1731 番の一部、1732 番 1 の一部

2,553.79 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区下硯川町

氏名 登載省略

公 告 第 8 0 3 号

平成 26 年 11 月 20 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 27 年 3 月 20 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス戸島西店

熊本市東区戸島西一丁目 3286 番

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
-----------	-----

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
---------------------------	------------------------

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成 27 年 7 月 14 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 862 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 77 台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 24 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 65 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 11 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前 10 時から午後 10 時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2 箇所 建物敷地北西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24 時間
- 8 届出年月日
平成 26 年 11 月 13 日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
 - (2) 縦覧期間
平成 26 年 11 月 20 日から平成 27 年 3 月 20 日まで

公 告 第 8 0 4 号

平成 26 年 11 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区楡木三丁目 1353 番 1
1, 257.72 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区八王寺町 30 番 1 号 6F
株式会社 愛和不動産
代表取締役 廣田 頼史

公 告 第 8 0 5 号

平成 26 年 11 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区中島町字中川原 794 番 1、794 番 4、794 番 5
674.71 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区小島五丁目
氏名 登載省略

公 告 第 8 0 8 号

平成 26 年 11 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町田尻字大袋 677 番 3
496.08 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県宇城市松橋町松橋
氏名 登載省略

公 告 第 8 0 9 号

平成 26 年 11 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町清水字小清水 1534 番 1、1534 番 3
458.63 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区植木町清水
氏名 登載省略

公 告 第 8 1 0 号

平成 26 年 11 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西四丁目 3553 番 6
201.79 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区八景水谷二丁目

氏名 登載省略

公 告 第 8 1 1 号

平成 26 年 11 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区護藤町字下屋敷 2485 番、2485 番 2、2490 番、2491 番、2492 番 2、
2493 番 1、2493 番 2、2494 番
2、122.00 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺一丁目 22 番 18 号
株式会社 タウン開発
代表取締役 前田 尚毅

公 告 第 8 1 2 号

平成 26 年 11 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区小島九丁目 1732 番 13
1、794.32 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区小島九丁目
氏名 登載省略

公 告 第 8 1 3 号

平成 26 年 11 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区改寄町字飼根 2515 番 3
265.35 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区池田二丁目
氏名 登載省略

公 告 第 8 1 4 号

平成 26 年 11 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区良町四丁目 3 4 2 番 7、3 4 3 番 1、3 4 4 番 1、3 4 4 番 2、3 4 5 番 1、3 4 5 番 2

2, 3 1 0. 9 5 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区水道町 5 番 1 2 号

株式会社 ホームステージ

代表取締役 田邊 勝宣

熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 2 0 号

株式会社 南栄開発

代表取締役 斉藤 忠

公 告 第 8 1 5 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 7 年 3 月 2 7 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウンサンピアン店

熊本市東区上南部二丁目 2 番 2 号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島市南区京橋町 2 番 2 2 号	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者（法人の場合）	住所
株式会社ニコニコ堂	代表取締役 友納 宏	熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目 2 番 5 1 号
中園化学株式会社	代表取締役 中園 金洋	熊本県熊本市上南部 2-1-100
株式会社アポロサービス	代表取締役 藤井 彰敏	北九州市小倉北区熊本 4-2-26
清正製菓株式会社	代表取締役 松田 茂男	熊本県熊本市護国町 8 6 1-7
筑邦製茶株式会社	代表取締役 田中 秀明	福岡県久留米市荒木町藤田 200
株式会社グリーンハウス フーズ	代表取締役 田辺 千秋	東京都新宿区西新宿 3-20-2
コロちゃん株式会社	代表取締役 小竹 守	岐阜県恵那市長島町中野 3 5 7-5
株式会社 P T S	代表取締役 新井 謙次郎	東京都豊島区東池袋 4-41-24
株式会社東京デリカ	代表取締役 木山 茂年	東京都葛飾区新小岩一丁目 4 8-1 4
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東 4-39-8

太陽商事株式会社	代表取締役 内野 敦男	長崎県佐世保市御本町 8-3
セガミメディックス株式会社	代表取締役 瀬上 修	大阪府大阪市中央区南船場 2-7-30
株式会社三貴	代表取締役 木村 和臣	東京都豊島区東池袋 3-4-3
株式会社バーカーズストリート	代表取締役 榊原 龍男	東京都千代田区神田須田町 2-19
株式会社カガミ	代表取締役 各務 好英	埼玉県所沢市中新井 3-15-16
エステール株式会社	代表取締役 丸山 朝	東京都西新宿区 3-20-2
株式会社リオチェーン	代表取締役 横山 卓幸	名古屋市中区平和 1-1-20
株式会社ブルーグラス	代表取締役 野口 禎一郎	千葉県千葉市美浜中瀬 1-5-1
株式会社タツミヤ	代表取締役 曲渕 恵美子	東京都八王子市暁町 1-32-13
株式会社ミヤコ	代表取締役 渕上 和敏	福岡県福岡市早良区城西 3-21-1
株式会社HIROコーポレーション	代表取締役 井上 文子	福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋 607-1
有限会社ファーマイルマルキ	代表取締役 保坂 隆明	福岡県太宰府市五条 2-6-21
株式会社ダイシン	代表取締役 藤井 忠利	福岡県福岡市南区清水四丁目 22-16
株式会社ブルーメイト	代表取締役 大塚 民一	広島県福山市卸町 12 番 17 号
株式会社オッジインターナショナル	代表取締役 西垣 龍明	大阪府大阪市中央区南船場 3-3-21
株式会社ヤマダヤ洋服店	代表取締役 山田 秀二	愛知県名古屋市中区西浅間一丁目 5-11
株式会社古荘本店	代表取締役 古荘 善啓	熊本県熊本市古川町 13
株式会社リオ横山	代表取締役 横山 和幸	名古屋市中区平和 1-15-27
株式会社ダイセン	代表取締役 田中 純一郎	福岡県福岡市博多区店屋町 2-10
株式会社キャンパス	代表取締役 山本 悦二	福岡県北九州市小倉南区下曾根 1-14-19
株式会社キディランド	代表取締役 相馬 勝	東京都渋谷区神宮前 5-7-20
合資会社大宝堂眼鏡舗	代表取締役 布田 龍吉	熊本県熊本市上通町 5-6
株式会社瑞穂	代表取締役 鶴 一次朗	熊本県熊本市小峯 2-5-21
株式会社九州さが美	代表取締役 牛島 信義	福岡県福岡市博多区網場町 1-1
有限会社グレービー	代表取締役 本田 幸一郎	千葉県千葉市美浜区磯辺 2-6-6
株式会社キムラタン	代表取締役 木村 喜彦	兵庫県神戸市中央区加納町 2-9-24
有限会社花味や	代表取締役 浅井 光義	愛知県愛知郡長久手町長配 3-510
株式会社タカキュー	代表取締役 出口 光	東京都坂橋区坂橋 3-9-7
株式会社スタジオアリス	代表取締役 本村 昌次	大阪市北区梅田 1-8-17
岩久堀越株式会社	代表取締役 中牟田 喜久雄	福岡県福岡市東区原田 4-22-22
株式会社マックハウス	代表取締役 栗原 勝利	東京都杉並区高円寺南 3-3-1
株式会社スマック	代表取締役 山上 幸雄	東京都台東区浅草橋 2-8-12

株式会社ティックワールド	代表取締役 田村 繁幸	佐賀県佐賀郡富士町上熊川苗代 6 7 6-8
株式会社明林堂書店	代表取締役 林 義満	大分県別府市山の手町 1 5-1 5
株式会社みれ	代表取締役 高橋 哲男	東京都台東区柳橋 1-1 2-1 0- 5 0 3
内藤商事株式会社	代表取締役 内藤 忠茂	東京都中央区東日本橋 2-2 3-2
合資会社ハヤカワ運動具 店	代表取締役 早川 典広	熊本県熊本市渡鹿八丁目 1 2-1 2
有限会社ポピー	代表取締役 平野 宝生	熊本県鹿本郡鹿本町来民 1 7 3 8
株式会社七川肉舗	代表取締役 七川 としえ	熊本県下益城郡松橋町大字松橋 1 5 8 6-3
宮村 浩行	宮村 浩行	熊本県熊本市帯山 2-1 3-9 5
株式会社ウィズネス	代表取締役 黒木 雄一	宮崎県宮崎市生目台東 1-2 0-1
日本トイザラス株式会社	代表取締役 田崎 学	川崎市幸区堀川町 5 8 0
有限会社新興商事	比嘉 康博	沖縄県宜野湾市真喜志 2-2-7
株式会社ナガノコミュニ ケーション	代表取締役 永野 恵美	熊本県熊本市千葉城町 5-5 0

(変更後)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社 イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
筑邦製茶株式会社	代表取締役 田中 秀明	福岡県久留米市荒木町藤田 2 0 0 番 地
株式会社東京デリカ	代表取締役 木山 茂年	東京都葛飾区新小岩一丁目 4 8 番 1 4 号
太陽商事株式会社	代表取締役 増田 勝成	長崎県佐世保市御本町 8 番 3 号
株式会社ココカラファイ ンヘルスケア	代表取締役 橋爪 薫	横浜市港北区新横浜三丁目 1 7 番 6 号
株式会社バーカーズスト リート	代表取締役 榊原 龍男	千葉県市川市中山四丁目 1 8 番 1 6 号
A s - m e エステール株 式会社	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 3 号
株式会社リオグループホ ールディングス	代表取締役 横山 卓幸	名古屋市中区平和一丁目 1 5 番 2 7 号
株式会社タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町一丁目 3 2 番 1 3 号
合弁会社 大進	代表取締役 藤井 忠利	熊本市東区健軍三丁目 5 1 番 1 6 号
株式会社オッジインター ナショナル	代表取締役 安井 武昌	大阪市中央区備後町三丁目 1 番 6 号
株式会社古荘本店	代表取締役 古荘 善啓	熊本市中央区古川町 1 3 番地
株式会社キャンパス	代表取締役 山本 長作	北九州市小倉南区下曾根一丁目 1 4 番 1 9 号
株式会社マックハウス	代表取締役 白土 孝	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号
株式会社明林堂書店	代表取締役 宮脇 範次	大分県別府市山の手町 1 5 番 1 5 号

七川 としえ	七川としえ	熊本県宇城市松橋町松橋 1 5 8 6 の 3
株式会社日本トイザラス	代表取締役 モニカ・メルツ	川崎市幸区大宮町 1 3 1 0 番地
株式会社菅野屋ミート	代表取締役 菅 逸司	熊本市東区若葉一丁目 3 5 番 1 号
株式会社不二家	代表取締役 櫻井 康文	東京都文京区大塚二丁目 1 5 番 6 号
山崎製パン株式会社	代表取締役 飯島 延浩	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
有限会社白い貴婦人	代表取締役 松田 善夫	熊本市北区貢町 5 3 7 番地 1 8
有限会社フラワーショッ プ花ゆき	代表取締役 川畑 久大	熊本市北区清水新地六丁目 7 番 1 8 号
株式会社ハビタ	代表取締役 上野 眞弓	熊本市中央区水前寺公園 2 3 番 5 0 号
株式会社鳥居	代表取締役 鳥居 眞弓	熊本市東区健軍本町 1 番 3 号
株式会社クボ	代表取締役 久保 光史	福岡市東区美和台三丁目 1 3 番 8 号
株式会社ワキタ	代表取締役 高井 修	岐阜県岐阜市三蔵町五丁目 2 番地の 8
エルエイトレーディング 株式会社	代表取締役 井上 正憲	福岡市早良区藤崎二丁目 1 0 番 1 0 号
株式会社ウォッチビジネ スカンパニー	代表取締役 鍵本 優	広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号
株式会社エヌコーポレー ション	代表取締役 小椋 昭男	東京都台東区東上野一丁目 2 6 番 2 号
野田謙信	野田謙信	熊本市東区小山一丁目 1 1 番 1 0 号
株式会社コグマ	代表取締役 土師 衡三	熊本市中央区下通二丁目 1 番 3 2 号
株式会社AKIRA	代表取締役 東 晃司	東京都江東区東陽六丁目 3 番 2 号
川又 有希	川又 有希	熊本市東区下南部三丁目 3 番 6 1 号
株式会社ヨネザワ	代表取締役 米澤 房朝	熊本市中央区水前寺六丁目 1 番 3 8 号
有限会社ジョイ・プラス	代表取締役 宮村 晃一	福岡県小郡市寺福童 4 9 6 - 1 1
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 2 7 番地の 1
株式会社エヌティライフ	代表取締役 高安 裕	熊本市中央区白山一丁目 1 番 2 8 号
三喜株式会社	代表取締役 小島 正敏	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 8 番 8 号
光洋株式会社	代表取締役 早川 康洋	熊本県玉名市安楽寺 2 3 2 番地 2
蔵野株式会社	代表取締役 武野 信也	熊本市南区流通団地一丁目 4 7 番地
株式会社カントリーウィ ーク	代表取締役 森田 淳志	熊本市北区龍田八丁目 4 番 7 8 号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 1 4 号
株式会社エイティー今藤	代表取締役 今藤 尚一	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名 1 8 6 番地
株式会社クレイン	代表取締役 新垣 純	東京都港区青山五丁目 6 番 2 6 号

3 変更の年月日

(1) 平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日

(2) 平成 26 年 9 月 30 日

4 変更する理由

- (1) 建物設置者の本社移転のため
(2) 小売業者の入退店、社名、代表社名、住所等変更のため

5 届出年月日

平成 26 年 11 月 21 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 26 年 11 月 27 日から平成 27 年 3 月 27 日まで

公 告 第 8 1 6 号

平成 26 年 11 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区長嶺東四丁目 1254 番、1255 番 2、1256 番 1 の一部
1,810.04 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区平成三丁目 16 番 27 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

中 央 区

中央区告示第 25 号

平成 26 年 11 月 18 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 11 月 10 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

交 通 局

交通局規程第 19 号

平成 26 年 11 月 21 日

熊本市交通局文書規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通局文書規程の一部を改正する規定

熊本市交通局文書規程（平成 8 年交通局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 3 号中「5 年」を「5 年（課税仕入れを伴う支出に関するものは 7 年）」に改める。

別表中「（5年保存）」を「（5年保存。ただし課税仕入れを伴う支出に関するものは7年保存）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

交通局規程第 20 号

平成 26 年 11 月 28 日

熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程（昭和 30 年交通局規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程（昭和 30 年交通局規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 41 条第 2 項第 1 号中「100 分の 67.5」を「100 分の 82.5」に、「100 分の 87.5」を「100 分の 102.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 32.5」を「100 分の 37.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1

ア 交通事業企業職員給料表（1）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	138,100	188,200	225,200	264,100	291,300	322,600	368,100	414,800	466,300
	2	139,200	190,000	227,100	266,200	293,600	324,900	370,600	417,200	469,400
	3	140,400	191,800	229,000	268,200	295,900	327,200	373,100	419,600	472,500
	4	141,500	193,600	230,800	270,300	298,200	329,500	375,600	422,000	475,600
	5	142,600	195,200	232,500	272,400	300,300	331,700	377,900	423,900	478,600
	6	143,700	197,000	234,400	274,500	302,600	333,800	380,400	426,100	481,700
	7	144,800	198,800	236,300	276,600	304,900	336,000	382,900	428,300	484,800
	8	145,900	200,600	238,100	278,700	307,200	338,200	385,400	430,500	487,900
	9	147,000	202,400	239,800	280,700	309,400	340,500	388,000	432,600	490,800
	10	148,400	204,100	241,700	282,800	311,700	342,700	390,700	434,700	493,900
	11	149,700	205,900	243,500	284,900	314,000	344,900	393,400	436,800	497,000
	12	151,000	207,700	245,400	287,000	316,300	347,100	396,100	438,900	500,100
	13	152,300	209,300	247,200	289,100	318,500	349,100	398,700	440,800	502,900
	14	153,800	211,200	249,100	291,200	320,700	351,200	401,000	442,700	505,300
	15	155,300	213,100	250,900	293,300	322,900	353,300	403,300	444,700	507,700
	16	156,900	215,000	252,600	295,400	325,100	355,400	405,700	446,700	510,000
	17	158,200	216,900	254,400	297,500	327,200	357,400	407,600	448,600	512,300

18	159, 700	218, 800	256, 400	299, 600	329, 300	359, 400	409, 600	450, 400	513, 800
19	161, 200	220, 700	258, 400	301, 700	331, 400	361, 400	411, 500	452, 200	515, 200
20	162, 700	222, 600	260, 400	303, 800	333, 400	363, 300	413, 400	454, 000	516, 600
21	164, 100	224, 300	262, 300	305, 900	335, 500	365, 300	415, 300	455, 800	517, 800
22	166, 800	226, 200	264, 200	308, 000	337, 600	367, 200	417, 100	457, 300	519, 200
23	169, 400	228, 000	266, 100	310, 100	339, 700	369, 200	419, 000	458, 800	520, 600
24	172, 000	229, 900	267, 900	312, 200	341, 800	371, 200	421, 000	460, 300	522, 000
25	174, 700	231, 500	269, 900	314, 200	343, 500	373, 300	422, 900	461, 800	523, 200
26	176, 400	233, 300	271, 800	316, 300	345, 500	375, 300	424, 400	463, 200	524, 300
27	178, 100	235, 000	273, 700	318, 400	347, 500	377, 300	426, 000	464, 600	525, 500
28	179, 800	236, 800	275, 600	320, 500	349, 500	379, 300	427, 600	465, 900	526, 700
29	181, 300	238, 300	277, 500	322, 500	351, 300	380, 900	429, 200	466, 900	527, 900
30	183, 100	239, 800	279, 400	324, 600	353, 200	382, 700	430, 500	467, 700	528, 800
31	184, 800	241, 300	281, 300	326, 700	355, 100	384, 400	431, 800	468, 500	529, 700
32	186, 500	242, 800	283, 200	328, 800	357, 000	386, 100	433, 100	469, 300	530, 600
33	188, 100	244, 300	284, 900	330, 500	358, 900	387, 800	434, 300	470, 000	531, 400
34	189, 600	245, 800	286, 800	332, 500	360, 700	389, 200	435, 600	470, 800	532, 100
35	191, 100	247, 300	288, 700	334, 600	362, 500	390, 800	436, 900	471, 500	532, 800
36	192, 600	248, 900	290, 600	336, 600	364, 200	392, 400	438, 100	472, 300	533, 500
37	193, 900	250, 200	292, 300	338, 500	365, 700	394, 000	439, 400	473, 100	534, 200
38	195, 200	251, 800	294, 100	340, 500	367, 000	395, 200	440, 300	473, 800	535, 000
39	196, 500	253, 400	295, 900	342, 500	368, 400	396, 400	441, 200	474, 600	535, 900
40	197, 800	255, 000	297, 700	344, 500	369, 800	397, 600	442, 000	475, 400	536, 800
41	199, 100	256, 400	299, 500	346, 400	371, 300	398, 700	442, 600	476, 200	537, 700
42	200, 400	257, 800	301, 200	348, 300	372, 200	399, 900	443, 300	476, 900	
43	201, 700	259, 200	302, 900	350, 200	373, 300	401, 100	444, 000	477, 700	
44	203, 000	260, 600	304, 600	352, 100	374, 400	402, 300	444, 700	478, 400	
45	204, 200	261, 800	306, 300	353, 600	375, 300	403, 000	445, 500	479, 200	
46	205, 500	263, 200	308, 000	355, 100	376, 200	403, 700	446, 300		
47	206, 800	264, 600	309, 700	356, 600	377, 100	404, 400	447, 100		
48	208, 100	266, 000	311, 400	358, 100	378, 000	405, 000	447, 800		
49	209, 300	267, 300	312, 700	359, 800	379, 000	405, 600	448, 400		
50	210, 400	268, 500	314, 300	360, 700	379, 800	406, 200	449, 200		
51	211, 500	269, 800	315, 900	361, 900	380, 600	406, 900	450, 000		
52	212, 600	271, 100	317, 500	362, 900	381, 400	407, 600	450, 800		
53	213, 800	272, 200	319, 200	363, 800	382, 100	408, 400	451, 400		
54	214, 800	273, 400	320, 800	364, 900	382, 800	409, 100	452, 200		
55	215, 800	274, 700	322, 400	365, 900	383, 500	409, 800	453, 000		
56	216, 800	276, 000	324, 000	367, 000	384, 200	410, 500	453, 700		
57	217, 600	277, 200	325, 500	367, 900	384, 800	411, 100	454, 300		
58	218, 600	278, 300	326, 700	368, 600	385, 400	411, 800	455, 100		
59	219, 500	279, 400	327, 900	369, 300	386, 100	412, 500	455, 900		
60	220, 400	280, 500	329, 100	370, 000	386, 800	413, 200	456, 600		
61	221, 300	281, 700	329, 900	370, 500	387, 300	413, 800	457, 200		
62	222, 300	282, 700	330, 800	371, 100	388, 000	414, 500			
63	223, 300	283, 700	331, 600	371, 800	388, 600	415, 200			

64	224, 200	284, 700	332, 400	372, 400	389, 200	415, 900
65	225, 000	285, 500	333, 200	372, 800	389, 700	416, 200
66	226, 000	286, 400	333, 700	373, 500	390, 300	416, 700
67	227, 000	287, 300	334, 500	374, 200	390, 900	417, 300
68	228, 100	288, 200	335, 300	374, 900	391, 500	417, 900
69	228, 900	289, 100	336, 100	375, 400	391, 900	418, 400
70	229, 700	289, 900	336, 800	376, 000	392, 500	419, 100
71	230, 500	290, 700	337, 500	376, 600	393, 200	419, 800
72	231, 300	291, 500	338, 200	377, 200	393, 800	420, 500
73	232, 100	292, 300	338, 700	377, 700	394, 100	421, 000
74	232, 800	292, 800	339, 300	378, 300	394, 700	421, 700
75	233, 500	293, 200	339, 900	378, 900	395, 400	422, 400
76	234, 200	293, 500	340, 500	379, 500	396, 000	423, 100
77	234, 900	293, 900	340, 800	379, 900	396, 400	423, 600
78	235, 700	294, 300	341, 300	380, 500	397, 100	
79	236, 500	294, 600	341, 800	381, 100	397, 800	
80	237, 300	295, 000	342, 200	381, 600	398, 500	
81	238, 000	295, 300	342, 600	382, 100	399, 000	
82	238, 700	295, 600	343, 100	382, 700	399, 700	
83	239, 400	295, 900	343, 600	383, 200	400, 400	
84	240, 100	296, 200	344, 100	383, 700	401, 100	
85	240, 800	296, 500	344, 500	384, 300	401, 600	
86	241, 500	296, 800	344, 900	384, 900		
87	242, 200	297, 100	345, 400	385, 500		
88	242, 900	297, 400	345, 900	386, 100		
89	243, 600	297, 700	346, 200	386, 800		
90	244, 100	298, 000	346, 600	387, 400		
91	244, 600	298, 300	347, 000	388, 000		
92	245, 100	298, 600	347, 400	388, 600		
93	245, 400	298, 900	347, 800	389, 300		
94		299, 200	348, 200			
95		299, 500	348, 600			
96		299, 900	349, 000			
97		300, 300	349, 300			
98		300, 600	349, 600			
99		301, 000	350, 100			
100		301, 400	350, 500			
101		301, 700	350, 800			
102		302, 000	351, 200			
103		302, 300	351, 600			
104		302, 600	352, 000			
105		302, 900	352, 500			
106		303, 200	352, 900			
107		303, 500	353, 300			
108		303, 800	353, 700			
109		304, 100	354, 200			

	110		304, 400	354, 600						
	111		304, 700	355, 000						
	112		305, 000	355, 300						
	113		305, 300	355, 800						
	114		305, 600							
	115		305, 900							
	116		306, 200							
	117		306, 500							
	118		306, 800							
	119		307, 100							
	120		307, 400							
	121		307, 700							
	122		308, 000							
	123		308, 300							
	124		308, 600							
	125									
			308, 900							
再 任 用 職 員		187, 000	214, 100	258, 300	278, 500	293, 900	319, 800	362, 300	396, 100	447, 500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 交通事業企業職員給料表（２）

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	126, 500	177, 500	199, 400	252, 200	284, 100
	2	127, 400	179, 000	200, 800	253, 600	286, 000
	3	128, 400	180, 500	202, 200	255, 000	287, 900
	4	129, 300	182, 000	203, 600	256, 400	289, 800
	5	130, 300	183, 400	205, 000	257, 600	291, 700
	6	131, 300	184, 900	206, 500	258, 900	293, 600
	7	132, 300	186, 400	208, 000	260, 200	295, 500
	8	133, 300	187, 900	209, 500	261, 500	297, 400
	9	134, 100	189, 400	211, 000	262, 600	299, 100
	10	135, 100	190, 600	212, 600	263, 900	300, 900
	11	136, 100	191, 900	214, 200	265, 200	302, 700
12	137, 200	193, 200	215, 800	266, 500	304, 500	

13	138, 000	194, 600	217, 200	267, 600	306, 100
14	139, 000	195, 700	218, 900	268, 800	307, 800
15	140, 000	196, 900	220, 600	270, 000	309, 500
16	141, 000	198, 100	222, 300	271, 100	311, 200
17	142, 100	199, 300	223, 800	272, 300	312, 800
18	143, 300	200, 500	225, 000	273, 500	314, 500
19	144, 500	201, 600	226, 200	274, 700	316, 200
20	145, 700	202, 700	227, 400	275, 900	317, 900
21	146, 800	203, 700	228, 700	276, 900	319, 200
22	148, 000	204, 900	230, 300	278, 000	320, 600
23	149, 200	206, 100	231, 900	279, 100	322, 000
24	150, 400	207, 300	233, 500	280, 200	323, 500
25	151, 600	208, 500	235, 200	281, 300	325, 100
26	153, 100	209, 800	236, 700	282, 400	326, 600
27	154, 600	211, 100	238, 200	283, 500	328, 100
28	156, 100	212, 400	239, 700	284, 600	329, 600
29	157, 500	213, 700	241, 100	285, 700	331, 200
30	159, 000	215, 000	242, 500	286, 800	332, 500
31	160, 500	216, 300	243, 900	287, 900	333, 800
32	162, 000	217, 600	245, 300	289, 000	335, 000
33	163, 500	218, 500	246, 600	289, 900	336, 100
34	165, 300	219, 900	248, 000	291, 000	337, 200
35	167, 100	221, 200	249, 400	292, 100	338, 300
36	168, 900	222, 600	250, 800	293, 200	339, 500
37	170, 700	223, 700	252, 100	293, 900	340, 700
38	172, 400	225, 000	253, 500	294, 800	341, 900
39	174, 100	226, 300	254, 900	295, 700	343, 100
40	175, 800	227, 600	256, 300	296, 700	344, 300
41	177, 400	228, 700	257, 500	297, 600	345, 400
42	178, 800	229, 900	258, 800	298, 600	346, 600
43	180, 200	231, 100	260, 100	299, 600	347, 800
44	181, 600	232, 300	261, 400	300, 600	349, 000
45	183, 100	233, 500	262, 500	301, 400	350, 000
46	184, 500	234, 700	263, 700	302, 300	351, 100
47	185, 900	235, 900	264, 900	303, 200	352, 200
48	187, 300	237, 100	266, 100	304, 100	353, 300
49	188, 600	238, 300	267, 400	304, 800	354, 400
50	189, 800	239, 500	268, 600	305, 600	355, 400
51	191, 000	240, 700	269, 800	306, 400	356, 400
52	192, 200	241, 900	270, 900	307, 200	357, 400
53	193, 300	243, 100	272, 000	307, 800	358, 300
54	194, 400	244, 100	273, 200	308, 600	359, 200
55	195, 500	245, 100	274, 400	309, 300	360, 100
56	196, 600	246, 100	275, 600	310, 000	361, 000
57	197, 700	247, 200	276, 600	310, 700	361, 800
58	198, 800	248, 200	277, 700	311, 500	362, 700

59	199, 900	249, 200	278, 800	312, 300	363, 600
60	201, 000	250, 200	279, 900	313, 100	364, 500
61	202, 100	251, 200	281, 000	313, 700	365, 300
62	203, 000	252, 100	282, 100	314, 400	366, 200
63	203, 900	253, 000	283, 200	315, 100	367, 100
64	204, 800	253, 900	284, 300	315, 800	368, 000
65	205, 500	254, 900	285, 200	316, 300	368, 600
66	206, 300	255, 700	286, 000	316, 900	369, 200
67	207, 100	256, 500	286, 800	317, 500	369, 800
68	207, 900	257, 300	287, 700	318, 100	370, 400
69	208, 500	258, 100	288, 600	318, 700	370, 800
70	209, 100	258, 700	289, 400	319, 200	
71	209, 600	259, 300	290, 200	319, 700	
72	210, 200	259, 900	291, 000	320, 200	
73	210, 800	260, 200	291, 900	320, 500	
74	211, 500	260, 600	292, 700	321, 000	
75	212, 200	261, 100	293, 500	321, 500	
76	213, 000	261, 600	294, 300	322, 000	
77	213, 400	262, 200	294, 900	322, 200	
78	214, 100	262, 700	295, 500	322, 600	
79	214, 800	263, 200	296, 000	323, 000	
80	215, 500	263, 700	296, 400	323, 400	
81	216, 200	264, 100	296, 900	323, 900	
82	216, 900	264, 400	297, 400	324, 300	
83	217, 600	264, 700	297, 900	324, 700	
84	218, 300	265, 000	298, 400	325, 100	
85	219, 000	265, 200	298, 800	325, 400	
86	219, 700	265, 600	299, 400	325, 800	
87	220, 400	265, 900	300, 000	326, 200	
88	221, 100	266, 200	300, 600	326, 600	
89	221, 700	266, 400	300, 900	326, 900	
90	222, 300	266, 600	301, 400	327, 300	
91	222, 900	267, 000	301, 900	327, 700	
92	223, 500	267, 200	302, 400	328, 100	
93	224, 000	267, 500	302, 800	328, 300	
94	224, 500	267, 900	303, 300	328, 700	
95	225, 000	268, 300	303, 800	329, 100	
96	225, 500	268, 700	304, 300	329, 500	
97	226, 100	268, 900	304, 600	329, 800	
98	226, 600	269, 200	305, 100	330, 200	
99	227, 100	269, 400	305, 600	330, 600	
100	227, 600	269, 700	306, 100	331, 000	
101	228, 200	270, 000	306, 500	331, 300	
102	228, 800	270, 200	306, 900		
103	229, 400	270, 500	307, 300		
104	230, 000	270, 800	307, 700		

	105	230, 400	271, 000	308, 000		
	106	230, 900	271, 300	308, 400		
	107	231, 400	271, 600	308, 800		
	108	231, 900	271, 900	309, 200		
	109	232, 100	272, 200	309, 600		
	110	232, 500	272, 500	310, 000		
	111	233, 000	272, 800	310, 400		
	112	233, 500	273, 100	310, 800		
	113	234, 000	273, 300	311, 000		
	114	234, 500	273, 600	311, 400		
	115	235, 000	273, 900	311, 800		
	116	235, 500	274, 200	312, 200		
	117	235, 900	274, 500	312, 500		
	118	236, 300	274, 800	312, 900		
	119	236, 700	275, 100	313, 300		
	120	237, 100	275, 400	313, 700		
	121	237, 500	275, 500	313, 900		
	122		275, 800	314, 300		
	123		276, 100	314, 700		
	124		276, 400	315, 100		
	125		276, 500	315, 300		
	126		276, 800	315, 700		
	127		277, 100	316, 100		
	128		277, 400	316, 500		
	129		277, 500	316, 700		
	130		277, 800	317, 100		
	131		278, 100	317, 500		
	132		278, 400	317, 900		
	133		278, 500	318, 100		
	134		278, 800			
	135		279, 100			
	136		279, 400			
	137		279, 500			
再 任 用 職 員		195, 700	206, 500	228, 500	249, 700	281, 400

備考 この表は、電車・バスの運輸業務、車両等の保守業務及びこれらに準ずる業務に従事する職員（所長及び工場長を除く。）に適用する。

第2条 熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第41条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

別表第2中「（第13条の2関係）」を「（第3条関係）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程第 4 1 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正規定 平成 2 6 年 1 2 月 1 日

(2) 第 2 条の規定 平成 2 7 年 4 月 1 日

- 2 第 1 条の規定による改正後の熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）別表第 1 の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日（次項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 適用日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

上 下 水 道 局

上下水道局規程第 1 6 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

- 第 1 条 熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程（昭和 4 2 年水道局規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 6 7. 5」を「1 0 0 分の 8 2. 5」に、「1 0 0 分の 8 7. 5」を「1 0 0 分の 1 0 2. 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 2. 5」を「1 0 0 分の 3 7. 5」に改める。

第 4 2 条第 1 項の表中「3 7 5, 0 0 0」を「3 7 7, 0 0 0」に、「4 2 4, 0 0 0」を「4 2 6, 0 0 0」に、「4 7 7, 0 0 0」を「4 7 9, 0 0 0」に、「5 4 1, 0 0 0」を「5 4 2, 0 0 0」に、「6 1 7, 0 0 0」を「6 1 8, 0 0 0」に、「7 2 1, 0 0 0」を「7 2 2, 0 0 0」に、「8 4 4, 0 0 0」を「8 4 5, 0 0 0」に改め、同条第 7 項中「1 0 0 分の 1 5 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

別表第 3 及び別表第 4 を次のように改める。

別表第 3（第 2 条関係）

上下水道事業事務・技術職員給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	138,100	188,200	225,200	264,100	291,300	322,600	368,100	414,800	466,300
	2	139,200	190,000	227,100	266,200	293,600	324,900	370,600	417,200	469,400
	3	140,400	191,800	229,000	268,200	295,900	327,200	373,100	419,600	472,500
	4	141,500	193,600	230,800	270,300	298,200	329,500	375,600	422,000	475,600
	5	142,600	195,200	232,500	272,400	300,300	331,700	377,900	423,900	478,600
	6	143,700	197,000	234,400	274,500	302,600	333,800	380,400	426,100	481,700
	7	144,800	198,800	236,300	276,600	304,900	336,000	382,900	428,300	484,800
	8	145,900	200,600	238,100	278,700	307,200	338,200	385,400	430,500	487,900
	9	147,000	202,400	239,800	280,700	309,400	340,500	388,000	432,600	490,800
	10	148,400	204,100	241,700	282,800	311,700	342,700	390,700	434,700	493,900
	11	149,700	205,900	243,500	284,900	314,000	344,900	393,400	436,800	497,000
	12	151,000	207,700	245,400	287,000	316,300	347,100	396,100	438,900	500,100
	13	152,300	209,300	247,200	289,100	318,500	349,100	398,700	440,800	502,900
	14	153,800	211,200	249,100	291,200	320,700	351,200	401,000	442,700	505,300
	15	155,300	213,100	250,900	293,300	322,900	353,300	403,300	444,700	507,700
	16	156,900	215,000	252,600	295,400	325,100	355,400	405,700	446,700	510,000
	17	158,200	216,900	254,400	297,500	327,200	357,400	407,600	448,600	512,300
	18	159,700	218,800	256,400	299,600	329,300	359,400	409,600	450,400	513,800
	19	161,200	220,700	258,400	301,700	331,400	361,400	411,500	452,200	515,200
	20	162,700	222,600	260,400	303,800	333,400	363,300	413,400	454,000	516,600
	21	164,100	224,300	262,300	305,900	335,500	365,300	415,300	455,800	517,800
	22	166,800	226,200	264,200	308,000	337,600	367,200	417,100	457,300	519,200
	23	169,400	228,000	266,100	310,100	339,700	369,200	419,000	458,800	520,600
	24	172,000	229,900	267,900	312,200	341,800	371,200	421,000	460,300	522,000
	25	174,700	231,500	269,900	314,200	343,500	373,300	422,900	461,800	523,200
	26	176,400	233,300	271,800	316,300	345,500	375,300	424,400	463,200	524,300
	27	178,100	235,000	273,700	318,400	347,500	377,300	426,000	464,600	525,500
	28	179,800	236,800	275,600	320,500	349,500	379,300	427,600	465,900	526,700
	29	181,300	238,300	277,500	322,500	351,300	380,900	429,200	466,900	527,900
	30	183,100	239,800	279,400	324,600	353,200	382,700	430,500	467,700	528,800
	31	184,800	241,300	281,300	326,700	355,100	384,400	431,800	468,500	529,700
	32	186,500	242,800	283,200	328,800	357,000	386,100	433,100	469,300	530,600
	33	188,100	244,300	284,900	330,500	358,900	387,800	434,300	470,000	531,400
	34	189,600	245,800	286,800	332,500	360,700	389,200	435,600	470,800	532,100
	35	191,100	247,300	288,700	334,600	362,500	390,800	436,900	471,500	532,800
	36	192,600	248,900	290,600	336,600	364,200	392,400	438,100	472,300	533,500
	37	193,900	250,200	292,300	338,500	365,700	394,000	439,400	473,100	534,200
	38	195,200	251,800	294,100	340,500	367,000	395,200	440,300	473,800	535,000
	39	196,500	253,400	295,900	342,500	368,400	396,400	441,200	474,600	535,900

40	197, 800	255, 000	297, 700	344, 500	369, 800	397, 600	442, 000	475, 400	536, 800
41	199, 100	256, 400	299, 500	346, 400	371, 300	398, 700	442, 600	476, 200	537, 700
42	200, 400	257, 800	301, 200	348, 300	372, 200	399, 900	443, 300	476, 900	
43	201, 700	259, 200	302, 900	350, 200	373, 300	401, 100	444, 000	477, 700	
44	203, 000	260, 600	304, 600	352, 100	374, 400	402, 300	444, 700	478, 400	
45	204, 200	261, 800	306, 300	353, 600	375, 300	403, 000	445, 500	479, 200	
46	205, 500	263, 200	308, 000	355, 100	376, 200	403, 700	446, 300		
47	206, 800	264, 600	309, 700	356, 600	377, 100	404, 400	447, 100		
48	208, 100	266, 000	311, 400	358, 100	378, 000	405, 000	447, 800		
49	209, 300	267, 300	312, 700	359, 800	379, 000	405, 600	448, 400		
50	210, 400	268, 500	314, 300	360, 700	379, 800	406, 200	449, 200		
51	211, 500	269, 800	315, 900	361, 900	380, 600	406, 900	450, 000		
52	212, 600	271, 100	317, 500	362, 900	381, 400	407, 600	450, 800		
53	213, 800	272, 200	319, 200	363, 800	382, 100	408, 400	451, 400		
54	214, 800	273, 400	320, 800	364, 900	382, 800	409, 100	452, 200		
55	215, 800	274, 700	322, 400	365, 900	383, 500	409, 800	453, 000		
56	216, 800	276, 000	324, 000	367, 000	384, 200	410, 500	453, 700		
57	217, 600	277, 200	325, 500	367, 900	384, 800	411, 100	454, 300		
58	218, 600	278, 300	326, 700	368, 600	385, 400	411, 800	455, 100		
59	219, 500	279, 400	327, 900	369, 300	386, 100	412, 500	455, 900		
60	220, 400	280, 500	329, 100	370, 000	386, 800	413, 200	456, 600		
61	221, 300	281, 700	329, 900	370, 500	387, 300	413, 800	457, 200		
62	222, 300	282, 700	330, 800	371, 100	388, 000	414, 500			
63	223, 300	283, 700	331, 600	371, 800	388, 600	415, 200			
64	224, 200	284, 700	332, 400	372, 400	389, 200	415, 900			
65	225, 000	285, 500	333, 200	372, 800	389, 700	416, 200			
66	226, 000	286, 400	333, 700	373, 500	390, 300	416, 700			
67	227, 000	287, 300	334, 500	374, 200	390, 900	417, 300			
68	228, 100	288, 200	335, 300	374, 900	391, 500	417, 900			
69	228, 900	289, 100	336, 100	375, 400	391, 900	418, 400			
70	229, 700	289, 900	336, 800	376, 000	392, 500	419, 100			
71	230, 500	290, 700	337, 500	376, 600	393, 200	419, 800			
72	231, 300	291, 500	338, 200	377, 200	393, 800	420, 500			
73	232, 100	292, 300	338, 700	377, 700	394, 100	421, 000			
74	232, 800	292, 800	339, 300	378, 300	394, 700	421, 700			
75	233, 500	293, 200	339, 900	378, 900	395, 400	422, 400			
76	234, 200	293, 500	340, 500	379, 500	396, 000	423, 100			
77	234, 900	293, 900	340, 800	379, 900	396, 400	423, 600			
78	235, 700	294, 300	341, 300	380, 500	397, 100				
79	236, 500	294, 600	341, 800	381, 100	397, 800				
80	237, 300	295, 000	342, 200	381, 600	398, 500				
81	238, 000	295, 300	342, 600	382, 100	399, 000				
82	238, 700	295, 600	343, 100	382, 700	399, 700				
83	239, 400	295, 900	343, 600	383, 200	400, 400				
84	240, 100	296, 200	344, 100	383, 700	401, 100				
85	240, 800	296, 500	344, 500	384, 300	401, 600				

	86	241, 500	296, 800	344, 900	384, 900					
	87	242, 200	297, 100	345, 400	385, 500					
	88	242, 900	297, 400	345, 900	386, 100					
	89	243, 600	297, 700	346, 200	386, 800					
	90	244, 100	298, 000	346, 600	387, 400					
	91	244, 600	298, 300	347, 000	388, 000					
	92	245, 100	298, 600	347, 400	388, 600					
	93	245, 400	298, 900	347, 800	389, 300					
	94		299, 200	348, 200						
	95		299, 500	348, 600						
	96		299, 900	349, 000						
	97		300, 300	349, 300						
	98		300, 600	349, 600						
	99		301, 000	350, 100						
	100		301, 400	350, 500						
	101		301, 700	350, 800						
	102		302, 000	351, 200						
	103		302, 300	351, 600						
	104		302, 600	352, 000						
	105		302, 900	352, 500						
	106		303, 200	352, 900						
	107		303, 500	353, 300						
	108		303, 800	353, 700						
	109		304, 100	354, 200						
	110		304, 400	354, 600						
	111		304, 700	355, 000						
	112		305, 000	355, 300						
	113		305, 300	355, 800						
	114		305, 600							
	115		305, 900							
	116		306, 200							
	117		306, 500							
	118		306, 800							
	119		307, 100							
	120		307, 400							
	121		307, 700							
	122		308, 000							
	123		308, 300							
	124		308, 600							
	125		308, 900							
再任 用職 員		187, 000	214, 100	258, 300	278, 500	293, 900	319, 800	362, 300	396, 100	447, 500

別表第 4 (第 2 条関係)

上下水道事業業務職員給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	126,500	177,500	199,400	252,200	284,100
	2	127,400	179,000	200,800	253,600	286,000
	3	128,400	180,500	202,200	255,000	287,900
	4	129,300	182,000	203,600	256,400	289,800
	5	130,300	183,400	205,000	257,600	291,700
	6	131,300	184,900	206,500	258,900	293,600
	7	132,300	186,400	208,000	260,200	295,500
	8	133,300	187,900	209,500	261,500	297,400
	9	134,100	189,400	211,000	262,600	299,100
	10	135,100	190,600	212,600	263,900	300,900
	11	136,100	191,900	214,200	265,200	302,700
	12	137,200	193,200	215,800	266,500	304,500
	13	138,000	194,600	217,200	267,600	306,100
	14	139,000	195,700	218,900	268,800	307,800
	15	140,000	196,900	220,600	270,000	309,500
	16	141,000	198,100	222,300	271,100	311,200
	17	142,100	199,300	223,800	272,300	312,800
	18	143,300	200,500	225,000	273,500	314,500
	19	144,500	201,600	226,200	274,700	316,200
	20	145,700	202,700	227,400	275,900	317,900
	21	146,800	203,700	228,700	276,900	319,200
	22	148,000	204,900	230,300	278,000	320,600
	23	149,200	206,100	231,900	279,100	322,000
	24	150,400	207,300	233,500	280,200	323,500
	25	151,600	208,500	235,200	281,300	325,100
	26	153,100	209,800	236,700	282,400	326,600
	27	154,600	211,100	238,200	283,500	328,100
	28	156,100	212,400	239,700	284,600	329,600
	29	157,500	213,700	241,100	285,700	331,200
	30	159,000	215,000	242,500	286,800	332,500
	31	160,500	216,300	243,900	287,900	333,800
	32	162,000	217,600	245,300	289,000	335,000
	33	163,500	218,500	246,600	289,900	336,100
	34	165,300	219,900	248,000	291,000	337,200
	35	167,100	221,200	249,400	292,100	338,300
	36	168,900	222,600	250,800	293,200	339,500
	37	170,700	223,700	252,100	293,900	340,700
	38	172,400	225,000	253,500	294,800	341,900
	39	174,100	226,300	254,900	295,700	343,100

	40	175,800	227,600	256,300	296,700	344,300
	41	177,400	228,700	257,500	297,600	345,400
	42	178,800	229,900	258,800	298,600	346,600
	43	180,200	231,100	260,100	299,600	347,800
	44	181,600	232,300	261,400	300,600	349,000
	45	183,100	233,500	262,500	301,400	350,000
	46	184,500	234,700	263,700	302,300	351,100
	47	185,900	235,900	264,900	303,200	352,200
	48	187,300	237,100	266,100	304,100	353,300
	49	188,600	238,300	267,400	304,800	354,400
	50	189,800	239,500	268,600	305,600	355,400
	51	191,000	240,700	269,800	306,400	356,400
	52	192,200	241,900	270,900	307,200	357,400
	53	193,300	243,100	272,000	307,800	358,300
	54	194,400	244,100	273,200	308,600	359,200
	55	195,500	245,100	274,400	309,300	360,100
	56	196,600	246,100	275,600	310,000	361,000
	57	197,700	247,200	276,600	310,700	361,800
	58	198,800	248,200	277,700	311,500	362,700
	59	199,900	249,200	278,800	312,300	363,600
	60	201,000	250,200	279,900	313,100	364,500
	61	202,100	251,200	281,000	313,700	365,300
	62	203,000	252,100	282,100	314,400	366,200
	63	203,900	253,000	283,200	315,100	367,100
	64	204,800	253,900	284,300	315,800	368,000
	65	205,500	254,900	285,200	316,300	368,600
	66	206,300	255,700	286,000	316,900	369,200
	67	207,100	256,500	286,800	317,500	369,800
	68	207,900	257,300	287,700	318,100	370,400
	69	208,500	258,100	288,600	318,700	370,800
	70	209,100	258,700	289,400	319,200	
	71	209,600	259,300	290,200	319,700	
	72	210,200	259,900	291,000	320,200	
	73	210,800	260,200	291,900	320,500	
	74	211,500	260,600	292,700	321,000	
	75	212,200	261,100	293,500	321,500	
	76	213,000	261,600	294,300	322,000	
	77	213,400	262,200	294,900	322,200	
	78	214,100	262,700	295,500	322,600	
	79	214,800	263,200	296,000	323,000	
	80	215,500	263,700	296,400	323,400	
	81	216,200	264,100	296,900	323,900	
	82	216,900	264,400	297,400	324,300	
	83	217,600	264,700	297,900	324,700	
	84	218,300	265,000	298,400	325,100	
	85	219,000	265,200	298,800	325,400	

	86	219,700	265,600	299,400	325,800	
	87	220,400	265,900	300,000	326,200	
	88	221,100	266,200	300,600	326,600	
	89	221,700	266,400	300,900	326,900	
	90	222,300	266,600	301,400	327,300	
	91	222,900	267,000	301,900	327,700	
	92	223,500	267,200	302,400	328,100	
	93	224,000	267,500	302,800	328,300	
	94	224,500	267,900	303,300	328,700	
	95	225,000	268,300	303,800	329,100	
	96	225,500	268,700	304,300	329,500	
	97	226,100	268,900	304,600	329,800	
	98	226,600	269,200	305,100	330,200	
	99	227,100	269,400	305,600	330,600	
	100	227,600	269,700	306,100	331,000	
	101	228,200	270,000	306,500	331,300	
	102	228,800	270,200	306,900		
	103	229,400	270,500	307,300		
	104	230,000	270,800	307,700		
	105	230,400	271,000	308,000		
	106	230,900	271,300	308,400		
	107	231,400	271,600	308,800		
	108	231,900	271,900	309,200		
	109	232,100	272,200	309,600		
	110	232,500	272,500	310,000		
	111	233,000	272,800	310,400		
	112	233,500	273,100	310,800		
	113	234,000	273,300	311,000		
	114	234,500	273,600	311,400		
	115	235,000	273,900	311,800		
	116	235,500	274,200	312,200		
	117	235,900	274,500	312,500		
	118	236,300	274,800	312,900		
	119	236,700	275,100	313,300		
	120	237,100	275,400	313,700		
	121	237,500	275,500	313,900		
	122		275,800	314,300		
	123		276,100	314,700		
	124		276,400	315,100		
	125		276,500	315,300		
	126		276,800	315,700		
	127		277,100	316,100		
	128		277,400	316,500		
	129		277,500	316,700		
	130		277,800	317,100		
	131		278,100	317,500		

	132		278, 400	317, 900		
	133		278, 500	318, 100		
	134		278, 800			
	135		279, 100			
	136		279, 400			
	137		279, 500			
再任 用職 員		195, 700	206, 500	228, 500	249, 700	281, 400

第2条 熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第32条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

第42条第7項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を「」、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程第32条第2項第1号及び第2号並びに第42条第7項の改正規定 平成26年12月1日

(2) 第2条の規定 平成27年4月1日

- 2 第1条の規定による改正後の熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程(次項において「改正後の規程」という。)第42条第1項の表、別表第3及び別表第4の規定は、平成26年4月1日(次項において「適用日」という。)から適用する。

(給与の内払)

- 3 適用日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

上下水道局告示第82号

平成26年11月21日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道局規程第5号)第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
------	----------------	-------

第 7 7 1 号	熊本市中央区帯山九丁目 1 番 2 5 - 1 0 1 号 藤設備 代表 後藤 英生	平成 2 6 年 1 1 月 1 0 日
-----------	--	----------------------

上下水道局告示第 8 3 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日

次の者から給水装置工事業の休止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	休止年月日
第 7 4 3 号	宇土市古保里町 9 9 0 番地 6 富永電機商会 代表者 富永 一成	平成 2 6 年 1 1 月 5 日

上下水道局告示第 8 4 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日

熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 9 条の規定による指定給水装置工事業業者の指定の効力の停止をしたので、同規程第 1 0 条第 4 号の規定に基づき、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 指定の効力を停止する指定給水装置工事業業者の指定番号、事業所所在地、名称及び代表者名並びにその期間

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定停止期間
第 3 8 5 号	菊池郡菊陽町原水 3 2 4 2 番地 株式会社後藤設備 代表取締役 後藤 一喜	平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日から平成 2 6 年 1 2 月 2 0 日まで

- 2 停止する指定給水装置工事業業者の指定の効力

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の指定の効力（平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日以前に熊本市水道条例（昭和 3 3 年条例第 3 7 号）第 1 0 条第 1 項に規定する熊本市上下水道事業管理者の承認を受けた給水装置工事の施行に係るものを除く。）

上下水道局告示第 8 5 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第 2 2 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第 5 4 0 号	熊本市南区富合町杉島 8 8 1 番地 株式会社上田組 代表取締役 上田 博海	平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日

病 院 局

病院局規程第 1 1 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第 1 条 熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程（平成 2 1 年病院局規第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「3 0 6, 0 0 0 円」を「3 0 7, 0 0 0 円」に改める。

第 3 8 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 6 7. 5」を「1 0 0 分の 8 2. 5」に、「1 0 0 分の 8 7. 5」を「1 0 0 分の 1 0 2. 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 2. 5」を「1 0 0 分の 3 7. 5」に改める。

第 4 7 条第 1 項の表中「3 7 5, 0 0 0」を「3 7 7, 0 0 0」に、「4 2 4, 0 0 0」を「4 2 6, 0 0 0」に、「4 7 7, 0 0 0」を「4 7 9, 0 0 0」に、「5 4 1, 0 0 0」を「5 4 2, 0 0 0」に、「6 1 7, 0 0 0」を「6 1 8, 0 0 0」に、「7 2 1, 0 0 0」を「7 2 2, 0 0 0」に、「8 4 4, 0 0 0」を「8 4 5, 0 0 0」に改め、同条第 7 項中「1 0 0 分の 1 5 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

別表第 1 から別表第 4 まで及び別表第 7 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

病院事業行政職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再		円	円	円	円	円	円	円	円	円
任	1	138, 100	188, 200	225, 200	264, 100	291, 300	322, 600	368, 100	414, 800	466, 300
用	2	139, 200	190, 000	227, 100	266, 200	293, 600	324, 900	370, 600	417, 200	469, 400
職	3	140, 400	191, 800	229, 000	268, 200	295, 900	327, 200	373, 100	419, 600	472, 500
員	4	141, 500	193, 600	230, 800	270, 300	298, 200	329, 500	375, 600	422, 000	475, 600
以	5	142, 600	195, 200	232, 500	272, 400	300, 300	331, 700	377, 900	423, 900	478, 600

外 の 職 員	6	143,700	197,000	234,400	274,500	302,600	333,800	380,400	426,100	481,700
	7	144,800	198,800	236,300	276,600	304,900	336,000	382,900	428,300	484,800
	8	145,900	200,600	238,100	278,700	307,200	338,200	385,400	430,500	487,900
	9	147,000	202,400	239,800	280,700	309,400	340,500	388,000	432,600	490,800
	10	148,400	204,100	241,700	282,800	311,700	342,700	390,700	434,700	493,900
	11	149,700	205,900	243,500	284,900	314,000	344,900	393,400	436,800	497,000
	12	151,000	207,700	245,400	287,000	316,300	347,100	396,100	438,900	500,100
	13	152,300	209,300	247,200	289,100	318,500	349,100	398,700	440,800	502,900
	14	153,800	211,200	249,100	291,200	320,700	351,200	401,000	442,700	505,300
	15	155,300	213,100	250,900	293,300	322,900	353,300	403,300	444,700	507,700
	16	156,900	215,000	252,600	295,400	325,100	355,400	405,700	446,700	510,000
	17	158,200	216,900	254,400	297,500	327,200	357,400	407,600	448,600	512,300
	18	159,700	218,800	256,400	299,600	329,300	359,400	409,600	450,400	513,800
	19	161,200	220,700	258,400	301,700	331,400	361,400	411,500	452,200	515,200
	20	162,700	222,600	260,400	303,800	333,400	363,300	413,400	454,000	516,600
	21	164,100	224,300	262,300	305,900	335,500	365,300	415,300	455,800	517,800
	22	166,800	226,200	264,200	308,000	337,600	367,200	417,100	457,300	519,200
	23	169,400	228,000	266,100	310,100	339,700	369,200	419,000	458,800	520,600
	24	172,000	229,900	267,900	312,200	341,800	371,200	421,000	460,300	522,000
	25	174,700	231,500	269,900	314,200	343,500	373,300	422,900	461,800	523,200
	26	176,400	233,300	271,800	316,300	345,500	375,300	424,400	463,200	524,300
	27	178,100	235,000	273,700	318,400	347,500	377,300	426,000	464,600	525,500
	28	179,800	236,800	275,600	320,500	349,500	379,300	427,600	465,900	526,700
	29	181,300	238,300	277,500	322,500	351,300	380,900	429,200	466,900	527,900
	30	183,100	239,800	279,400	324,600	353,200	382,700	430,500	467,700	528,800
	31	184,800	241,300	281,300	326,700	355,100	384,400	431,800	468,500	529,700
	32	186,500	242,800	283,200	328,800	357,000	386,100	433,100	469,300	530,600
	33	188,100	244,300	284,900	330,500	358,900	387,800	434,300	470,000	531,400
	34	189,600	245,800	286,800	332,500	360,700	389,200	435,600	470,800	532,100
	35	191,100	247,300	288,700	334,600	362,500	390,800	436,900	471,500	532,800
	36	192,600	248,900	290,600	336,600	364,200	392,400	438,100	472,300	533,500
	37	193,900	250,200	292,300	338,500	365,700	394,000	439,400	473,100	534,200
	38	195,200	251,800	294,100	340,500	367,000	395,200	440,300	473,800	535,000
	39	196,500	253,400	295,900	342,500	368,400	396,400	441,200	474,600	535,900

40	197, 800	255, 000	297, 700	344, 500	369, 800	397, 600	442, 000	475, 400	536, 800
41	199, 100	256, 400	299, 500	346, 400	371, 300	398, 700	442, 600	476, 200	537, 700
42	200, 400	257, 800	301, 200	348, 300	372, 200	399, 900	443, 300	476, 900	
43	201, 700	259, 200	302, 900	350, 200	373, 300	401, 100	444, 000	477, 700	
44	203, 000	260, 600	304, 600	352, 100	374, 400	402, 300	444, 700	478, 400	
45	204, 200	261, 800	306, 300	353, 600	375, 300	403, 000	445, 500	479, 200	
46	205, 500	263, 200	308, 000	355, 100	376, 200	403, 700	446, 300		
47	206, 800	264, 600	309, 700	356, 600	377, 100	404, 400	447, 100		
48	208, 100	266, 000	311, 400	358, 100	378, 000	405, 000	447, 800		
49	209, 300	267, 300	312, 700	359, 800	379, 000	405, 600	448, 400		
50	210, 400	268, 500	314, 300	360, 700	379, 800	406, 200	449, 200		
51	211, 500	269, 800	315, 900	361, 900	380, 600	406, 900	450, 000		
52	212, 600	271, 100	317, 500	362, 900	381, 400	407, 600	450, 800		
53	213, 800	272, 200	319, 200	363, 800	382, 100	408, 400	451, 400		
54	214, 800	273, 400	320, 800	364, 900	382, 800	409, 100	452, 200		
55	215, 800	274, 700	322, 400	365, 900	383, 500	409, 800	453, 000		
56	216, 800	276, 000	324, 000	367, 000	384, 200	410, 500	453, 700		
57	217, 600	277, 200	325, 500	367, 900	384, 800	411, 100	454, 300		
58	218, 600	278, 300	326, 700	368, 600	385, 400	411, 800	455, 100		
59	219, 500	279, 400	327, 900	369, 300	386, 100	412, 500	455, 900		
60	220, 400	280, 500	329, 100	370, 000	386, 800	413, 200	456, 600		
61	221, 300	281, 700	329, 900	370, 500	387, 300	413, 800	457, 200		
62	222, 300	282, 700	330, 800	371, 100	388, 000	414, 500			
63	223, 300	283, 700	331, 600	371, 800	388, 600	415, 200			
64	224, 200	284, 700	332, 400	372, 400	389, 200	415, 900			
65	225, 000	285, 500	333, 200	372, 800	389, 700	416, 200			
66	226, 000	286, 400	333, 700	373, 500	390, 300	416, 700			
67	227, 000	287, 300	334, 500	374, 200	390, 900	417, 300			
68	228, 100	288, 200	335, 300	374, 900	391, 500	417, 900			
69	228, 900	289, 100	336, 100	375, 400	391, 900	418, 400			
70	229, 700	289, 900	336, 800	376, 000	392, 500	419, 100			
71	230, 500	290, 700	337, 500	376, 600	393, 200	419, 800			
72	231, 300	291, 500	338, 200	377, 200	393, 800	420, 500			
73	232, 100	292, 300	338, 700	377, 700	394, 100	421, 000			

74	232, 800	292, 800	339, 300	378, 300	394, 700	421, 700			
75	233, 500	293, 200	339, 900	378, 900	395, 400	422, 400			
76	234, 200	293, 500	340, 500	379, 500	396, 000	423, 100			
77	234, 900	293, 900	340, 800	379, 900	396, 400	423, 600			
78	235, 700	294, 300	341, 300	380, 500	397, 100				
79	236, 500	294, 600	341, 800	381, 100	397, 800				
80	237, 300	295, 000	342, 200	381, 600	398, 500				
81	238, 000	295, 300	342, 600	382, 100	399, 000				
82	238, 700	295, 600	343, 100	382, 700	399, 700				
83	239, 400	295, 900	343, 600	383, 200	400, 400				
84	240, 100	296, 200	344, 100	383, 700	401, 100				
85	240, 800	296, 500	344, 500	384, 300	401, 600				
86	241, 500	296, 800	344, 900	384, 900					
87	242, 200	297, 100	345, 400	385, 500					
88	242, 900	297, 400	345, 900	386, 100					
89	243, 600	297, 700	346, 200	386, 800					
90	244, 100	298, 000	346, 600	387, 400					
91	244, 600	298, 300	347, 000	388, 000					
92	245, 100	298, 600	347, 400	388, 600					
93	245, 400	298, 900	347, 800	389, 300					
94		299, 200	348, 200						
95		299, 500	348, 600						
96		299, 900	349, 000						
97		300, 300	349, 300						
98		300, 600	349, 600						
99		301, 000	350, 100						
100		301, 400	350, 500						
101		301, 700	350, 800						
102		302, 000	351, 200						
103		302, 300	351, 600						
104		302, 600	352, 000						
105		302, 900	352, 500						
106		303, 200	352, 900						
107		303, 500	353, 300						

108			303, 800	353, 700						
109			304, 100	354, 200						
110			304, 400	354, 600						
111			304, 700	355, 000						
112			305, 000	355, 300						
113			305, 300	355, 800						
114			305, 600							
115			305, 900							
116			306, 200							
117			306, 500							
118			306, 800							
119			307, 100							
120			307, 400							
121			307, 700							
122			308, 000							
123			308, 300							
124			308, 600							
125			308, 900							
再 任 用 職 員		187, 000	214, 100	258, 300	278, 500	293, 900	319, 800	362, 300	396, 100	447, 500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第2条関係）

病院事業医療職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	240, 100	325, 700	392, 600	468, 600	564, 000
	2	242, 600	328, 800	395, 500	470, 900	567, 100
	3	245, 100	331, 900	398, 400	473, 200	570, 200
	4	247, 600	335, 000	401, 300	475, 500	573, 300
	5	249, 900	337, 800	404, 000	477, 800	576, 200

6	253, 700	341, 100	406, 800	480, 000	578, 600
7	257, 500	344, 400	409, 600	482, 200	581, 000
8	261, 300	347, 700	412, 400	484, 400	583, 400
9	264, 900	350, 700	415, 000	486, 500	585, 600
10	268, 900	353, 900	417, 700	488, 600	587, 100
11	272, 900	357, 100	420, 400	490, 700	588, 600
12	276, 900	360, 300	423, 100	492, 800	590, 100
13	280, 700	363, 400	425, 600	494, 900	591, 600
14	284, 700	367, 100	428, 100	497, 000	592, 700
15	288, 700	370, 700	430, 500	499, 100	593, 800
16	292, 700	374, 400	433, 000	501, 200	594, 700
17	296, 500	378, 000	435, 200	503, 300	595, 900
18	300, 100	380, 700	437, 600	505, 300	596, 900
19	303, 700	383, 500	440, 000	507, 300	597, 900
20	307, 300	386, 300	442, 400	509, 300	598, 900
21	311, 000	389, 200	444, 500	511, 100	599, 900
22	314, 800	391, 800	446, 900	512, 900	
23	318, 500	394, 400	449, 300	514, 800	
24	322, 200	397, 000	451, 600	516, 700	
25	325, 800	399, 400	453, 800	518, 400	
26	328, 600	401, 700	456, 100	520, 200	
27	331, 400	404, 000	458, 400	522, 000	
28	334, 200	406, 300	460, 700	523, 800	
29	337, 000	408, 700	462, 900	525, 700	
30	339, 400	410, 800	465, 200	527, 500	
31	341, 800	412, 800	467, 500	529, 300	
32	344, 200	414, 900	469, 800	531, 100	
33	346, 600	417, 000	471, 800	532, 700	
34	349, 100	419, 000	473, 900	534, 500	
35	351, 500	421, 000	476, 000	536, 200	
36	354, 000	423, 000	478, 100	538, 000	
37	356, 400	425, 100	480, 200	539, 600	
38	358, 800	427, 100	482, 000	541, 200	
39	361, 200	429, 100	483, 800	542, 600	

40	363, 600	431, 100	485, 600	544, 200
41	365, 900	433, 100	487, 300	545, 700
42	367, 400	434, 900	489, 100	547, 100
43	368, 900	436, 700	490, 900	548, 500
44	370, 400	438, 500	492, 700	549, 800
45	371, 900	440, 400	494, 300	551, 000
46	373, 300	442, 200	496, 000	552, 000
47	374, 800	444, 000	497, 800	553, 000
48	376, 300	445, 800	499, 600	554, 000
49	377, 600	447, 600	501, 200	555, 000
50	378, 600	449, 300	502, 500	555, 900
51	379, 600	451, 100	503, 800	556, 800
52	380, 600	452, 900	505, 100	557, 700
53	381, 600	454, 800	506, 400	558, 500
54	382, 500	456, 000	507, 700	559, 400
55	383, 400	457, 200	509, 000	560, 300
56	384, 300	458, 400	510, 300	561, 200
57	385, 300	459, 600	511, 300	562, 100
58	386, 200	460, 600	512, 100	563, 000
59	387, 000	461, 600	512, 900	563, 900
60	387, 900	462, 600	513, 700	564, 600
61	388, 700	463, 400	514, 600	565, 500
62	389, 200	464, 100	515, 400	566, 400
63	389, 700	464, 800	516, 300	567, 300
64	390, 200	465, 500	517, 100	568, 200
65	390, 500	466, 200	518, 000	569, 100
66		466, 900	518, 900	
67		467, 600	519, 600	
68		468, 300	520, 500	
69		468, 800	521, 400	
70		469, 500	522, 200	
71		470, 200	523, 100	
72		470, 900	524, 000	
73		471, 300	524, 800	

74			471, 900	525, 700		
75			472, 600	526, 600		
76			473, 300	527, 300		
77			473, 700	528, 100		
78			474, 300	529, 000		
79			474, 900	529, 900		
80			475, 400	530, 800		
81			476, 000	531, 600		
82			476, 500	532, 500		
83			477, 000	533, 400		
84			477, 500	534, 300		
85			477, 900	535, 100		
86			478, 500	536, 000		
87			478, 900	536, 900		
88			479, 400	537, 800		
89			479, 900	538, 600		
90			480, 500			
91			481, 100			
92			481, 500			
93			482, 000			
94			482, 600			
95			483, 200			
96			483, 800			
97			484, 300			
再任用職員		293, 800	336, 200	390, 600	463, 700	563, 600

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第3（第2条関係）
病院事業看護職員給料表

職 員 の 区	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再		円	円	円	円	円	円	円
任	1	156,000	183,400	232,000	257,200	287,900	334,200	380,300
用	2	157,400	185,500	233,800	258,300	289,800	336,400	383,000
職	3	158,900	187,600	235,500	259,500	291,700	338,600	385,700
員	4	160,300	189,700	237,200	260,700	293,600	340,700	388,300
以	5	161,700	191,800	238,800	261,700	295,400	342,800	390,500
外	6	163,200	194,200	240,300	263,000	297,300	345,000	392,900
の	7	164,700	196,500	241,800	264,300	299,200	347,100	395,300
職	8	166,200	198,800	243,200	265,700	301,100	349,200	397,600
員	9	167,500	201,200	244,600	267,000	303,000	351,000	399,700
	10	169,200	202,600	246,000	268,300	304,900	353,000	401,800
	11	170,800	204,000	247,400	269,900	306,800	355,000	404,000
	12	172,400	205,400	248,700	271,500	308,700	357,000	406,300
	13	173,900	206,800	250,000	273,100	310,400	359,200	408,400
	14	175,900	208,300	251,300	274,700	312,300	361,300	410,500
	15	177,900	209,800	252,600	276,300	314,100	363,400	412,700
	16	179,900	211,300	253,800	277,900	315,900	365,500	414,900
	17	182,100	212,700	254,800	279,500	317,800	367,500	417,000
	18	184,200	214,100	256,200	281,000	319,500	369,600	419,200
	19	186,300	215,500	257,500	282,500	321,200	371,700	421,400
	20	188,400	216,900	258,700	284,000	322,900	373,800	423,500
	21	190,500	218,200	259,900	285,600	324,500	375,600	425,400
	22	192,700	219,800	261,300	287,200	326,100	377,700	427,300
	23	194,900	221,400	262,700	288,800	327,700	379,800	429,200
	24	197,100	223,000	264,100	290,300	329,300	381,900	431,100
	25	199,200	224,500	265,600	291,700	331,000	383,900	432,900
	26	200,500	226,200	267,100	293,500	332,500	385,600	434,600
	27	201,800	227,900	268,600	295,300	334,000	387,500	436,300
	28	203,100	229,600	270,200	297,100	335,600	389,400	437,800
	29	204,300	231,300	271,700	298,700	337,100	391,300	439,100
	30	205,600	232,800	273,300	300,400	338,600	393,200	440,700
	31	206,900	234,300	274,900	302,100	340,100	395,100	442,200

32	208, 200	235, 800	276, 500	303, 800	341, 600	397, 000	443, 800
33	209, 500	237, 200	278, 100	305, 300	343, 300	398, 700	445, 400
34	210, 800	238, 600	279, 600	306, 900	344, 900	400, 400	447, 000
35	212, 100	240, 000	281, 100	308, 500	346, 500	402, 200	448, 600
36	213, 400	241, 300	282, 600	310, 100	348, 100	404, 000	450, 100
37	214, 800	242, 600	284, 100	311, 700	349, 800	405, 600	451, 500
38	216, 200	243, 900	285, 600	313, 300	351, 400	407, 400	453, 000
39	217, 600	245, 200	287, 100	314, 900	353, 000	409, 200	454, 500
40	219, 000	246, 500	288, 600	316, 500	354, 600	411, 000	456, 000
41	220, 100	247, 500	290, 200	318, 100	355, 800	412, 600	457, 200
42	221, 500	248, 700	291, 800	319, 600	357, 300	414, 300	458, 100
43	222, 900	249, 900	293, 400	321, 100	358, 800	416, 000	459, 000
44	224, 300	251, 100	295, 000	322, 600	360, 300	417, 600	459, 900
45	225, 700	252, 300	296, 400	323, 900	361, 800	419, 100	460, 900
46	227, 200	253, 700	297, 900	325, 300	363, 000	420, 600	461, 800
47	228, 700	255, 100	299, 400	326, 700	364, 500	422, 100	462, 700
48	230, 100	256, 500	300, 900	328, 100	365, 800	423, 600	463, 600
49	231, 300	257, 900	302, 200	329, 400	367, 200	425, 200	464, 500
50	232, 700	259, 400	303, 600	330, 700	368, 600	426, 700	465, 200
51	234, 100	260, 800	305, 000	332, 000	370, 000	428, 200	466, 000
52	235, 500	262, 200	306, 400	333, 400	371, 400	429, 700	466, 800
53	236, 800	263, 700	307, 900	334, 800	372, 900	431, 200	467, 700
54	238, 100	265, 300	309, 300	336, 200	374, 100	432, 700	468, 500
55	239, 400	266, 900	310, 700	337, 600	375, 300	434, 200	469, 300
56	240, 700	268, 400	312, 100	338, 800	376, 500	435, 600	470, 100
57	241, 900	270, 000	313, 300	339, 900	377, 600	436, 700	471, 000
58	243, 200	271, 600	314, 600	341, 200	378, 600	437, 600	
59	244, 400	273, 200	315, 900	342, 400	379, 600	438, 500	
60	245, 700	274, 800	317, 300	343, 700	380, 600	439, 400	
61	246, 900	276, 400	318, 500	344, 900	381, 300	440, 300	
62	248, 200	277, 900	319, 800	345, 900	382, 100	441, 200	
63	249, 500	279, 400	321, 100	347, 200	382, 900	442, 100	
64	250, 700	280, 900	322, 400	348, 500	383, 700	443, 000	
65	251, 900	282, 500	323, 700	349, 600	384, 500	443, 900	

66	253, 200	284, 000	325, 000	350, 800	385, 200	444, 700
67	254, 600	285, 500	326, 300	352, 000	385, 900	445, 500
68	255, 900	287, 000	327, 400	353, 100	386, 600	446, 300
69	257, 000	288, 300	328, 400	354, 100	387, 300	447, 100
70	258, 300	289, 800	329, 400	355, 200	387, 900	
71	259, 600	291, 300	330, 400	356, 300	388, 600	
72	260, 900	292, 800	331, 400	357, 400	389, 300	
73	262, 300	294, 100	332, 400	358, 300	390, 000	
74	263, 600	295, 500	333, 400	359, 400	390, 600	
75	264, 900	296, 900	334, 600	360, 500	391, 200	
76	266, 200	298, 300	335, 800	361, 500	391, 800	
77	267, 200	299, 800	336, 900	362, 300	392, 200	
78	268, 400	301, 100	338, 100	363, 100	392, 800	
79	269, 700	302, 400	339, 300	363, 900	393, 400	
80	271, 000	303, 700	340, 500	364, 700	394, 000	
81	272, 100	304, 800	341, 600	365, 300	394, 500	
82	273, 200	305, 900	342, 700	365, 800	395, 100	
83	274, 300	307, 000	343, 800	366, 300	395, 700	
84	275, 400	308, 100	344, 900	366, 800	396, 300	
85	276, 300	309, 300	345, 800	367, 400	396, 800	
86	277, 400	310, 600	346, 800	368, 000	397, 400	
87	278, 500	311, 800	347, 800	368, 600	398, 000	
88	279, 600	313, 000	348, 800	369, 200	398, 600	
89	280, 600	314, 300	349, 900	369, 600	399, 000	
90	281, 600	315, 500	350, 700	370, 200	399, 500	
91	282, 600	316, 700	351, 500	370, 800	400, 100	
92	283, 600	317, 900	352, 300	371, 400	400, 700	
93	284, 600	318, 800	353, 100	371, 700	401, 200	
94	285, 600	319, 500	353, 800	372, 200		
95	286, 600	320, 200	354, 500	372, 700		
96	287, 600	320, 800	355, 200	373, 200		
97	288, 500	321, 300	355, 700	373, 800		
98	289, 300	321, 900	356, 200	374, 300		
99	290, 100	322, 600	356, 700	374, 800		

100	291, 000	323, 300	357, 100	375, 300			
101	291, 800	323, 700	357, 500	375, 900			
102	292, 600	324, 300	358, 000	376, 400			
103	293, 400	324, 900	358, 400	376, 900			
104	294, 200	325, 500	358, 800	377, 300			
105	294, 900	325, 900	359, 100	377, 900			
106	295, 400	326, 400	359, 600	378, 400			
107	295, 900	326, 900	360, 100	378, 900			
108	296, 300	327, 400	360, 600	379, 400			
109	296, 600	327, 800	361, 000	380, 000			
110	296, 900	328, 200	361, 500	380, 500			
111	297, 200	328, 500	362, 000	381, 000			
112	297, 600	328, 900	362, 500	381, 500			
113	297, 900	329, 300	363, 000	382, 100			
114	298, 200	329, 700	363, 500				
115	298, 500	330, 000	364, 000				
116	298, 800	330, 300	364, 400				
117	299, 100	330, 600	364, 800				
118	299, 400	330, 900	365, 300				
119	299, 700	331, 200	365, 800				
120	300, 100	331, 500	366, 300				
121	300, 400	331, 800	366, 700				
122	300, 800	332, 100	367, 200				
123	301, 200	332, 400	367, 700				
124	301, 600	332, 700	368, 200				
125	301, 900	333, 000	368, 600				
126	302, 200	333, 300					
127	302, 500	333, 600					
128	302, 800	333, 900					
129	303, 100	334, 200					
130	303, 400	334, 500					
131	303, 700	334, 800					
132	304, 000	335, 200					
133	304, 300	335, 500					

134	304,600	335,900					
135	305,000	336,300					
136	305,300	336,700					
137	305,600	337,000					
138	305,900	337,400					
139	306,200	337,800					
140	306,500	338,200					
141	306,800	338,500					
142	307,100	338,900					
143	307,500	339,300					
144	307,800	339,700					
145	308,100	340,000					
146	308,400	340,400					
147	308,700	340,800					
148	309,000	341,200					
149	309,300	341,500					
150	309,600	341,900					
151	309,900	342,300					
152	310,200	342,700					
153	310,500	343,000					
154	310,800						
155	311,100						
156	311,400						
157	311,700						
158	312,000						
159	312,300						
160	312,600						
161	312,900						
162	313,200						
163	313,500						
164	313,800						
165	314,100						
166	314,400						
167	314,700						

	168	315,000						
	169	315,400						
再 任 用 職 員		234,000	258,500	265,800	276,200	293,300	331,100	376,400

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第4（第2条関係）

病院事業業務職員給料表

職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円
用職	1	126,500	177,500	199,400	252,200	284,100
員以	2	127,400	179,000	200,800	253,600	286,000
外の	3	128,400	180,500	202,200	255,000	287,900
職員	4	129,300	182,000	203,600	256,400	289,800
	5	130,300	183,400	205,000	257,600	291,700
	6	131,300	184,900	206,500	258,900	293,600
	7	132,300	186,400	208,000	260,200	295,500
	8	133,300	187,900	209,500	261,500	297,400
	9	134,100	189,400	211,000	262,600	299,100
	10	135,100	190,600	212,600	263,900	300,900
	11	136,100	191,900	214,200	265,200	302,700
	12	137,200	193,200	215,800	266,500	304,500
	13	138,000	194,600	217,200	267,600	306,100
	14	139,000	195,700	218,900	268,800	307,800
	15	140,000	196,900	220,600	270,000	309,500
	16	141,000	198,100	222,300	271,100	311,200
	17	142,100	199,300	223,800	272,300	312,800
	18	143,300	200,500	225,000	273,500	314,500
	19	144,500	201,600	226,200	274,700	316,200

20	145, 700	202, 700	227, 400	275, 900	317, 900
21	146, 800	203, 700	228, 700	276, 900	319, 200
22	148, 000	204, 900	230, 300	278, 000	320, 600
23	149, 200	206, 100	231, 900	279, 100	322, 000
24	150, 400	207, 300	233, 500	280, 200	323, 500
25	151, 600	208, 500	235, 200	281, 300	325, 100
26	153, 100	209, 800	236, 700	282, 400	326, 600
27	154, 600	211, 100	238, 200	283, 500	328, 100
28	156, 100	212, 400	239, 700	284, 600	329, 600
29	157, 500	213, 700	241, 100	285, 700	331, 200
30	159, 000	215, 000	242, 500	286, 800	332, 500
31	160, 500	216, 300	243, 900	287, 900	333, 800
32	162, 000	217, 600	245, 300	289, 000	335, 000
33	163, 500	218, 500	246, 600	289, 900	336, 100
34	165, 300	219, 900	248, 000	291, 000	337, 200
35	167, 100	221, 200	249, 400	292, 100	338, 300
36	168, 900	222, 600	250, 800	293, 200	339, 500
37	170, 700	223, 700	252, 100	293, 900	340, 700
38	172, 400	225, 000	253, 500	294, 800	341, 900
39	174, 100	226, 300	254, 900	295, 700	343, 100
40	175, 800	227, 600	256, 300	296, 700	344, 300
41	177, 400	228, 700	257, 500	297, 600	345, 400
42	178, 800	229, 900	258, 800	298, 600	346, 600
43	180, 200	231, 100	260, 100	299, 600	347, 800
44	181, 600	232, 300	261, 400	300, 600	349, 000
45	183, 100	233, 500	262, 500	301, 400	350, 000
46	184, 500	234, 700	263, 700	302, 300	351, 100
47	185, 900	235, 900	264, 900	303, 200	352, 200
48	187, 300	237, 100	266, 100	304, 100	353, 300
49	188, 600	238, 300	267, 400	304, 800	354, 400
50	189, 800	239, 500	268, 600	305, 600	355, 400
51	191, 000	240, 700	269, 800	306, 400	356, 400
52	192, 200	241, 900	270, 900	307, 200	357, 400
53	193, 300	243, 100	272, 000	307, 800	358, 300

54	194, 400	244, 100	273, 200	308, 600	359, 200
55	195, 500	245, 100	274, 400	309, 300	360, 100
56	196, 600	246, 100	275, 600	310, 000	361, 000
57	197, 700	247, 200	276, 600	310, 700	361, 800
58	198, 800	248, 200	277, 700	311, 500	362, 700
59	199, 900	249, 200	278, 800	312, 300	363, 600
60	201, 000	250, 200	279, 900	313, 100	364, 500
61	202, 100	251, 200	281, 000	313, 700	365, 300
62	203, 000	252, 100	282, 100	314, 400	366, 200
63	203, 900	253, 000	283, 200	315, 100	367, 100
64	204, 800	253, 900	284, 300	315, 800	368, 000
65	205, 500	254, 900	285, 200	316, 300	368, 600
66	206, 300	255, 700	286, 000	316, 900	369, 200
67	207, 100	256, 500	286, 800	317, 500	369, 800
68	207, 900	257, 300	287, 700	318, 100	370, 400
69	208, 500	258, 100	288, 600	318, 700	370, 800
70	209, 100	258, 700	289, 400	319, 200	
71	209, 600	259, 300	290, 200	319, 700	
72	210, 200	259, 900	291, 000	320, 200	
73	210, 800	260, 200	291, 900	320, 500	
74	211, 500	260, 600	292, 700	321, 000	
75	212, 200	261, 100	293, 500	321, 500	
76	213, 000	261, 600	294, 300	322, 000	
77	213, 400	262, 200	294, 900	322, 200	
78	214, 100	262, 700	295, 500	322, 600	
79	214, 800	263, 200	296, 000	323, 000	
80	215, 500	263, 700	296, 400	323, 400	
81	216, 200	264, 100	296, 900	323, 900	
82	216, 900	264, 400	297, 400	324, 300	
83	217, 600	264, 700	297, 900	324, 700	
84	218, 300	265, 000	298, 400	325, 100	
85	219, 000	265, 200	298, 800	325, 400	
86	219, 700	265, 600	299, 400	325, 800	
87	220, 400	265, 900	300, 000	326, 200	

88	221, 100	266, 200	300, 600	326, 600
89	221, 700	266, 400	300, 900	326, 900
90	222, 300	266, 600	301, 400	327, 300
91	222, 900	267, 000	301, 900	327, 700
92	223, 500	267, 200	302, 400	328, 100
93	224, 000	267, 500	302, 800	328, 300
94	224, 500	267, 900	303, 300	328, 700
95	225, 000	268, 300	303, 800	329, 100
96	225, 500	268, 700	304, 300	329, 500
97	226, 100	268, 900	304, 600	329, 800
98	226, 600	269, 200	305, 100	330, 200
99	227, 100	269, 400	305, 600	330, 600
100	227, 600	269, 700	306, 100	331, 000
101	228, 200	270, 000	306, 500	331, 300
102	228, 800	270, 200	306, 900	
103	229, 400	270, 500	307, 300	
104	230, 000	270, 800	307, 700	
105	230, 400	271, 000	308, 000	
106	230, 900	271, 300	308, 400	
107	231, 400	271, 600	308, 800	
108	231, 900	271, 900	309, 200	
109	232, 100	272, 200	309, 600	
110	232, 500	272, 500	310, 000	
111	233, 000	272, 800	310, 400	
112	233, 500	273, 100	310, 800	
113	234, 000	273, 300	311, 000	
114	234, 500	273, 600	311, 400	
115	235, 000	273, 900	311, 800	
116	235, 500	274, 200	312, 200	
117	235, 900	274, 500	312, 500	
118	236, 300	274, 800	312, 900	
119	236, 700	275, 100	313, 300	
120	237, 100	275, 400	313, 700	
121	237, 500	275, 500	313, 900	

	122		275, 800	314, 300		
	123		276, 100	314, 700		
	124		276, 400	315, 100		
	125		276, 500	315, 300		
	126		276, 800	315, 700		
	127		277, 100	316, 100		
	128		277, 400	316, 500		
	129		277, 500	316, 700		
	130		277, 800	317, 100		
	131		278, 100	317, 500		
	132		278, 400	317, 900		
	133		278, 500	318, 100		
	134		278, 800			
	135		279, 100			
	136		279, 400			
	137		279, 500			
再任 用職 員		195, 700	206, 500	228, 500	249, 700	281, 400

備考 この表は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 57 条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員に適用する。

別表第 7（第 11 条関係）

期間の区分	支給額	期間の区分	支給額
	円		円
1 年未満	307, 000	18 年以上 19 年未満	297, 100
1 年以上 2 年未満	307, 000	19 年以上 20 年未満	293, 800
2 年以上 3 年未満	307, 000	20 年以上 21 年未満	290, 500
3 年以上 4 年未満	307, 000	21 年以上 22 年未満	276, 700
4 年以上 5 年未満	307, 000	22 年以上 23 年未満	262, 700
5 年以上 6 年未満	307, 000	23 年以上 24 年未満	249, 200
6 年以上 7 年未満	307, 000	24 年以上 25 年未満	235, 300
7 年以上 8 年未満	307, 000	25 年以上 26 年未満	221, 600
8 年以上 9 年未満	307, 000	26 年以上 27 年未満	204, 000

9 年以上 10 年未満	307,000	27 年以上 28 年未満	186,900
10 年以上 11 年未満	307,000	28 年以上 29 年未満	169,600
11 年以上 12 年未満	307,000	29 年以上 30 年未満	152,000
12 年以上 13 年未満	307,000	30 年以上 31 年未満	134,000
13 年以上 14 年未満	307,000	31 年以上 32 年未満	115,700
14 年以上 15 年未満	307,000	32 年以上 33 年未満	97,800
15 年以上 16 年未満	307,000	33 年以上 34 年未満	71,800
16 年以上 17 年未満	303,700	34 年以上 35 年未満	47,500
17 年以上 18 年未満	300,400		

備考 この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第 11 条第 3 項の職員となった日以後の期間を示す。

第 2 条 熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第 38 条第 2 項第 1 号中「100 分の 82.5」を「100 分の 75」に、「100 分の 102.5」を「100 分の 95」に改め、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分の 35」に改める。

第 47 条第 7 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 170」を「100 分の 140」と改め、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 155」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第 1 条中熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程第 38 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 47 条第 7 項の改正規定 平成 26 年 12 月 1 日
 - 第 2 条の規定 平成 27 年 4 月 1 日
- 第 1 条の規定による改正後の熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）第 11 条第 2 項、第 47 条第 1 項の表、別表第 1 から別表第 4 まで及び別表第 7 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日（次項において「適用日」という。）から適用する。
(給与の内払)
- 適用日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

病院局公告第 33 号

平成 26 年 11 月 20 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、平成 27 年度と平成 28 年度において、熊本市が発注する病院事業に係る物品供給契約等の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 3 項の規定により次のとおり公告す

る。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

1 参加者の資格

申請に参加できる方は、以下の条件を満たす者（熊本市病院局物品売買等の契約参加資格者に関する要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）第 3 条の規定すべてに該当しない者）となります。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号に該当しない者
- (3) 平成 26 年 12 月 1 日以前 1 年以上引き続き、同種の営業を営んでいる者
- (4) 営業に関し法律上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格を有する者

※ (2)については、熊本市が締結する契約等から暴力団等又は暴力団等関係者の不当な介入を排除し、もって契約等の適正な履行を確保することを目的としています。

※ 市税ならびに消費税及び地方消費税の滞納がある者については、参加資格者として登録は行いますが、熊本市病院局物品売買等の契約に係る指名競争入札参加者等指名基準取扱い要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）に従い、納税されるまで指名を行わず、また定例見積合わせに参加できないものとします。

2 審査の方法

競争入札に参加する者に必要な資格は、競争入札参加審査申請書により、次の各号に定める項目について平成 26 年 12 月 1 日を基準として業種ごとに審査する。

- (1) 直前 2 年間の決算における販売・製造実績
- (2) 直前 2 年間の決算における経営状況
- (3) 営業年数・従業員数及び生産設備の種類・規模

3 申請の時期及び方法

競争入札に参加しようとする者の申請時期及び方法は次のとおりとする。

(1) 申請の時期

ア 平成 27 年 4 月 1 日からの契約を希望する者

平成 26 年 12 月 15 日（月）から平成 27 年 1 月 23 日（金）（熊本市の休日及び期限を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 平成 27 年 5 月 1 日以降からの契約を希望する者

平成 27 年 1 月 26 日（月）以降（休日を除く。）

受付時間 午前 9 時から午前 11 時 30 分まで

午後 1 時から午後 4 時まで

(2) 受付場所 熊本市市民病院事務局経営企画課（熊本市市民病院新館 6 階）

(3) 申請書類 ※11月20日（木）より熊本市ホームページ及び熊本市市民病院ホームページへの掲載または受付場所にて配布するものとする。

ア 競争入札（見積）参加資格審査申請書

様式第 1 号 申請書 ----- 1 通

様式第 2 号 参考事項 -----業種毎 1 通

様式第 3 号 資格決定通知書 ----- 1 通

様式第 4 号 委任状（支店等で直接取引する場合） ----- 1 通

イ 市税滞納有無調査承諾書 ----- 1 通

ウ 役員名簿及び照会承諾書 ----- 原本 1 通

エ 登記簿謄本（法人の場合） ----- 原本 1 通（判可）

オ 身元（身分）証明書（個人の場合） ----- 原本 1 通

カ 印鑑証明書 ----- 原本 1 通

キ 消費税納税証明書（個人－「その3の2」、法人－「その3の3」）	---	原本1通（乳司）
ク 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）	-----	各1通
ケ 医薬品販売業の許可証（薬品卸業者）	-----	写し1通
コ ISO認証登録証（該当者）	-----	写し1通
サ 防災表示者認定証（縫製業、インテリア業者）	-----	写し1通
シ 高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可証	-----	写し1通

監 査

監 委 公 告 第 1 6 号

平成26年11月20日

住民監査請求による監査に基づく監査結果の公表について

平成26年10月6日に受理した熊本市職員に対する措置請求（請求人 齋藤宙也）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、その監査結果を次のとおり公表する。

熊本市監査委員 竹 原 孝 昭
熊本市監査委員 石 原 純 生
熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

第1 請求の受理

本件監査請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成26年10月6日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥について

議員から選任された田尻清輝監査委員は、その議員活動の中で、本件事案に密接に関連した訴訟の当事者からの相談に従事したことから、本件請求の監査を行うに当たり監査の公正さを確保するため、本件を自己の従事する業務に直接の利害関係のあるものに相当するものと判断し、地方自治法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

2 請求の趣旨

措置請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

請求人は、熊本市が平成26年2月に提起した市営住宅の明渡しに関する訴訟（以下「本件訴訟」という。）の被告の代理人弁護士である。

被告の母が市営住宅に入居していたとき、その長男である被告が住宅課に市営住宅同居承認申請書（以下「同居申請書」という。）を提出しないまま同居していたところ、被告の母が平成25年1月1日に死亡した。被告は市営住宅入居に係る承継の手続きをするため来庁したが、同居申請書が提出されておらず居住資格がないことから住宅課は被告に市営住宅の明渡しを求めたが、被告が明け渡さなかったため市が提訴したものである。

請求人としては、被告が市営住宅を明け渡さず占拠していることから、住宅課が賃料相当の損害金を被告に請求することは理解できるが、家賃を催促する文書、家賃の口座振替を勧める郵便物等が、被告の亡母及びその連帯保証人である被告に数回にわたり送付されており、裁判を起こしたにもかかわらず賃料相当損害金ではなく家賃の支払いを求める郵便物を発送するのは矛盾があるため、次の措置を求めるものである。

(1) 今後、被告及び被告の亡母に対し、本件建物の家賃（賃料相当損害金は除く。）に関する郵便物を発送することを差し止めること。

(2) 次のアないしオの文書の郵送代の支出が不当であるので、住宅課職員は市へ返還すること。

ア 平成26年1月29日付け「平成25年度収入基準認定通知書」（亡母宛）（以下「郵便物ア」という。）

- イ 平成 26 年 2 月 12 日付け「納付確認のお知らせ（熊本市営住宅使用料（家賃）催告状）」（被告宛）（以下「郵便物イ」という。）
- ウ 平成 26 年 5 月 14 日付け「納付確認のお知らせ（熊本市営住宅使用料（家賃）催告状）」（被告宛）（以下「郵便物ウ」という。）
- エ 平成 26 年 5 月 29 日付け「市営住宅家賃・駐車場使用料の口座振替手続きのご案内」（亡母宛）（以下「郵便物エ」という。）
- オ 平成 26 年 7 月 10 日付け「市営住宅使用料（家賃）納入通知書」（亡母宛）（以下「郵便物オ」という。）

3 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容から、本件監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 市営住宅の家賃に関する郵便物の発送について
- (2) 郵便物発送に要した金額について

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 10 月 15 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

その際、請求人から、平成 25 年 6 月から同年 8 月にかけて住宅課から被告及び被告の亡母宛に送付された郵便物 4 通について、参考資料として新たに提出された。

また、当初、請求の対象となる職員は住宅課収納班職員であったが、今回請求の対象となった郵便物の発送作業において、その他の住宅課職員も関与していたことが判明したことから、平成 26 年 10 月 15 日、請求人により対象者についての補正が行われ、住宅課職員となった。

5 監査の方法等

(1) 関係職員の陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 26 年 10 月 24 日に下記の職員の陳述の聴取を行った。

都市建設局次長、住宅課長、その他住宅課職員（請求の対象に平成 25 年度の行為も含まれるため、平成 25 年度の住宅課職員も含む。）

(2) 関係書類の精査等

監査の対象とした事項について、関係書類を精査し、関係法令及び裁判例等を参照した。

(3) 監査対象からの除外

請求書では、前述の郵便物アないしオのほか、平成 25 年 6 月から同年 8 月にかけて住宅課から被告及び被告の亡母宛に送付された郵便物 4 通についても問題としたいところであると記載されていたが、請求人も了知請求書の中で記載しているとおり、これら 4 通については、その発送の事実発生日から本件の請求日までの期間が、地方自治法第 242 条第 2 項の請求期間を経過しているため、追加で提出された参考資料とともに、今回の監査対象からは除外するものである。

第 3 監査の結果

1 主文

本件監査請求についてはいずれも棄却する。

2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員の陳述等から、次のとおりの事実が認められた。

(1) 市営住宅の家賃に関する郵便の発送について

- ア 郵便物アないしオの内容及び発送手続き
- ・郵便物ア

郵便物アは、収入基準認定通知書で、翌年度の決定家賃額を知らせる書類であり、例年 1 月に入居名義人宛に送付されるものである。市全体で同様の郵便物約 11, 100 通が

送付されている。このほか、建替えに伴う退去予定者又は強制執行の候補者に該当する等の理由で発送しない通知書が約 1 5 0 通あり、それらについては、住宅課の各担当が作成したリストを元に、郵便物からの引き抜き作業を行う。本件における宛先は入居名義人（被告の亡母）であり、引き抜き作業がなされず、誤って発送されたものである。

・郵便物イ及び郵便物ウ

郵便物イ及び郵便物ウは、表書きには「納付確認のお知らせ」と、中には「熊本市営住宅使用料（家賃）催告状」と記載されているものであり、入居者に家賃を催告する書類である。3 ヶ月毎に入居名義人などに宛てて送付される。市全体で同様の郵便物約 5, 0 0 0 通が送付されている。このほか、発送する準備作業中に窓口で納付が行われた場合などの理由で発送しないものが 5 通程度あり、それらについての引き抜きは、郵便物アと同様の引き抜きが行われる。本件における宛先は連帯保証人（被告）宛であり、そもそも、引き抜きの対象とはなっておらず発送されたものである。

書類の中に「家賃」として記載されているが、住宅課によれば不法入居者等に送付する場合においても「賃料相当損害金」などの記載に改めず、特に注意書き等も同封はしていないとのことであった。

・郵便物エ

郵便物エは、口座振替手続きの案内であり、口座振替を行っていない入居者等に送付されるものである。平成 2 6 年度から年に 1 回送付しており、市内全体で約 3, 5 0 0 通が送付されている。このほか、発送する準備作業中に口座振替に切り替えた等の理由で発送しないものが 6 7 通あり、それらについての引き抜きは郵便物アと同様に行われる。本件においては、被告の亡母宛であり、引き抜き作業がなされず、誤って発送されたものである。

・郵便物オ

郵便物オは、市営住宅使用料（家賃）納入通知書であり、例年、年に 1 回送付を行ってきたが、平成 2 6 年度から年に 3 回、4 ヶ月毎に送付するように取扱いを改めたところである。1 回当たり約 7, 0 0 0 通を送付しており、このほか、発送する準備作業中に口座振替に切り替えた等の理由で発送しないものが約 1 7 0 通あり、それらについての引き抜きは郵便物アと同様に行われる。本件においては、被告の亡母宛であり、引き抜き作業がなされず、誤って発送されたものである。

・発送手続き

郵便物の発送の手続きに当たっては、その発送する郵便物ごとに定められた住宅課の発送担当者が、文書の印刷、封入封緘を行った後、各担当（不法入居、強制執行等の事務に従事し、発送する郵便物について、発送対象者から除外すべき対象者を把握している者）に当該郵便物を送付しない者の抽出をするよう依頼した後、各担当から提出された対象者を取りまとめ、引き抜きを行う対象者リストを作成する。このリストに基づいて、発送担当者がそれぞれ発送する郵便物から除外する対象者の引き抜き作業を行っていた。発送前の最終確認としては、引き抜き漏れがないかどうか確認する意味から、発送担当者が各担当に発送する旨を告知し、課長までの決裁をとり、発送するものである。

通常の郵便物発送に係る事務マニュアルは整備されているが、住宅課内で今回の発送に当たりマニュアルに基づく事務処理が行われていなかった。また、訴訟等の係争中の入居者等に特化したマニュアルも、作成されていなかった。

なお、不法入居者に対する建物明渡し及び賃料相当損害金請求の訴訟件数は、本件訴訟のほかに、平成 2 5 年度前期で 1 件、平成 2 5 年度後期で 1 件、平成 2 6 年度前期で 2 件であり、本件訴訟以外の事案についても、本件と同様の郵送手続きが行われていた。

イ 住宅課の体制と発送に携わった職員の範囲

郵便物ア及び郵便物イの発送は、平成 2 5 年度に行われており、その当時の住宅課の体制は次のとおりであった。

住宅課職員数 33 名、その他嘱託職員及び臨時職員 17 名

(内訳) 課長 1 名、課長補佐 4 名、

住宅管理係：5 名（係長 1 名、主任主事 2 名、主事 2 名）、

その他嘱託員 1 名

収納係：6 名（係長 1 名、主任主事 3 名、主事 2 名）、

その他嘱託員 14 名、臨時職員 1 名

維持係：9 名、建設係：4 名、計画係：4 名、その他臨時職員 1 名

郵便物ウないしオの発送は、平成 26 年度に行われており、現在の住宅課の体制は次のとおりである。

住宅課職員数 33 名、その他嘱託職員及び臨時職員 18 名

(内訳) 課長 1 名、副課長 1 名、課長補佐 3 名、

住宅管理班：5 名（主査 1 名、主任主事 2 名、主事 2 名）、

その他嘱託員 1 名

収納班：6 名（主査 1 名、参事 1 名、主任主事 3 名、主事 1 名）、

その他嘱託員 14 名、臨時職員 1 名

維持班：7 名、建設班：6 名、

計画班：4 名、その他嘱託員 1 名、臨時職員 1 名

このうち、本件の郵便物発送に直接携わる職員は収納班（平成 25 年度は収納係）職員であり、発送物ごとに主査（平成 25 年度は係長）以外 1 名が担当となる。発送に係る決裁については、当該担当、収納班主査（平成 25 年度は収納係係長）、副課長（平成 25 年度は課長補佐）の順番に承認を受け、最終的に課長の決裁を受けるものである。

なお、平成 26 年 4 月 1 日付けの人事異動により、課長、収納班の主査、主任主事 1 名及び主事 1 名の異動があり、今回の郵便物ア、郵便物イ、郵便物ウ及び郵便物オの発送事務について、それぞれ担当替えが行われていた。郵便物エについては、家賃の口座振替手続きの推進のため、平成 26 年度から送付されることになったものであった。

ウ 発送についての住宅課の見解

郵便物イ及び郵便物ウについて、住宅課としては、賃料相当損害金の催告の趣旨で送付したものであり、発送する郵便物の様式の差別化ができていなかったものとの見解であった。

家賃と賃料相当損害金とではその法的性格及び会計上の取扱いが異なることについて、以前から認識していたが、これを区別する取扱いが行われていなかった。

しかしながら、これらの郵便物には「熊本市営住宅使用料（家賃）催告状」としか記載されておらず、賃料相当損害金ではなく家賃として取り扱われていることから、受領者に誤解を与える恐れがあること並びに法律上及び会計上の取扱いにおいても疑義があることを再認識し、今後、本件訴訟と同様の明渡し訴訟における催告状については、賃料相当損害金であることが分かるように事務処理を行うよう変更したとのことであった。

郵便物ア、郵便物エ及び郵便物オについては、亡母宛に送付する必要性はなかった。送付する郵便物から引き抜く対象者のリストを作成する作業がもれていた結果、生じたミスである。事務マニュアルの徹底や各担当者間の情報共有が十分なされていなかったことから、誤って発送してしまったものであった。

今後、入居名義人が故人の場合には、マニュアルの徹底と情報の共有を十分に行い、同様の誤った郵便物の発送は停止するとのことであった。

(2) 郵便発送に要した金額

本件請求に係る郵便物の料金については、次のとおりであった。

- ・郵便物ア…郵便区内特別郵便 種別：定形 料金：50 円
- ・郵便物イ…料金後納郵便 種別：ハガキ 料金：50 円
- ・郵便物ウ…料金後納郵便 種別：ハガキ 料金：52 円

・郵便物エ・・・郵便区内特別郵便 種別：定形 料金：67円

・郵便物オ・・・郵便区内特別郵便 種別：定形 料金：67円

郵便物ア、郵便物エ及び郵便物オの種別は定形であるが、郵便区内特別郵便制度（同一差出人から形状、重量及び取扱いが同一の定形又は定形外郵便物が同時に100通以上差し出され、かつ、それが差出局の配達区域の郵便物であれば、郵便料金が割引かれる制度）による割引があり、当該料金となったものである。郵便物アについては、通常の割引より割引率が大い特別料金が適用され50円となっている。郵便物ウについては、発送日が平成26年度であるため、消費税が5%から8%になったことによる差が2円生じ52円となっている。

郵便物アないしオの料金の合計額は、286円であった。

3 判断

(1) 住宅課での郵便物発送に係る事務について

事実関係で述べたように、郵便物ア、郵便物エ及び郵便物オについては、住宅課としても、発送物から除外する対象者のリストを作成せず、発送物から引き抜く作業がもれていたことを原因とする間違った発送であった。

また、郵便物イ及び郵便物ウについては、住宅課において法的理解が十分ではなく、その文書中には家賃とだけ記載していたため、郵便物を受領した者からすれば家賃として取り扱われていると誤解する恐れもあった。

いずれの発送においても、住宅課における事務手続上及び取扱上の誤りが見られたが、事務処理量が多いことや発送物から除外する対象者リストの作成担当者への情報集約方法が不十分であったという組織体制上の欠陥から発生したもので、それぞれの担当者に重大な過失があったとはまでは認定できない。

なお、郵便物アないしオについては、事務処理上、本件の対象者のみならず、他の訴訟対象者のすべてに発送されていた。したがって、本件の対象者についてのみ故意に発送されたものとは言えず、発送行為が故意による不当なものとは言えない。

(2) 今後の郵便物の発送事務における被告及び亡母への郵便物の取扱いについて

関係職員からの聴取において、住宅課における郵便物の発送に関して、これまで入居者等に一律に発送していた取扱いを変更し、平成26年11月以降に住宅課から発送される予定の郵便物のうち、本件で請求の対象となったような係争中の入居者等に対する郵便物については、一律に発送される郵便物から除くよう改善を行う、との説明があった。

改善の具体的内容としては、次のとおりであった。

住宅課から発送する郵便物については、その印刷後に封入封緘を行い、各担当者からのリストを元に、送付すべきではない者に対しての郵便物を封入封緘された郵便物の中から手作業で引き抜きを行ってきたが、今後は、その作業後にも再度チェックリストにより発送予定の郵便物から引き抜かれているかどうか、発送する郵便物から引き抜かれた現物を各担当が確認し、チェックリストにサインをし、その上で、郵便物を発送してよいか課長までの決裁を取る。

その伺いには、各担当が確認したというサインが記載されたチェックリスト及び引き抜かれた現物を添付して、送付すべきではない者に対しての郵便物は、発送することがないような確認を行うこととした。

また、住宅課の管理システムを確認したところ、「催告状」については、システム上で発行を停止する機能があり、平成26年6月中に被告宛の催告状の発行停止を行っているとのことであった。

よって、請求人が主張する郵便物の発送の差し止めについては、住宅課による改善が着手されているため、今回、本職から改めて催告等の措置を講ずる必要はないものと判断する。

(3) 郵送代の返還の必要性について

本件で請求の対象となる郵便物5件の発送のうち、郵便物イ及び郵便物ウ（催告状：被告宛）の2件については、家賃の催告状という表記で送付しているが、住宅課としては「賃料相当損

害金」に対する催告という認識で送付しているものであった。

また、郵便物ア（収入基準認定通知書：亡母宛）、郵便物エ（口座振替手続き案内：亡母宛）、郵便物オ（納入通知書：亡母宛）の3件については、住宅課としても送付すべきではないという認識であったが、各郵便物の発送担当者が引き抜き対象者のリストを作成するという事務手続きを踏まずに、送付してしまったということである。

これらの送付に要した郵便代は、事実関係で述べたとおり合計286円であった。

この合計286円の郵便代を職員から返還させる必要性について判断するに当たり、職員がこの金額を賠償する責任を負うかどうかを判断することとする。

まず、郵便物アないしオの発送事務に直接従事した住宅課の担当職員の賠償責任を判断するに当たって、地方自治法第243条の2第1項前段に規定する職員の損害賠償責任に該当するか、つまり、故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品等若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときに当たるかどうかを判断する。

ここでいう重大な過失は、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解すべき」（最高裁判決昭和32年7月9日）ところ、前述のとおり、住宅課の担当職員には、故意又は重大な過失が認められないので、賠償責任はない。

また、担当職員を指導する主査、課長補佐、副課長については、今回の発送における行為者ではなく、地方自治法第243条の2第1項後段の地方公共団体の規則で指定したものではないため、賠償責任を問える同項所定の職員等には該当しない。

また、課長については、発送についての決裁権者であり、実質的な支出負担行為者といえ、地方自治法第243条の2第1項後段所定の職員等に該当する。しかしながら、課長が指揮監督すべき職員数、その事務内容、事務量を鑑みると、発送作業における直接的な指示及び処理を部下職員に実質的に任せていたことは、特に非難されるべきことではない。以上のことを総合的に判断すると、本件郵便物の発送について、課長が著しく職務を怠ったということとはできず、課長に重大な過失があったということは認められない。よって、地方自治法第243条の2第1項後段の規定による損害賠償責任を負うものということとはできない。

よって、今回の請求の対象となった住宅課職員については、損害賠償の責任を負うものではないため、請求対象の郵便代を返還する必要性は認められない。

以上のことから、本件市営住宅の家賃に関する郵便物の発送に係る請求人の主張については、いずれも理由が認められないため、主文のとおりとする。

4 意見

今回の請求は、住宅課職員の法令の理解不足及び事務処理の誤りに起因するものであり、本職としても非常に遺憾である。地方公務員法第32条に規定されているように、職員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従わなければならない。

今後、市営住宅の家賃など、使用料の納付に係る通知等の郵便物については、その記載内容を精査し内容の正確性を高めるとともに、職員がそれぞれの事務処理に係る法令についての知識を深め、正確かつ効率的な事務の遂行に努められるよう要望する。

また、人事異動に伴う事務引継ぎに当たっては、係争中の事案には特に意を用いるとともに、年度移行又は事務移管に伴い事務処理方法を新たにした場合等は、当該事務処理に当たっては通常より入念な確認作業を行われたい。

選挙管理委員会

選 管 告 示 第 2 8 号

平成 2 6 年 1 1 月 1 8 日

平成 2 6 年 1 1 月 1 6 日執行の熊本市長選挙における当選人の住所及び氏名は次のとおりである。

熊本市選挙管理委員会委員長 田 代 芳 郎

住所 登載省略

氏名 大西 一史